



### 表紙について

#### 作者コメント(作品で表現したかった内容、作品テーマ等)

色鉛筆や水性ペン、絵の具を使い、その一つ一つに役割を持ち主役となる。同様に、人にも役割が一人ひとりであり、皆が主役だということを伝えたい。また、明るい世界を願って明るい色で花や助け合いの心を描いた。



ごあいさつ

糸満市では、平成30年3月に『障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現できるまち』を基本理念に掲げ、平成30年度から平成35年度(令和5年度)までを計画期間とした第4次糸満市障がい者計画を策定し、障害のある方々が安心して自分らしく暮らしていけるよう、さまざまな障害者施策に取り組んでまいりました。

この間、国においては地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、重層的支援体制の構築が新たな視点として加えられ、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などを一体的に実施する取組みが求められるようになりました。また、近年では、誰もが排除されることなく、全員が社会に参画する機会を持てるようになることを目指した”社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)”という考え方も広がり、わが国が抱える高齢化や人口減少などの社会的課題を乗り越えていくためにも、誰もが支え合う共生社会の実現が求められています。

このたび、第4次糸満市障がい者計画の取組みを検証し、新たに第5次糸満市障がい者計画を策定しました。本計画では、前計画の基本理念を継承しつつ、基本理念の考え方として、「多様性を理解し受け入れる社会“社会的包摂”への理解」、「障害の有無にかかわらず一人ひとりの意思決定の尊重」、「QOL(Quality of Life)の向上」を掲げ、引き続き三つの基本目標を掲げて各種施策に取り組むこととしています。

今後、本計画に基づき、本市では、障害のある人もない人も誰もが「地域で安心して、自分らしく暮らしていける共生社会を実現できるまち」を目指し、市民の皆様や関係の皆様とのパートナーシップを大切にしながら、着実に前進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました糸満市障害者施策推進協議会及び糸満市地域自立支援協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力くださった多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

糸満市長 當 銘 真 栄



## 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
5 計画策定のポイント.....	3
第2章 本市の障がい者(児)の状況.....	7
1 手帳所持者等の状況.....	7
2 自立支援給付の状況.....	9
3 地域生活支援事業.....	13
4 その他事業.....	15
5 アンケート調査結果の概要.....	16
第3章 糸満市第4次障がい者計画の取組みの進捗状況.....	29
1 第4次計画における事業の実施状況等.....	29
2 取組みの進捗・評価概要.....	31
基本目標1(施策1):日々の暮らしの基盤の充実.....	31
1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	31
2. 情報バリアフリーの向上と意思疎通支援の充実.....	41
3. 保健・医療の推進.....	43
基本目標2(施策2):学び、働き、憩う環境の充実.....	47
1. 教育の振興.....	47
2. 雇用、就業、経済的自立の支援.....	50
3. 文化芸術、スポーツ、余暇活動等の充実.....	54
基本目標3(施策3):バリアフリーなまちづくりの推進.....	56
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	56
2. 安全安心な生活環境の整備.....	61
3. 防災、防犯等の推進.....	65
第4章 計画の基本的な考え方.....	67
1 基本理念.....	67
2 基本目標.....	69
3 国の施策分野との対応整理について.....	70
4 第5次計画の施策の体系.....	71
第5章 施策の展開.....	73
基本目標1 日々の暮らしの基盤の充実.....	73
基本目標1-1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	73
基本目標1-2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実.....	80

基本目標1-3 保健・医療の推進 .....	81
基本目標2 学び、働き、憩う環境の充実 .....	83
基本目標2-1 教育の振興.....	83
基本目標2-2 雇用、就業、経済的自立の支援 .....	85
基本目標2-3 文化芸術、スポーツ、余暇活動等の充実 .....	88
基本目標3 安全・安心なまちづくりの推進.....	90
基本目標3-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 .....	90
基本目標3-3 防災、防犯等の推進 .....	95
第6章 障害福祉計画.....	97
1 成果目標.....	97
2 自立支援給付サービス .....	104
3 地域生活支援事業サービス.....	129
第7章 障害児福祉計画.....	147
1 成果目標.....	147
2 障害児通所支援.....	150
第8章 計画の推進に向けて .....	159
1 連携体制の充実 .....	159
2 計画の進行管理.....	159
資料編.....	161
1 参考条文.....	161
2 用語解説 .....	162
3 糸満市地域自立支援協議会設置規則.....	167
4 糸満市障害者施策推進協議会規則 .....	169
5 糸満市障害者施策推進協議会委員 .....	171
6 令和5年度糸満市障害者施策推進協議会開催状況.....	171
7 第5次糸満市障がい者計画・重点施策指標のアンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案 (参考)について .....	172
8 答申書及び提言書.....	175

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の目的

本市においては、平成30年3月に障害者基本法第11条第3項に基づき策定する障害のある方のための施策に関する基本的な計画である「糸満市第4次障がい者計画」を策定するとともに、3年を1期とした計画策定が義務付けられている、障害福祉サービス等の量の見込みや確保方策を規定する「障害福祉計画」、障害児通所支援等の量の見込みと確保方策を規定する「障害児福祉計画」を策定し、本市における障がい者(児)に対する取組みを総合的に進めてきました。

平成30年3月以降、国の方では、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年6月施行)、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和3年4月施行)、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4年5月施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)など、障害者施策の充実に向けて各法制度の整備が進められてきたとともに、令和5年3月には、国の障害者施策の基本的な方向性を定めた「第5次障害者基本計画」が策定されました。

このような中、糸満市第4次障がい者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の3つの計画が令和5年度で計画期間満了を迎えることから、国の法制度などの動向や、本市におけるこれまでの障害者(児)施策の進捗状況や課題等を踏まえ、取組みのさらなる充実化を図るため「糸満市第5次障がい者計画」及び「糸満市第7期障害福祉計画」「糸満市第3期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### (1)法的根拠

「市町村障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する計画であり、障害のある方のための施策に関する基本的な計画です。

「市町村障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定する計画であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針に即して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定する市町村障害児福祉計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針に即して定める計画です。

糸満市第5次障がい者計画は、上記の「市町村障害者計画」「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

## (2)計画の位置づけ

本市の他の計画と「糸満市第5次障がい者計画」との位置づけ・関係は、本市の最上位計画である「糸満市第5次総合計画」を上位計画としているほか、保健福祉部門の上位計画である「糸満市地域福祉計画」や保健福祉関連計画である「糸満市子ども・子育て支援事業計画」や「糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「健康いとまん21」、「糸満市特定健康診査等実施計画」等の各種計画との整合性を図り策定しています。

## 3 計画の期間

「糸満市第5次障がい者計画」は、令和6年度を初年度とする6年計画を予定しています。また「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は、3年を1期とする計画の策定が義務付けられているため、令和6年度から令和8年度までの計画となります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
糸満市第5次障がい者計画						糸満市第6次障がい者計画		
障害福祉計画(第7期)			障害福祉計画(第8期)					
障害児福祉計画(第3期)			障害児福祉計画(第4期)					

## 4 計画の策定体制

糸満市第5次障がい者計画の策定体制は、「市町村障害者計画」部分においては行政内部の「計画策定幹事会」で検討を行った内容を、外部・有識者等で構成される「糸満市障害者施策推進協議会」で審議しています。

障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策を規定する「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」部分においては、行政内部の「計画策定幹事会等」で検討を行った内容を、「糸満市地域自立支援協議会」で審議していくものであります。

## 5 計画策定のポイント

第5次糸満市障がい者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にあたり、先ず、国の障害者基本計画及びその動向などのポイントを以下のとおり整理し、国の施策へ対応した市計画の策定を目指します。

### (1)第5次障害者基本計画(国)の概要

#### 1)基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

#### 2)計画期間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

#### 3)計画の各論の主な内容(11の分野)

##### 【①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止】

<社会のあらゆる場面における障害者差別の解消>

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

##### 【②安全・安心な生活環境の整備】

<移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進>

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

##### 【③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

<障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進>

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

#### 【④防災、防犯等の推進】

<災害発生時における障害特性に配慮した支援>

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

#### 【⑤行政等における配慮の充実】

<司法手続や選挙における合理的配慮の提供等>

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

#### 【⑥保健・医療の推進】

<精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消>

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

#### 【⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進】

<意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実>

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

#### 【⑧教育の振興】

<インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備>

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

#### 【⑨雇用・就業、経済的自立の支援】

<総合的な就労支援>

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

#### 【⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興】

< 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 >

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

#### 【⑪国際社会での協力・連携の推進】

< 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進 >

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

### (2)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正概要

#### 【基本指針の主な見直し事項】

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
  - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
  - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
  - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
  - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
  - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
  - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
  - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
  - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
  - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
  - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
  - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
  - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他:地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 第2章 本市の障がい者(児)の状況

### 1 手帳所持者等の状況

#### (1)身体障害者手帳

身体に障害のある方で一定の障害に該当すると認められたとき、身体障害者手帳が交付されます。所持者状況をみると、令和5年の所持者は2,125人であり、等級別では最重度の1級が最も多くなっています。障害の種類別では、「肢体不自由」が最も多く、次いで内部障害となっています。特に、内部障害(腎臓機能障害)が増加傾向にあります。

身体障害者(児)手帳等級別所持者状況

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	499 (17)	547 (18)	588 (18)	629 (19)	699 (23)	777 (27)
2級	284 (3)	290 (3)	304 (4)	314 (5)	315 (5)	325 (5)
3級	262 (5)	274 (6)	293 (5)	299 (6)	317 (5)	337 (7)
4級	341 (3)	346 (3)	373 (5)	395 (5)	404 (5)	423 (4)
5級	85 (2)	90 (2)	91 (2)	94 (2)	99 (3)	98 (3)
6級	130 (3)	136 (4)	138 (4)	143 (4)	152 (5)	165 (5)
計	1,601 (33)	1,683 (36)	1,787 (38)	1,874 (41)	1,986 (46)	2,125 (51)

各年4月1日現在

( )は18歳未満の再掲

身体障害者障害程度等級の状況

単位：人

	視覚	聴覚・平衡	発音・言語	肢体不自由	内部	計
1級	39	—	—	164	450	653
2級	47	43	—	284	8	382
3級	8	27	14	169	171	389
4級	3	53	9	156	219	440
5級	14	1	—	78	—	93
6級	2	109	—	47	—	158
7級	—	—	—	10	—	10
計	113	233	23	908	848	2,125

令和5年4月1日現在

この表は障害程度の判定において「主たる障害」を集計しています(複数の障害がある場合は障害程度が重い方が集計対象となります)

※7級の身体障害者手帳の交付はありません(肢体不自由については、7級に該当する障害が2以上重複する場合、6級の手帳が交付されます)

## (2)療育手帳

知的障害と判定された方に対して、各種援助措置を受けやすくするため療育手帳が交付されます。所持者状況をみると、令和5年の所持者は836人であり、そのうち約7割が比較的軽いB判定となっています。

療育手帳等級別所持者状況

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A1	60 (4)	69 (10)	72 (12)	75 (14)	80 (17)	83 (20)
A2	157 (15)	158 (14)	170 (21)	176 (23)	189 (27)	195 (31)
B1	230 (30)	234 (32)	233 (35)	238 (36)	245 (41)	253 (47)
B2	244 (42)	253 (56)	261 (67)	267 (77)	284 (102)	305 (121)
計	691 (91)	714 (112)	736 (135)	756 (150)	798 (187)	836 (219)

各年4月1日現在

( )は18歳未満の再掲

## (3)精神保健福祉手帳

何らかの精神疾患(てんかん、発達障害を含む)により長期に渡り日常生活または社会生活への制約がある方に対し交付されます。手帳所持者は増加傾向となっており、中程度の2級が最も多くなっています。

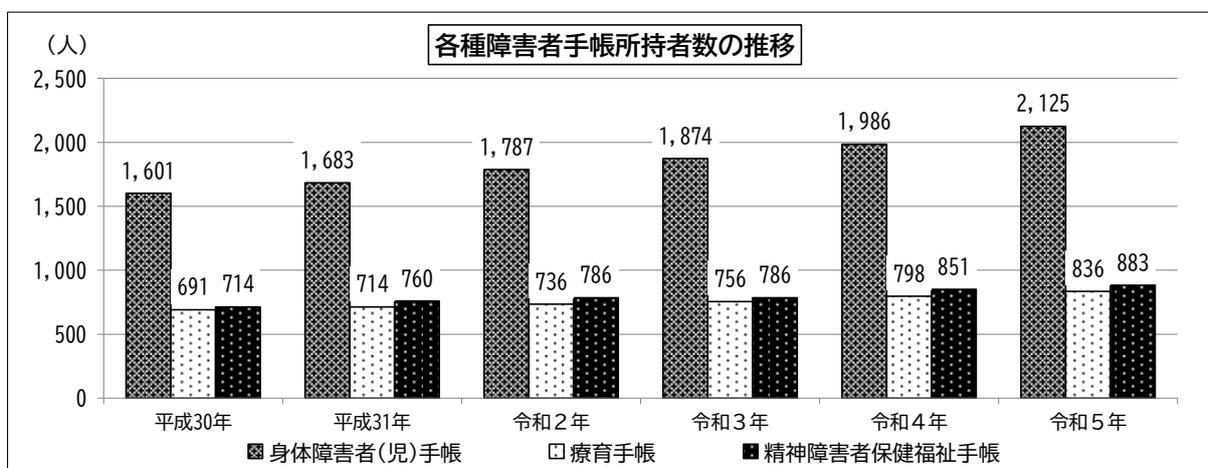
精神障害者保健福祉手帳等級別所持者状況

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	192	196	202	203	210	202
2級	387	426	436	435	487	513
3級	135	138	148	148	154	168
計	714	760	786	786	851	883

各年4月1日現在

## ■各種障害者手帳所持者数の推移



## 2 自立支援給付の状況

### (1)障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用状況を見ると、「就労継続支援B型」や「生活介護」の利用が特に多くなっています。また、「計画相談支援」や「共同生活援助（グループホーム）」、「施設入所支援」も比較的高くなっています。

【自立支援給付サービス等一覧】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	利用者	人/月	97	89	91
		利用量	時間/月	1,281	1,352	1,257
	重度訪問介護	利用者	人/月	7	10	10
		利用量	時間/月	861	1,162	1,478
	行動援護	利用者	人/月	8	9	11
		利用量	時間/月	94	187	281
	同行援護	利用者	人/月	16	18	19
		利用量	時間/月	394	436	468
	重度障害者等包括支援	利用者	人/月	0	0	0
		利用量	時間/月	0	0	0
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	173	168	173
		利用量	日/月	3,412	3,465	3,397
	自立訓練（機能訓練）	利用者	人/月	1	2	1
		利用量	日/月	19	31	13
	自立訓練（生活訓練）	利用者	人/月	8	8	8
		利用量	日/月	134	151	162
	就労移行支援	利用者	人/月	17	22	24
		利用量	日/月	318	414	416
	就労継続支援（A型）	利用者	人/月	85	88	82
		利用量	日/月	1,738	1,767	1,518
	就労継続支援（B型）	利用者	人/月	293	304	311
		利用量	日/月	5,629	5,850	5,558
	就労定着支援	利用者	人/月	4	7	7
	療養介護	利用者	人/月	27	27	28
短期入所（ショートステイ）	利用者	人/月	13	26	30	
	利用量	日/月	107	178	184	
居住系	自立生活援助	利用者	人/月	0	1	1
	共同生活援助（グループホーム）	利用者	人/月	79	93	96
	施設入所支援	利用者	人/月	96	95	96
その他	計画相談支援	利用者	人/月	197	176	182
	地域移行支援	利用者	人/月	0	0	0
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0

※令和5年度は実績見込み

## (2)障害児通所支援

児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用状況を見ると、「放課後等デイサービス」が圧倒的に多くなっており、次いで「障害児相談支援」「児童発達支援」となっています。

【障害児通所支援等一覧】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者	人/月	109	120	120
	利用量	日/月	1,337	1,543	1,543
医療型児童発達支援	利用者	人/月	1	1	1
	利用量	日/月	19	22	18
放課後等デイサービス	利用者	人/月	320	359	397
	利用量	日/月	4,926	5,519	5,606
保育所等訪問支援	利用者	人/月	5	6	9
	利用量	日/月	10	11	15
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	1	1
	利用量	日/月	0	9	10
障害児相談支援	利用者	人/月	135	135	142
医療的ケア児の支援コーディネーター	配置	人	4	5	4

※令和5年度は実績見込み

## (3)補装具の給付

障がい者が日常生活を送る上で、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、購入又は修理に要した費用を一部公費負担する制度です。購入をみると「装具」が最も多くなっており、次いで「補聴器」「座位保持装置」となっています。

補装具の種類別給付状況

単位：件

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理
義肢	2	2	0	6	1	6
装具	29	11	18	6	36	12
座位保持装置	6	6	8	8	10	10
盲人安全つえ	1	0	0	0	3	0
眼鏡	2	0	3	0	5	0
補聴器	26	27	31	24	35	24
車いす	3	7	5	17	9	15
電動車いす	1	7	2	8	2	9
座位保持いす	0	0	2	0	2	0
歩行器	5	0	1	0	3	0
歩行補助つえ	1	0	1	0	1	0
重度障害者用意思伝達装置	0	0	1	0	0	0
計	76	60	72	69	107	76
給付額	14,676千円		15,039千円		16,862千円	

#### (4) 自立支援医療費等

##### ① 更生医療

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、その障害を除去・軽減する手術等により確実な治療の効果が期待できると認められる場合に、その治療に要する医療費を一部公費負担する制度です。令和5年度は入院が281件、外来が246件となっています。

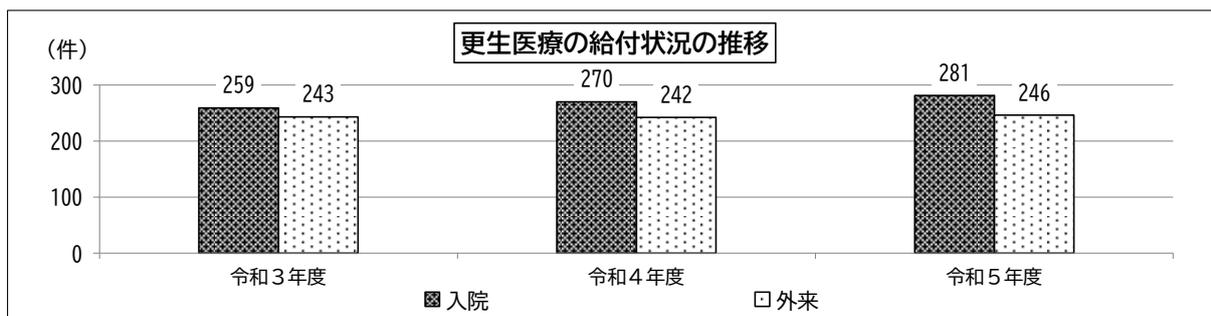
更生医療の種類別給付状況

単位：件

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入院	外来	入院	外来	入院	外来
肢体不自由		1	1	1	1	1	1
内部	心臓	41	0	51	0	53	0
	腎臓	198	216	199	216	207	220
	肝臓	3	4	3	4	3	4
その他		16	22	16	21	17	21
合計		259	243	270	242	281	246

※件数については、延件数

※令和5年度は実績見込み



##### ② 育成医療

身体に障害がある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童への治療を行う場合の医療費を一部公費負担する制度です。令和5年度は入院が27件、外来が33件となっています。

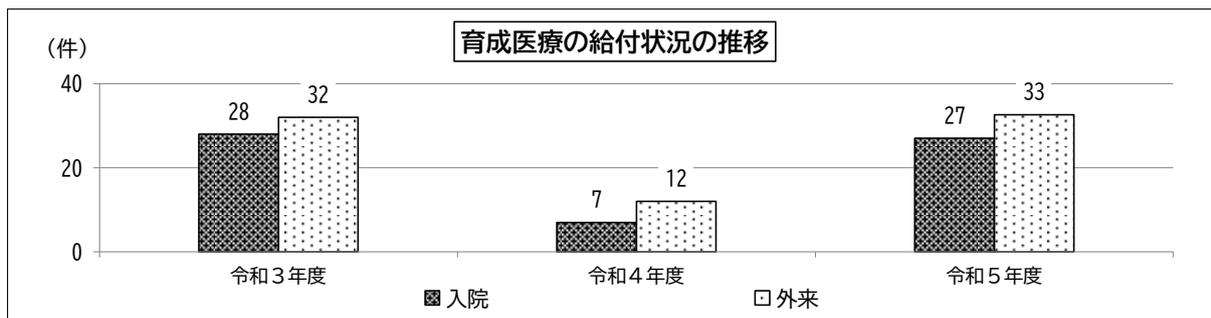
育成医療の種類別給付状況

単位：件

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		入院	外来	入院	外来	入院	外来
視覚		0	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能		0	0	0	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能		1	5	2	7	4	10
肢体不自由		9	10	3	3	7	8
内部	心臓	2	1	0	0	2	1
	腎臓	0	0	0	0	0	0
	肝臓	1	1	0	0	0	0
	その他	15	15	2	2	14	13
合計		28	32	7	12	27	33

※件数については、延件数

※令和5年度は実績見込み



### ③精神通院医療

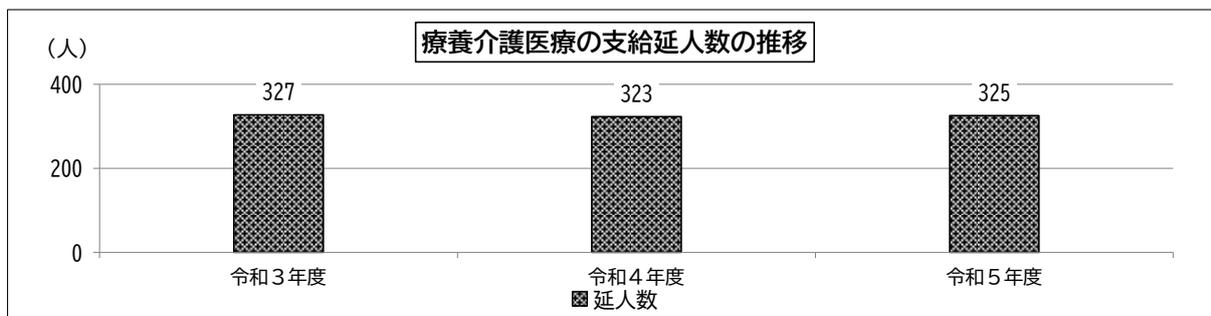
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療にかかる自立支援医療費の支給を行うものです。

### ④療養介護医療

常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等(療養介護)のうち、医療にかかるものに対し医療費を支給することで、経済的負担を軽減します。令和5年度は延人数が325人、給付額が2,248万8,000円となっています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	327人	323人	325人
給付額	22,485千円	21,734千円	22,488千円

※令和5年度は実績見込み



### 3 地域生活支援事業

#### (1)地域生活支援事業サービス

地域生活支援事業については、以下のようなサービスを行っています。日常生活用具の「排泄管理支援用具」が圧倒的に高くなっています。

【地域生活支援事業サービス等一覧】

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1
	基幹相談支援センター		実施箇所数	箇所	0
		実利用人数	人/年	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	箇所	1	1	1
	実利用人数	人/年	82	80	80
住宅入居等支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1
	実利用人数	人/年	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	4	1	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	箇所	0	0	0
	実利用人数	人/年	0	0	0
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数	人/年	26	49	100
手話通訳者設置事業	実施箇所数	箇所	1	1	1
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	785	960	985
介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	4	4	8
自立生活支援用具	実利用人数	人/年	16	7	10
在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	10	3	7
情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	5	14	7
排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	750	926	950
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	実利用人数	人/年	0	6	3
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	0	11	10
移動支援事業	実利用人数	人/年	46	48	50
	延利用時間	時間/年	2,847	3,206	3,500
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1
	実利用人数	人/年	82	80	100

※令和5年度は実績見込み

## (2)その他の任意事業(日中一時支援事業)

障がい者等を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を提供し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の支援を行います。令和5年度は利用人数が54人、延利用件数が976件、金額が325万1,000円となっています。

### 利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(人)	55	50	54
延利用件数(件)	997	904	976
金額	2,952千円	3,016千円	3,251千円

※令和5年度は実績見込み

## 4 その他事業

### (1) 重度心身障害者(児)医療費助成

身体障害者手帳の1級及び2級、療育手帳のA1及びA2を所持している障がい者等に対し、病院等で治療を受けた自己負担額(保険診療分)を助成します。

助成状況	単位：人		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給実人数	1,056	1,083	1,104
助成額	92,028千円	91,025千円	102,973千円

※令和5年度は実績見込み

### (2) 特別障害者手当、障害児福祉手当

特別障害者手当は、在宅の20歳以上の重度の障害のある者に対し、障害児福祉手当は重度の障害を有する児童に手当を支給します。

支給状況	単位：人		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特別障害者手当	62	64	65
障害児福祉手当	54	54	55
支給総額	29,859千円	30,672千円	31,842千円

※支給人数は各年4月時点の人数

※令和5年度は実績見込み

### (3) 緊急通報システム

一人暮らしの身体障害者が、家庭内で急病、事故等の緊急事態に陥ったとき、住居に設置する発信機器を用いて、緊急通報センターへ通報することにより、緊急通報センター、緊急通報協力員等が相互に密接な連携をとりながら、速やかな援助を行います。

利用状況	単位：人		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	2	2	2

※令和5年度は実績見込み

### (4) 救急医療情報キット配布事業

障がい者のいる世帯に、かかりつけ医療機関情報や持病、家族の連絡先など緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キットを配布しています。

#### 【対象者】

身体障害者手帳1級・2級所持者、療育手帳所持者、精神障害保健福祉手帳1級所持者、その他必要と認められた者。

## 5 アンケート調査結果の概要

### (1)調査の概要

アンケート調査は、「障害者手帳などを所持している障がい者(児)アンケート」「施設入所者アンケート」「一般市民アンケート」の3つを実施しています。

#### 1)調査対象者

糸満市内在住の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び20歳～80歳未満の市民。

##### ○身体障害者、知的障害者、精神障害者

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者より2,541人を無作為抽出

##### ○施設入所者:97人

##### ○一般市民:市の住民基本台帳より1,995人を無作為抽出

#### 2)調査の方法

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び一般市民については郵送による配布・回収、施設入所者については事業所への直接配布・回収を基本としながら、調査票にURL 及びQRコードを記載し、WEBでも回答できる方法で調査を実施しました。

#### 3)調査の方法

令和5年9月末～10月末

#### 4)回収状況

	配布数	回収数	有効回答数	回収方法		回収率
				郵送・直接回収	WEB	
身体・知的・精神障害者	2,541 件	897 件	879 件	799 件	80 件	34.6%
施設入所者	97 件	89 件	88 件	88 件	0 件	90.7%
一般市民	1,995 件	549 件	549 件	409 件	140 件	27.5%

※集計では、小数点第2位を四捨五入しているため、割合を合計しても 100.0%にならない場合があります。

※回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行っています。

## (2)調査結果の概要

アンケートの調査結果は以下のとおりです。

※集計では、小数点第2位を四捨五入しています。

※回答者を限定した質問に対しては、限定回答者数を母数として集計を行っています。

### 1)手帳所持者等アンケート調査結果概要

#### Point

#### <手帳所持者等アンケート結果の主な特徴>

- 障害への理解が進んでいないと考えている方が多い。
- 障害福祉サービスの利用状況は約3割程度(身体12.6%、知的43.1%、精神21.4%)。
- 就労支援で必要なことにおいても、「職場や同僚等の理解」が高い。
- 主な介助者の50代以上が多く、精神的な負担が大きい傾向にある。
- 主な介助者が介助できない場合には、ショートステイの利用意向が高い。
- 災害時において、避難場所を決めていない方や身近に手助けしてくれる人がいないなど、避難に不安抱えている人が多い。

#### 問1 調査票の回答者

身体・精神では「本人(この調査票が送付された宛名の方)」がそれぞれ 67.1%、68.1%、知的では「本人の家族」が 59.4%で最も多い。

#### あなた(宛名の方)の性別・年齢・ご家族などについて

#### 問2 年齢

身体では「60歳以上」が 56.8%、知的では「20代」が 18.3%、精神は「60歳以上」が 31.9%で最も多い。

#### 問3 性別

障害種別で性別の差はみられない。身体:「男性」55.0%、「女性」42.1%、知的:「男性」54.5%、「女性」41.6%、精神:「男性」48.6%、「女性」48.6%。

#### 問4 お住まいの地域

いずれの障害種別においても「糸満地域」が最も多い。身体:39.6%、知的:38.1%、精神:43.3%。

#### 問5 現在、一緒に暮らしている人

身体では「配偶者(夫または妻)」が 38.7%、知的では「父母・祖父母・兄弟」が 69.8%、精神では「父母・祖父母・兄弟」が 30.5%で最も多い。

#### 問6 日常生活動作

「食事」、「トイレ」、「入浴」、「衣服の着脱」、「身だしなみ」、「家の中の移動」、「外出」、「家族以外の人との意思疎通」、「お金の管理」、「薬の管理」、「電話・インターネットの使用」の動作について、身体ではいずれの動作も約6～8割が「ひとりでできる」と回答。知的では「外出」、「家族以外の人との意思疎通」、「お金の管理」、「薬の管理」、「電話・インターネットの使用」の「ひとりでできる」が4割以下。精神ではいずれの動作も約6～9割が「ひとりでできる」と回答。

#### 問7 介助者について

いずれの障害種別においても「父母・祖父母・兄弟」が最も多い。身体:39.8%、知的:82.6%、精神:43.0%。

問8 介助者の年齢、性別、健康状態、同居の有無
<p>介助者の年齢について、身体では「70歳以上」が 31.5%、知的では「50代」が 26.7%、精神では「60代」及び「70歳以上」が 22.9%で最も多い。</p> <p>介助者の性別について、いずれの障害種別においても「女性」が多く、身体：70.0%、知的：83.0%、精神：55.4%。</p> <p>介助者の健康状態について、いずれの障害種別においても「ふつう」が最も多く、身体：57.1%、知的：53.3%、精神：51.8%。</p> <p>介助者との同居について、いずれの障害種別においても「同居している」が多く、身体：79.3%、知的：90.4%、精神：71.1%。</p>
問9 主な介助者が介助できなくなった場合(現在の対応と今後の対応)
<p>現在の対応について、身体及び精神では「同居していない家族・親戚に頼んでいる」がそれぞれ 26.0%、24.3%で最も多い一方で、知的では「同居している他の家族に頼んでいる」が 50.5%で最も多い(精神は「誰にも頼まず一人で何とかしている」も同率)。</p> <p>今後の対応についても概ね現在と同様の項目が上位となっている。また、いずれの障害種別においても「ショートステイ(施設への短期入所)を利用している」の割合が約5～10ポイント増加している。</p>
問10 介助者が困っていること
<p>いずれの障害種別においても「精神的に疲れる」が最も多い。身体：23.5%、知的：33.2%、精神：32.4%。</p>
あなたの障害の状況について
問11 身体障害者手帳の所持
<p>身体障害者手帳の所持の状況は、「1級」が 35.1%で最も多く、次いで「2級」の 28.6%、「3級」の 14.9%等となっている。</p>
問12 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害の部位
<p>主な障害の部位は、「内部障害(1～6以外)」が 32.5%で最も多く、次いで「肢体不自由(下肢)」の 20.9%、「肢体不自由(体幹)」の 8.6%等となっている。</p>
問13 療育手帳の所持
<p>療育手帳の所持の状況は、「B2」が 38.6%で最も多く、次いで「A2」の 25.7%、「B1」の 19.8%、「A1」の 15.8%となっている。</p>
問14 精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院)受給者証の所持
<p>精神障害者保健福祉手帳の所持の状況は、「2級」63.3%、「1級」19.0%、「3級」17.6%。自立支援医療(精神通院)受給者証は、28.1%が所持している。</p>
問15 難病(特定疾患)の状況
<p>いずれの障害種別においても「受けていない」が7割以上。「受けている」の割合は、身体：10.4%、知的：4.5%、精神：7.6%。</p>
問16 発達障害の状況
<p>「ある」の割合は、身体：5.5%、知的：42.1%、精神：18.6%で知的と身体では 36.6 ポイントの差がある。</p>
問17 現在受けている医療ケア
<p>身体及び精神では「服薬管理」がそれぞれ 27.9%、33.8%で最も多い一方、知的では「医療的ケアを受けていない」が 47.5%で最も多い。</p>

<b>住まいや暮らしについて</b>	
問18 現在の暮らし	いずれの障害種別においても「家族と暮らしている」が6割以上で最も多い。「一人で暮らしている」は身体が21.9%で最も多い。
問19 将来の地域生活の意向	いずれの障害種別においても「自宅で家族と暮らしたい」が最も多い。身体:51.0%、知的:43.6%、精神:42.4%。
問20 地域で生活するために必要な支援	いずれの障害種別においても「経済的な負担の軽減」が最も多い。身体:57.0%、知的:54.0%、精神:66.2%。また、知的では「地域住民等の障害に対する理解」も51.0%と割合が多い。
問21 ボランティアに手助けを頼みたいこと	いずれの障害種別においても「特に希望はない」が最も多い。身体:54.3%、知的:43.1%、精神:51.0%。それ以外の項目では、「外出時の付き添い」や「見守りや話し相手」の割合が約2割。
<b>日中活動や就労について</b>	
問22 1週間の外出頻度	身体及び精神では「1週間に数回外出する」がそれぞれ42.6%、41.4%、知的では「毎日外出する」が46.0%で最も多い。
問23 外出時の主な同伴者	身体及び精神では「一人で外出する」がそれぞれ47.2%、45.0%と約半数を占める一方で、知的では「父母・祖父母・兄弟」が63.5%で最も多い。
問24 外出の目的	身体及び精神では「病院への受診」がそれぞれ70.4%、71.7%で最も多い一方で、知的では「通勤・通学・通所」が65.1%で最も多い(精神は「買い物に行く」も同率)。
問25 外出時の移動手段	いずれの障害種別においても「家族などが運転する自動車」が最も多い。身体:43.3%、知的:69.3%、精神:45.5%。
問26 外出時に困ること	身体及び精神では「外出にお金がかかる」がそれぞれ20.6%、34.0%で最も多い一方で、知的では「困った時にどうすればいいか心配」が27.6%で最も多い。
問27 平日の日中の過ごし方	知的及び精神では「障がい者の福祉サービス・就労支援事業所を利用している」がそれぞれ37.1%、24.3%で最も多い一方で、身体では「自宅で過ごしている」が32.4%で最も多い。
問28 就労の状況	いずれの障害種別においても「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も多い。身体:39.7%、知的:72.0%、精神:60.0%。
問29 就労意向	身体及び精神では「仕事はしたくない、できない」がそれぞれ32.4%、21.7%で最も多い一方で、知的では「就労継続支援B型で働きたい」が22.9%で最も多い。
問30 自宅で過ごしている主な理由	身体及び精神では「障害により、できる仕事がない」がそれぞれ34.9%、33.3%で最も多い一方で、知的では「年齢のため(年がまだ若い・年をとっているため)」が27.8%で最も多い。

問31 職業訓練の受講の意向	いずれの障害種別においても「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が最も多い。身体：48.3%、知的：28.7%、精神：41.0%。
問32 障がい者の就労支援で必要なこと	いずれの障害種別においても「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が最も多い。身体：38.9%、知的：65.3%、精神：51.4%。
社会活動について	
問33 1年間の趣味やスポーツ、社会活動について	いずれの障害種別においても「特に希望はない」が約4割で最も多い。それ以外の項目では、身体及び精神で「仲間、友人同士での交流」、知的で「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」が約3割。
問34 社会活動に参加するために必要な条件	いずれの障害種別においても「気軽に参加できる雰囲気であること」が最も多い。身体：38.0%、知的：49.0%、精神：47.1%。
障害福祉サービス等の利用について	
問35 区分認定を受けているか	いずれの障害種別においても「受けていない」が最も多い。身体：64.6%、知的：60.4%、精神：61.9%。
問36 サービスの利用状況、サービスの利用意向	<p>サービスの利用状況について、『利用している(「量・質ともに満足している」+「量(回数・期間)が足りない、または空きがない」+「質に不満がある」)』とする利用者の割合は、いずれの障害種別においても「相談支援(計画相談も含む)」が最も多い。身体：12.6%、知的：43.1%、精神：21.4%。</p> <p>サービスの満足度について、『不満がある(「量(回数・期間)が足りない、または空きがない」+「質に不満がある」)』とする割合は、知的及び精神では「相談支援(計画相談も含む)」がそれぞれ8.0%、6.2%で最も多い一方で、身体では「自立訓練(機能訓練、生活訓練)」が4.0%で最も多い。</p> <p>今後の利用意向については、いずれの障害種別においても「相談支援(計画相談も含む)」が最も多い。身体：22.4%、知的：45.5%、精神：30.0%。</p>
問37 障害福祉サービスの利用に関して困っていること	いずれの障害種別においても「特に困っていることはない」が約3～4割で最も多く、次いで「サービスに関する情報が少ない」が約2～3割。
問38 その他の福祉サービスの利用状況、その他の福祉サービスの利用意向	<p>サービスの利用状況について、『利用している(「量・質ともに満足している」+「量(回数・期間)が足りない、または空きがない」+「質に不満がある」)』とする利用者の割合は、身体では「補装具の交付及び修理」が13.9%、知的では「日中一時支援事業」が12.4%で最も多い。精神ではすべてのサービスにおいて5.0%以下。</p> <p>サービスの満足度について、『不満がある(「量(回数・期間)が足りない、または空きがない」+「質に不満がある」)』とする割合は、いずれの障害種別においても各サービス5.0%以下。</p> <p>今後の利用意向については、身体では「補装具の交付及び修理」が18.0%、知的では「スポーツ・レクリエーション教室」が29.2%、精神では「生活訓練事業」が21.4%で最も多い。</p>

相談相手について	
問39 悩みや困りごとの相談先	いずれの障害種別においても「家族や親せき」が最も多い。身体:69.0%、知的:72.8%、精神:62.3%。
問40 日常生活の中で相談したいこと	身体及び精神では「自分の体調(病気、薬の管理など)や精神面のこと」がそれぞれ 37.0%、49.5%で最も多い一方で、知的では「支援や世話をしてくれる人がいなくなった後の生活のこと」が47.0%で最も多い。
問41 情報の入手方法	身体では「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が36.1%、知的では「家族や親せき、友人・知人」が41.6%、精神では「かかりつけの医師や看護師」が32.9%で最も多い。
市民の障害の理解や、権利擁護について	
問42 差別を受けたこと	いずれの障害種別においても「ない」が最も多い。身体:53.9%、知的:38.6%、精神:39.5%。「ある」+「少しある」の割合は、身体:35.1%、知的:49.0%、精神:52.9%で精神が最も多い。
問43 差別を受けた場所	身体及び知的では「外出先」がそれぞれ 45.9%、52.5%で最も多い一方で、精神では「学校・仕事場」が39.6%で最も多い。
問44 障害のある方に対する市民の理解	身体では「どちらともいえない」が30.8%、知的では「ある程度理解されている」が30.7%、精神では「あまり理解されていない」が30.0%で最も多い。
問45 障がい者に対する理解を深めるために必要なこと	いずれの障害種別においても「わからない」が最も多い。身体:33.2%、知的:23.8%、精神:31.9%。
問46 成年後見制度の周知度	身体では「名前も内容も知っている」が32.7%、知的では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が32.2%、精神では「名前も内容も知らない」が36.2%で最も多い。
問47 成年後見制度の利用意向	いずれの障害種別においても「必要な状況になれば考えたい」が最も多い。身体:53.9%、知的:70.8%、精神:58.1%。「現在利用している」割合は、いずれの障害種別においても1割未満。
災害時の避難等について	
問48 近所に助けてくれる人はいるか	いずれの障害種別においても「いない」が最も多い。身体:36.3%、知的:33.7%、精神:38.1%。
問49 災害時の避難場所を決めているか	いずれの障害種別においても「いいえ」が多い。身体:58.6%、知的:56.4%、精神:64.3%。
問50 災害の場合はどこで過ごすことが多いか	いずれの障害種別においても「自宅で過ごす」が最も多い。身体:89.2%、知的:90.6%、精神:89.0%。
問51 災害時に困ること	身体及び知的では「安全なところまで、迅速に避難することができない」がそれぞれ35.8%、42.6%で最も多い一方で、精神では「投薬や治療が受けられない」が39.5%で最も多い。

その他

問52 新型コロナウイルスに関し、困っていることや不安に感じていること

いずれの障害種別においても「特に困ること、不満に思うことはない」が約4割で最も多く、次いで「自粛などで仕事ができなくなった場合の何らかの支援を考えて欲しい」が約2～3割。

問53 障害者施策として力を入れてほしいこと

知的及び精神では「障害に対する理解について」がそれぞれ 44.1%、41.9%で最も多い一方で、身体では「日常生活の支援について」が41.8%で最も多い。

問54 障がい児向けの施策やサービスで特に充実が必要と思うもの

身体では「障がい児のための保育や教育」が 17.6%、知的では「療育や発達のための支援体制の充実」が 29.2%、精神では「発達障害についての施策」が 20.0%で最も多い。

## 2)施設入所者アンケート調査結果概要

Point

### <施設入所者アンケート結果の主な特徴>

- 施設入所支援利用者の満足度は高い傾向。
- 生活に関する意向では、「今後も施設で過ごしたい方」が多い。
- 一方、施設で生活を続ける理由には「家族が受入れできない」が多い。

問1 調査票の回答者	「施設の職員」が 61.4%で最も多く、次いで「本人(この調査票が送付された宛名の方)」の 38.6%。
あなた(宛名の方)の性別・年齢・ご家族などについて	
問2 年齢	「60 歳以上」が 43.2%で最も多く、次いで「50 代」の 25.0%、「40 代」の 13.6%、「30 代」の 11.4%、「20 代」の 6.8%。「10 歳未満」及び「10 代」との回答はなく、「50 代」及び「60 歳以上」で約7割を占める。
問3 性別	「男性」が 54.5%、「女性」が45.5%で「男性」が 9 ポイント多い。
問4 日常生活動作	「食事」、「トイレ」、「入浴」、「衣服の着脱」、「身だしなみ」、「家の中の移動」、「外出」、「家族以外の人との意思疎通」、「お金の管理」、「薬の管理」、「電話・インターネットの使用」の動作について、「ひとりでできる」の割合が高いのは「家の中の移動」48.9%、「食事」42.0%、「トイレ」及び「衣服の着脱」27.3%。一方、「ひとりでできる」の割合が低いのは「薬の管理」3.4%、「外出」6.8%、「入浴」及び「電話・インターネットの使用」8.0%。
問5 介助者について	「ホームヘルパーや施設の職員」が 97.7%で突出している。
あなたの障害の状況について	
問6 身体障害者手帳の所持	「持っていない」が 36.4%で最も多く、次いで「1級」の 28.4%、「2級」の 15.9%、「3級」の 2.3%。「4級」及び「5級」、「6級」との回答はない。
問7 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害の部位	「肢体不自由(上肢)」が 51.2%で最も多く、次いで「音声・言語・そしゃく機能障害」の 9.8%、「視覚障害」及び「肢体不自由(下肢)」、「肢体不自由(体幹)」の 7.3%等と続いている。
問8 療育手帳の所持	「A2」及び「持っていない」が 31.8%と最も多く、次いで「A1」の 14.8%、「B1」の 8.0%。「B2」との回答はない。
問9 精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院)受給者証の所持	「持っていない」が 45.5%で最も多く、次いで「精神通院」の 27.3%、「1級」の 2.3%、「2級」の 1.1%。「3級」との回答はない。
問10 現在受けている医療的ケア	「服薬管理」が 39.8%で最も多く、次いで「医療的ケアを受けていない」の 17.0%、「吸引」及び「胃ろう・腸ろう」の 2.3%等と続いている。

住まいや暮らしについて	
問 11 今後、どこで生活したいか	「今後とも施設にいたい」が 76.1%で最も多く、次いで「わからない」の 10.2%、「施設を出て地域で暮らしたい」の 9.1%、「その他」の 4.5%。
問 12 今の施設での生活を続けたい理由	「施設にいた方が安心できるから」が 75.0%で最も多く、次いで「家族の受け入れ体制が整っていないから」の 50.0%、「健康面などで不安があるから」の 33.8%等と続いている。
問 13 将来の地域生活の意向	「今のまま、施設で暮らしたい」が 60.2%で最も多く、次いで「自宅で家族と暮らしたい」の 21.6%、「わからない」の 8.0%等と続いている。
問 14 地域で生活するために必要な支援	「地域住民等の障害に対する理解」が 48.9%で最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」の 47.7%、「障がい者に適した住居の確保」及び「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の 37.5%等と続いている。
障害福祉サービス等の利用について	
問 15 区分認定を受けているか	「区分6」が 44.3%で最も多く、次いで「区分5」の 33.0%、「区分4」の 11.4%、「区分3」の 6.8%、「区分2」の 1.1%。「区分1」及び「受けてない」との回答はない。
問 16 サービスの利用状況、サービスの利用意向	<p>サービスの利用状況について、『利用している(「量・質ともに満足している」+「量(回数・期間)が足りない、または空きがない」+「質に不満がある」)』とする利用者の割合が比較的高いのは「生活介護」の 96.5%、「施設入所支援」の 84.1%、「相談支援(計画相談も含む)」の 35.2%等と続いている。</p> <p>サービスの満足度について、『不満がある(「量(回数・期間)が足りない、または空きがない」+「質に不満がある」)』とする割合が比較的高いのは「施設入所支援」の 9.1%、「生活介護」及び「相談支援(計画相談も含む)」の 4.5%等と続いている。</p>
問 17 障害福祉サービスの利用に関して困っていること	「特に困っていることはない」が 55.7%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きが大変」の 9.1%、「サービスに関する情報が少ない」の 6.8%等と続いている。

### 3)一般市民アンケート調査結果概要

#### Point

#### <一般市民アンケート結果の主な特徴>

- 障がい者問題や福祉への関心がある方は約7割と多い。
- 一方、障害のある方に対するボランティア活動の参加意向は約2割と低い。
- 障がい者への理解を深めるためには「小中学校における障がい者との交流教育」や「マスメディアを活用した広報活動の充実」の必要性を感じている方が多い。

問1 性別、年齢	性別について、「女性」が56.3%、「男性」が41.0%、「その他」が0.5%で「女性」が多い。 年齢について、「60歳以上」が42.6%で最も多く、次いで「40代」の18.9%、「50代」の17.1%、「30代」の13.7%、「20代」の5.8%。「10代」との回答はなく、「50代」及び「60歳以上」で約6割を占める。
問2 お住まいの地域	「糸満地域」が31.7%で最も多く、次いで「兼城地域」の26.0%、「西崎地域」の18.8%、「三和地域」の10.7%、「高嶺地域」の6.4%、「潮崎地域」の5.6%。
問3 障がい者問題や福祉への関心	「関心がある」が57.6%で最も多く、次いで「あまり関心がない」の25.7%、「とても関心がある」の13.5%、「全く関心がない」の1.8%。
問3-1 障がい者問題や福祉への関心を持つようになったきっかけ	「身内や親しい人に障害のある人がいるから」が44.4%で最も多く、次いで「自分も障がい者になる可能性があるから」の30.3%、「テレビや新聞などで障がい者のことをよく報道しているから」の28.5%等と続いている。
問4 身近な障がい者の有無	「いない」が53.0%、「いる」が44.4%で「いない」が8.6ポイント多い。
問4-1 身近な障がい者が持っている障害の種類	「肢体不自由」が35.2%で最も多く、次いで「発達障害」の33.6%、「知的障害」の29.5%等と続いている。
問4-2 身近な障がい者との交流の有無	「交流がある」が75.0%、「交流はない」が24.6%で「交流がある」が50.4ポイント多い。
問4-3 身近な障がい者とのどの程度交流があるか	「時々会話などしている」が43.7%で最も多く、次いで「日常的に会話などしている」の31.7%、「年に数回あいさつをかわす程度である」の18.0%等と続いている。
問4-4 身近な障がい者と交流がない理由	「交流する機会がないから」が66.7%で最も多く、次いで「その他」の11.7%、「一緒に行動がとれないから」の10.0%等と続いている。
問5 機会があれば参加したいもの	「障害や障害のある方を理解するための講座や講演会など」の「参加したい」の割合は29.1%。 「障害のある方との交流の場」の「参加したい」の割合は20.0%。 「障害のある方に対するボランティア活動」の「参加したい」の割合は22.8%

問6 障がいの種別の認知度	障害種別の「よくわかる」+「ある程度わかる」の割合を比較すると、「身体障害」が79.2%、「知的障害」が72.4%、「精神障害」が68.5%、「発達障害」が66.7%で「身体障害」の認知度が最も高い。
問7 外出先や街中で障害のある方への声かけや手助けをしたいか	「思う」が91.4%で最も多く、次いで「その他」の4.9%、「思わない」の2.6%で9割以上の方が手助けをしたいと回答。
問7-1 実際に声かけや手助けをしてあげることができるか	「どちらかと言えばできる」が49.0%で最も多く、次いで「できる」の24.9%、「どちらかと言えばできない」の15.1%、「わからない」の9.6%、「できない」の1.2%で、「できる」及び「どちらかと言えばできる」が約7割を占める。
問7-2 実際に声かけや手助けをしてあげることができない理由	「障害のある方にどう対応していいか、よくわからないから」が77.7%で最も多く、次いで「気恥ずかしいから」の11.5%、「その他」の8.5%、「面倒だから」の1.5%。
問8 災害時に障害のある方への支援や協力をしたいか	「思う」が92.0%で最も多く、次いで「その他」の5.1%、「思わない」の1.1%。
問8-1 実際にどのような支援や協力ができるか	「安全な場所への避難誘導」が79.8%で最も多く、次いで「家族への連絡」の62.8%、「安否確認」の53.1%等と続いている。
問9 障害福祉に関する用語やイベントの周知度	「内容を知っている」の割合は、「バリアフリー」が86.5%で最も多く、次いで「発達障害」の58.1%、「成年後見制度」の30.1%等と続いている。
問10 地域社会の中に障がい者への差別・偏見があると思うか	「ある」が73.6%、「ない」が23.7%で、「ある」が49.9ポイント多い。
問10-1 差別・偏見の生まれる主な理由	「障害に対する正しい理解を得るための教育機会が少ないから」及び「障がい者に対する、無意識なうちの差別意識のようなものがあるから」が25.2%で最も多く、次いで「弱者擁護の精神が社会的に育っていない」の16.6%、「幼い頃から障害のある人とふれあう場がないから」の16.1%等と続いている。
問11 障がい者に対する理解を深めるために必要なこと	「小中学校における障がい者との交流教育」が35.7%で最も多く、次いで「マスメディアを活用した広報活動の充実」の16.9%、「障がい者とふれあう機会の拡充(行事、サークル活動など)」の14.2%等と続いている。
問12 障害のある方が地域や社会に積極的に参加するために大切なこと	「障がい者が参加しやすい機会をつくる」が56.1%で最も多く、次いで「地域住民が障害に対する正しい知識を持つように啓発・広報を充実する」の55.2%、「障がい者も使いやすい施設をつくる」の48.8%等と続いている。
問13 障がい者を支援するためのボランティア活動	「必要と思う」が45.7%で最も多く、次いで「必要と思うが活動していない」の41.0%、「わからない」の9.7%等と続いている。

問 13-1 必要ないと思われる理由

「国や県が主体となってやるべきである」が 62.5%で最も多く、次いで「市町村が主体となってやるべきである」の 37.5%。「障がい者自身がすべてやるべきである」及び「障がい者の家族や親類がやるべきである」、「その他」との回答はない。

問 14 5年程度前に比べバリアフリー化やユニバーサルデザイン化が進んだと思うか

「あまり進んでいない」が 32.2%で最も多く、次いで「まあまあ進んだ」の 29.1%、「どちらともいえない」の 17.7%、「ほとんど進んでいない」の 16.4%、「十分進んだ」の 1.6%。

問 15 糸満市のバス(いとちゃん mini 等)のバリアフリーの対応状況

「バリアフリーの充実化が必要だと思う」が 71.9%、「現状のままで良いと思う」が 16.8%で、約7割がバリアフリーの充実化の必要性を感じている。



## 第3章 糸満市第4次障がい者計画の取組みの進捗状況

### 1 第4次計画における事業の実施状況等

#### (1) 基本目標別の進捗・評価一覧

基本目標別の進捗・評価の一覧は、以下のとおりです。

#### 【評価基準】

- A: 順調に進捗している                      B: 課題はあるが、進捗している  
 C: 取組みが遅れている                    D: 未実施、評価不能

	A	B	C	D	合計
施策1：日々の暮らしの基盤の充実	25 50.0%	25 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	50 100.0%
1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	19 55.9%	15 44.1%	0 0.0%	0 0.0%	34 100.0%
(1) 意思決定支援の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
(2) 相談支援体制の構築	2 66.7%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
(3) 地域移行支援	1 25.0%	3 75.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
(4) 障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実	3 33.3%	6 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%
(5) 自立支援給付サービスの確保、質の向上	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
(6) 地域生活支援事業の充実	4 66.7%	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
(7) 在宅支援サービスの推進	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
(8) 障害福祉を支える人材の確保	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
2. 情報バリアフリーの向上と意思疎通支援の充実	5 83.3%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
(1) 情報バリアフリーの向上	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
(2) 情報提供の充実	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
(3) 意思疎通支援の充実	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
(4) 行政情報のバリアフリー向上	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
3. 保健・医療の推進	1 10.0%	9 90.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
(1) 障害の早期発見・早期支援	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
(2) 障がい者の健康保持・増進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
(3) 精神保健対策の充実	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
(4) 難病患者等への支援	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%

	A	B	C	D	合計
施策2：学び、働き、憩う環境の充実	14 46.7%	15 50.0%	1 3.3%	0 0.0%	30 100.0%
1. 教育の振興	1 11.1%	8 88.9%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%
(1) 特別支援教育の充実	1 16.7%	5 83.3%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
(2) 学校施設のバリアフリー	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
2. 雇用、就業、経済的自立の支援	10 71.4%	4 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	14 100.0%
(1) 総合的な就労支援	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
(2) 障がい者雇用の促進	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
(3) 福祉的就労の底上げ	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
(4) 経済的自立支援	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
3. 文化芸術、スポーツ、余暇活動等の充実	3 42.9%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%	7 100.0%
(1) 文化芸術活動の促進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
(3) 障がい者関係団体の活動支援	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
(4) 障がい者の地域参加、交流の機会確保	0 0.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
施策3：バリアフリーなまちづくりの推進	11 33.3%	20 60.6%	1 3.0%	1 3.0%	33 100.0%
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	2 14.3%	12 85.7%	0 0.0%	0 0.0%	14 100.0%
(1) 権利擁護の推進、虐待の防止	0 0.0%	6 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%
(2) 障害を理由とする差別の解消の推進	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
(3) 障がい者への理解・啓発の推進	1 33.3%	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
(4) 福祉教育の推進	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
2. 安全安心な生活環境の整備	6 42.9%	6 42.9%	1 7.1%	1 7.1%	14 100.0%
(1) 住宅の確保	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
(2) 障がい者に配慮したまちづくりの推進	2 33.3%	3 50.0%	0 0.0%	1 16.7%	6 100.0%
(3) ボランティア活動等の推進	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
3. 防災、防犯等の推進	3 60.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 100.0%
(1) 防災、防犯等の推進	2 50.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 100.0%
(2) 防犯対策の推進	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
合計	50 44.2%	60 53.1%	2 1.8%	1 0.9%	113 100.0%

## 2 取組みの進捗・評価概要

基本目標ごとの取組み方針単位でみた取組みの進捗・評価の概要は、以下のとおりです。

### 基本目標1(施策1):日々の暮らしの基盤の充実

#### 1. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(1)意思決定支援の推進			1	0	0	0	1
<b>①意思決定支援の推進【障害福祉課】</b>							
施策概要	自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。						
取組結果	評価	A	障害福祉サービス利用者に対し、それぞれの計画相談員がガイドラインに沿ったモニタリング等を実施し、個別支援計画の作成を通じて、初期の支援の目的を達成できている。また、県主催の研修案内への参加について糸満市地域自立支援協議会を通じて実施している。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度アンケート調査における障害福祉サービス利用者の満足度は、身体障害者74.3%、知的障害者83.6%、精神障害者79.7%。</li> <li>令和2年度から国の基本指針に、都道府県における”意思決定支援ガイドライン”に基づく研修の実施が盛り込まれ、沖縄県においても相談支援専門員向け研修において同取組が推進されている。</li> </ul>						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は充実化を検討する。						
(2)相談支援体制の構築			2	1	0	0	3
<b>①相談支援事業の推進【障害福祉課】</b>							
施策概要	「市と相談支援事業の委託先と連携し、相談の質の向上」「専門的な立場で相談・支援を行える専門員の安定的な確保」「ピアカウンセリングの人材育成」「関連機関との連携強化」「相談支援体制の充実のため、委託相談支援事業を拡充するとともに、基幹相談支援センターの設置」「住宅入居等の支援をするため、不動産関連事業所等との情報交換の場の設置」						
取組結果	評価	B	平成31(令和元)年度より社会福祉法人たまん福祉会と委託契約。市とともに自立支援協議会事務局を担うなど、十分に連携が図れていることをはじめ、ピアカウンセラーを1名配置、個々のケースに応じて、関連機関と連携して支援を実施、情報交換(株)レキオス⇄陽だまり)を行いながら、入居支援を推進していますが、基幹相談支援センターが未設置のため、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査における相談支援ニーズは一定程度認められる。</li> <li>令和2年度から国の基本指針で市町村における基幹相談支援センター設置が義務化(努力義務)されている。</li> <li>障がい者(児)の増加、障害福祉サービス利用者、特に障害児福祉サービスの利用増が続いており、相談支援対象者も増加し続けている。</li> <li>令和3年に医ケア児支援法が施行されるなど相談ニーズの更なる多様化が進んでいる。</li> </ul>						

次期計画への対応	・現施策の拡充を検討する。						
<b>②適切なサービス等利用計画作成の促進【障害福祉課】</b>							
施策概要	障がい者個々の状況やサービス利用の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成を行い、当事者の支援の必要性に応じた適切な給付決定に向け取り組みます。						
取組結果	評価	A	これまで、サービス利用計画作成については、相談支援専門員が不足しているものの、ほぼ相談支援専門員によるプラン作成ができています。また、糸満市地域自立支援協議会・相談部会を定期開催し、新規申請ニーズに対する事業所感の対応調整も行っている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指針においてサービス等利用計画案の作成は専門的知見のある相談支援専門員が担うべきものとされている。</li> <li>・全体として相談支援専門員(計画相談事業所)は不足傾向が慢性化している。相談員不足からセルフプランによるサービス利用者も増加傾向にある。</li> </ul>						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
<b>③各種相談員の確保・充実【障害福祉課、社会福祉課、健康推進課】</b>							
施策概要	地域の身近な相談者となる身体・知的の障害者相談員、民生委員・児童委員、母子保健推進員等の確保を図るとともに、適切な相談、支援が行われるよう、研修機会の確保に努めます。						
取組結果	評価	A	上記施策 1)の①の意思決定支援の推進と連動し、かつ糸満市障害福祉サービス等支給決定基準に沿って適切な支給決定を行っていることから、評価 Aとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体・知的障害者相談員の役割は、障害者総合支援法の進展(相談サービス提供体制の整備)により、変化してきている。</li> <li>・民生委員・児童委員や母子保健推進委員等の確保は厳しい状況が続いており、担い手不足の課題は継続している。</li> </ul>						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(3)地域移行支援			1	3	0	0	4
<b>①地域移行支援、地域定着支援の充実と利用促進【障害福祉課】</b>							
施策概要	障がい者の地域移行を推進するため、事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の充実、利用促進を図ります。						
取組結果	評価	B	自立支援協議会(相談部会・居住地域移行部会)での取組みをはじめ、地域生活支援拠点の整備や運用等を図っているものの、地域移行が進んでいないことから、評価 Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所者向けアンケート調査結果では、多くが入所継続を希望しており、その理由として、施設のほうが安心できるから(75%)が最も多い。一方、家族の受け入れ体制が整っていないから(50%)の回答もあり、仕方なく施設入所を受け入れている傾向も見受けられる。</li> </ul>						
次期計画への対応	・現施策の継続、又は質的向上を検討する。						

②グループホームの推進【障害福祉課】			
施策概要	障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、提供量の確保を図ります。		
取組結果	評価	A	市内のグループホームは増加傾向(平成30年度:5事業所、令和元年度:6事業所、令和2年度:6事業所、令和3年度:7事業所、令和4年度8事業所、令和5年度新たに1事業所追加)にあり、その利用が進んでいることから、評価Aとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的入院・入所をしている障がい者らの地移行を進めていくうえでは、グループホームは有効な選択肢の一つである。</li> <li>・グループホームの開設が増加している一方で、共同生活援助にかかる支援の質にばらつきが生じていることが利用者の声から確認されている。</li> </ul>		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は拡充する(サービスの質の向上に向けた取り組みの検討)。		
③居住サポート事業の充実【障害福祉課】			
施策概要	「保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続して実施」及び「本事業について、アパート管理者、不動産業者に障がい者への周知広報・説明会を開催」を実施。		
取組結果	評価	B	居住サポート事業については、委託事業により継続実施しているものの、本事業に関する周知広報・説明会の実施の実績がないことから、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等による住宅確保における身元引受人の課題は現在も継続している。</li> <li>・アパート管理者・不動産業者における課題認識がどのように変化しているか把握できていない。</li> </ul>		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		
④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備【障害福祉課】			
施策概要	「相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制整備」をはじめ、「相談等を通じてつなぎ役となる基幹型相談支援センターの設置」「市の自立支援協議会の「居住・地域移行部会」を活用した関係機関や団体等による協議の場の設置」「関係機関が連携し、相互に情報共有し、障がい者一人ひとりを支援する対応力の強化」の実施。		
取組結果	評価	B	「陽だまり」にて委託相談を実施しているのをはじめ、自立支援協議会「居住・地域移行部会」及び「相談部会(withB)」にて精神障害者の地域移行促進を図っているものの、基幹相談支援センターが未設置であることから、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備に向けては、市基幹相談支援センターの設置が一つの有効策であるが、同センターは設置に至らない状況が続いている。</li> <li>・精神保健福祉法改正(令和6年4月施行)により、家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする。</li> </ul>		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		

取組み状況など		主管課の評価				
		A	B	C	D	計
(4)障害のある子ども・子育て家庭に対する支援の充実		3	6	0	0	9
<b>①障害児通所支援等のサービス提供の充実【障害福祉課】</b>						
施策概要	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援などの障害児通所支援について、事業所との連携により、量的、質的充実を図ります。					
取組結果	評価	B	令和4年度末現在、糸満市内に児童発達支援(27箇所)放課後等デイサービス(23箇所)保育所等訪問支援(2箇所)が設置され、量的には充実してきているものの、質的な充実のための監査体制が不十分であることから評価Bとしている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・アンケート調査における障害児福祉サービスの満足度は約70.1%であった。					
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。					
<b>②医療的ケアを必要とする障がい児への支援【障害福祉課】</b>						
施策概要	医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉等の連携強化による対応を進めます。自立支援協議会の子ども・療育支援部会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として活用します。					
取組結果	評価	B	自立支援協議会・子ども・療育部会に令和2年度に第二専門部会“IKEAの森”を設置し、取組みを図っているものの、保健・医療・福祉等の連携強化については、まだ不十分な点もあることから評価Bとしている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・令和3年医療的ケア児支援法施行。 ・市域における医療的ケア児の増加傾向の継続。 ・令和5年7月沖縄県医療的ケア児支援センター設置。					
次期計画への対応	・現施策を継続しつつ、質的向上について検討する。					
<b>③重度の障がい児のサービス利用事業所の確保【障害福祉課】</b>						
施策概要	在宅で生活する重症心身障がい児について、新たに創設された居宅訪問型児童発達支援やその他放課後等デイサービスにおける受け入れ可能事業所の確保に努めます。					
取組結果	評価	B	近隣自治体(豊見城市)に居宅訪問型児童発達支援(1箇所)が設置されているものの、重症心身障害児のサービス利用事業所の確保としては不十分であることから、評価Bとしている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし					
次期計画への対応	・現施策を継続、及び新たな取組の拡充を検討する。					
<b>④児童発達支援センターの設置推進【障害福祉課】</b>						
施策概要	障がい児の発達支援について専門的な指導をし、集団生活の適応訓練、発達相談等を行う児童発達支援センターの設置を推進します。					
取組結果	評価	A	社会福祉法人により、「こども発達支援センターココイク」が設置されていることから、評価Aとしている。			

アンケート結果・外部要因の変化等	・平成29年5月こども発達支援センターココイク運営開始(※県内初の福祉型児童発達支援センター)		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		
<b>⑤特別支援保育の充実【保育こども園課】</b>			
施策概要	「特別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と資質向上」及び「特別支援保育を担当する職員の確保とともに専門性向上のための研修の実施」		
取組結果	評価	A	市内全教育・保育施設を対象に研修会を4回実施『ことばの育ちを支える』研修(全1回)、『生活の中からことばを育む』研修(全1回)、『遊びの発達段階について～乳幼児期の発達過程を理解する～』研修(全2回)実施。また、受講者と施設から研修報告書(個人・園総括)を提出してもらい知識の習得だけでなく課題意識や解決に向けた考え方や取組みについて提出してもらおうなどの取組みを実施していることから、評価Aとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、障がい児向けの施策やサービスについて特に充実が必要だと思われるものとして、「障がい児のための保育や教育」との回答は、身体障害者 17.6%、知的障害者 20.3%、精神障害者 18.6%。		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		
<b>⑥放課後児童対策の充実【こども未来課】</b>			
施策概要	「学童クラブにおける障がい児の受け入れへの支援」及び「障がい児への適切な対応を図るため、研修等による指導者の養成・資質の向上」の実施。		
取組結果	評価	B	障がい児を受け入れている児童クラブに対し障害児受入推進事業として補助を行なったのはじめ、障害児担当者研修を実施しているものの受け入れがない児童クラブもあることから、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	<令和4年度実績> ・21クラブ中、16クラブが障がい児を受け入れた。 ・受け入れ障がい児人数(年度末):40人 ・障害児担当者研修の受講者数:45人		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		
<b>⑦親子通園事業の充実【こども未来課】</b>			
施策概要	親子通園事業の拡充を図るとともに、親子通園を終了した親同士によるサークル活動の立ち上げを支援し、障がい児を持つ親の集いの場づくりを進めます。		
取組結果	評価	B	親子通園事業を実施、令和4年度は近況の確認や、個別的な相談援助を行ったものの、新型コロナウイルス感染拡大により、卒園児が集う機会を提供できなかったことから、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	<令和4年度実績> ・在籍人数(年度末):16人【内訳】りす組(3歳未満)13人、うさぎ組(3歳以上)3人 ・利用延べ人数:324人 ・面談件数:61件 ・発達検査件数:13件		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		
<b>⑧発達障害支援体制の整備・充実【障害福祉課】</b>			
施策概要	発達障害を早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ(年齢)や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを整備します。		

取組結果	評価	B	自立支援協議会(子ども・療育部会)での取組み(しおりの作成等)をはじめ、各関係課・各関係機関と自立支援会議(年3回)や支援対象児のモニタリング会議等を通し、ライフステージに合わせた支援ができるよう検討しているものの、ライフステージや特性に合わせた体制の充実化が必要なため、評価Bとしている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、発達障害と診断されたことがある割合は、身体障害者5.5%、知的障害者42.1%、精神障害者18.6%となっている。					
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。					
<b>⑨巡回相談の充実【保育こども園課・障害福祉課】</b>						
施策概要	市内の幼児期の教育・保育施設等に通う乳幼児への巡回相談について、今後も継続するとともに、充実を図ります。					
取組結果	評価	A	巡回支援員(心理師)を配置し、年間451回、行動観察数延べ465人実施しているのをはじめ、認可園及び認可外保育園にて障がい児の受け入れ及び、障害児保育の充実を図るため、巡回相談による専門家からの助言及び指導體制の強化を図っていることから、評価Aとしている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	<その他実績> 障害児保育実施園:52園中28園にて実施(加配保育114人) 検査数:年間110人					
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。					
取組み状況など		主管課の評価				
		A	B	C	D	計
(5)自立支援給付サービスの確保、質の向上		6	0	0	0	6
<b>①訪問系サービスの確保【障害福祉課】</b>						
施策概要	訪問系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。					
取組結果	評価	A	令和4年度末現在、糸満市内に居宅介護(4箇所)重度訪問介護(5箇所)行動援護(1箇所)同行援護(1箇所)あり、提供量の確保を図っていることから、評価Aとしている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査における訪問系サービスの利用者の満足度は、身体障害者78.6%、知的障害者92.3%、精神障害者94.0%となっている。					
次期計画への対応	・現施策を継続する。					
<b>②日中活動系サービスの確保【障害福祉課】</b>						
施策概要	生活介護、自立訓練、就労移行支援等といった、日中活動系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。					
取組結果	評価	A	令和4年度末現在、糸満市内に生活介護(13箇所)短期入所(6箇所)自立訓練(機能訓練)(3箇所)、就労移行支援(6箇所)、就労継続支援A(3箇所)、就労継続支援B(22箇所)、就労定着支援(2箇所)あり、提供量の確保を図っていることから、評価Aとしている。			

アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、日中活動系サービスの利用者の満足度は、身体障害者 67.9%、知的障害者 79.6%、精神障害者 68.7%となっている。		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		
<b>③居住系サービスとの確保等【障害福祉課】</b>			
施策概要	「共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援といった居住系サービスの提供量の確保」、「相談支援事業所と連携し、保証人等が確保できない障がい者に対する居住サポート事業を行い、一般住宅への入居支援の充実」、「地域自立支援協議会における居住部会での協議と実践を図り、地域定着のサポート体制の構築」の実施。		
取組結果	評価	A	居住サポート事業の実施をはじめ、市内のグループホームは増加傾向にあるとともに、自立支援協議会(居住・地域移行部会)での取組みを実施していることから、評価 A としている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、居住系サービスの利用者の満足度は、身体障害者 88.3%、知的障害者 77.1%、精神障害者 84.4%となっている。		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		
<b>④医療的ケアを含む支援の充実【障害福祉課】</b>			
施策概要	常時介護を必要とする障がい者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援が受けられる環境の整備促進を行うとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の確保に努めます。		
取組結果	評価	A	重度訪問介護サービスの提供をはじめ、他のサービスも提供していることから、評価 A としている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査等で該当項目なし		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		
<b>⑤サービス等利用計画の適正な作成【障害福祉課】</b>			
施策概要	利用者のニーズに合ったサービスを提供するため、「サービス等利用計画」の適正な作成に向けた体制を強化します。		
取組結果	評価	A	自立支援協議会(相談部会)部会でのケース検討会議等を行い、サービス等利用計画の適正な作成に向けて取り組んでいることから、評価 A としている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査等で該当項目なし		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		
<b>⑥補装具の普及【障害福祉課】</b>			
施策概要	補装具の支給決定について、専門的な知識を有する人材を確保し、より適切な利用が行われる体制づくりを図ります。		

取組結果	評価	A	補装具の支給決定について、担当職員を配置し、適正な利用が行われるよう努めているためA評価としている。ただし、専門的な知識を有する人材確保までは至っていないことから、効率的な作業ができていない。			
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等で該当項目なし					
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。					
取組み状況など		主管課の評価				
		A	B	C	D	計
(6)地域生活支援事業の充実		4	2	0	0	6
<b>①日常生活用具給付等事業の普及【障害福祉課】</b>						
施策概要	より適切な利用が行われるよう、支給決定に関し、適正な判断ができる体制づくりを図ります。また、対象となる支援用具の定期的な見直しを検討します。					
取組結果	評価	A	日常生活用具の支給決定について、担当職員を配置しているとともに、日常生活用具の給付追加や受給対象者の見直しを行い、ニーズに合った助成になるよう努めていることから、評価 A としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・令和5年度において物価高騰等による日具の基準額引上げを求める要請等がある。					
次期計画への対応	・現施策を継続しつつ、拡充の必要性を検討する					
<b>②移動支援事業等の充実【障害福祉課】</b>						
施策概要	障がい者等の外出が円滑に行われるよう、ガイドヘルパーの派遣を進めます。身体・知的障害者(児)の外出時の個別的支援では、対象外の通勤・通学の要望が増えており、対応について検討します。					
取組結果	評価	A	移動支援事業としては、申請に対し適切に支給決定・給付が行われているため、評価 A としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・通勤(一般就労)・通学にかかるニーズが僅かながらあるが、移動支援事業では対象とならないため、別の支援枠組みを検討している。					
次期計画への対応	・現施策を継続する。(通勤・通学にかかる支援は別途検討する)					
<b>③地域活動支援センターの推進【障害福祉課】</b>						
施策概要	「地域活動支援センターのPRを積極的に実施」及び「地域自立支援協議会等と連携し、利用者の現状とニーズを再確認し、より適切な支援の実施」					
取組結果	評価	B	利用者の状況等について、自立支援協議会との連携した取組みを行っているものの、糸満市障害者地域活動支援センター「陽だまり」のPRが不十分であることから、評価Bとしている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・アンケート調査においても日中の居場所にかかるニーズは一定程度認められる。 ・糸満市障害者地域活動支援センター“陽だまり”は令和5年8月から糸満市農村環境改善センター内へ移転。移転後、従来の利用者の一部が利用しづらくなっている面がある。					
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。					

④生活支援事業の充実【社会福祉協議会・障害福祉課】							
施策概要	「障がい者やその家族の交流できる場の確保」及び「福祉機器リサイクル事業について、事業の周知を図り、利用促進に努める」などの取組みを図ります。						
取組結果	評価	A	福祉機器のリサイクルについての周知活動をはじめ、障がい者及び家族を中心とした当事者の会の事務局を担い、活動を通して社会参加や交流を行い、心身のリフレッシュを図っていることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
⑤社会参加促進事業の推進【障害福祉課】							
施策概要	視覚障害者等への音訳サービスについて、利用者への周知活動を進めるとともに、音訳ボランティアの募集を呼びかけます。(声の広報発行事業)						
取組結果	評価	B	利用者への周知活動として、社協ホームページに本社協だよりの音訳データを更新したり、音訳ボランティア募集を行い、団体へ紹介するなどの取組みを実施した。一方、コロナ禍もあり、スポーツ等を通じて社会参加を促す機会が減少し、令和4年まで実施できなかったが、令和4年から市ミニバレー大会への参加拡大に向けた取組みを検討し、令和5年から実施している。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・東京オリパラ開催により障がい者スポーツに対する気運は高まった。 ・スマートフォン等(HTML 読上げ機能)の普及により、音訳ニーズに対する変化。						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
⑥日中一時支援事業の推進【障害福祉課】							
施策概要	一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)の日中の活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図るため、本事業を推進します。また、事業の周知により、利用促進を図ります。						
取組結果	評価	A	日中一時支援事業を実施(登録事業所数 32)していることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(7)在宅支援サービスの推進			1	2	0	0	3
①緊急通報システム事業の実施【障害福祉課】							
施策概要	一人暮らしの障がい者が緊急事態に陥ったときの支援を図るため、緊急通報システム事業を実施するとともに、事業の周知、利用拡大を図ります。						

取組結果	評価	B	一人暮らしの身体障害者が緊急事態に陥ったとき、住居に設置する発信機器(貸与)を用いて、緊急通報センターへ通報することにより、緊急通報センター、緊急通報協力員等が相互に密接な連携を取りながら速やかな援助を行なっている(令和4年度利用者数2名)ものの、電話回線を利用しており利用拡大が期待できず新たな事業の検討が必要なことから評価Bとしている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・スマートフォン等の普及により同支援へのニーズは一定程度低下している傾向にある。					
次期計画への対応	・現施策を継続する。(緊急通報支援体制の在り方について検討する必要がある)。					
<b>②難病患者に対する支援【障害福祉課】</b>						
施策概要	在宅療養している難病患者に対し、短期入所、日常生活用具給付事業、居宅介護サービス等の提供を今後も行います。					
取組結果	評価	A	在宅療養している難病患者に対して、上記事業やサービスの提供を行っていることから、評価 A としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし					
次期計画への対応	・現施策を継続する。					
<b>③救急医療情報キットの普及推進【障害福祉課、介護長寿課、健康推進課】</b>						
施策概要	万一の緊急時に本人等が病状を説明できない場合に備え、本人のかかりつけの病院や病名等の医療情報、飲み薬などを含めた個人情報をも自宅の冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」の普及を進めます。					
取組結果	評価	B	障がい者のいる世帯に、かかりつけ病院の情報や持病、家族の連絡先など緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キットを配布し、普及に努めているが、普及が進んでいないことから、評価 B としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・スマートフォン等の普及により同支援へのニーズは一定程度低下している傾向にある。					
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。					
取組み状況など		主管課の評価				
		A	B	C	D	計
(8)障害福祉を支える人材の確保		1	1	0	0	2
<b>①専門職の確保【障害福祉課】</b>						
施策概要	保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等や手話通訳士等の専門職の確保や継続的配置や、研修への参加等による資質向上を図ります。					
取組結果	評価	A	保健師(2名)、社会福祉士(3名)手話通訳(1名)を配置していることから、評価 A としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・会計年度任用職員による採用と併せて実現しているため、引き続き正職員での確保に向けて取り組む必要がある。					

次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		
<b>②障害福祉サービスに従事する人材の確保、育成支援【障害福祉課】</b>			
施策概要	障害福祉サービスに従事する人材の確保や育成を推進するため、研修機会の確保や育成に関連する情報提供、他市町村との連携した人材確保方策の検討を行います。		
取組結果	評価	B	進捗・評価⇒人材の確保や育成を推進するため、研修機会の確保や育成に関連する情報提供は行っているものの他市町村との連携した人材確保の検討ができていないため、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		

## 2. 情報バリアフリーの向上と意思疎通支援の充実

取組み状況など		主管課の評価				
		A	B	C	D	計
(1)情報バリアフリーの向上		1	0	0	0	1
<b>①障がい者に配慮した情報提供の充実【障害福祉課・秘書防災課・情報政策課】</b>						
施策概要	障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、情報通信機器の活用(電子メール等)、声の広報、FMたまん等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。					
取組結果	評価	A	電子メール等の活用、声の広報などを実施するなど、障がい者に配慮した情報提供に努めていることから、評価 A としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査においても情報入手手段としてインターネットを利用する障がい者が増えてきている。</li> <li>・令和3年度に市ホームページをリニューアルし、情報提供機能が大きく向上した。</li> </ul>					
次期計画への対応	・現施策を継続する。					
(2)情報提供の充実		1	1	0	0	2
<b>①福祉のしおり等の発行【障害福祉課】</b>						
施策概要	広報いとまんや「障害福祉のしおり」等を通じて障がい者の関連情報を提供します。また、視覚障害者等への情報提供の充実を図るため、声の広報等の利用を促進します。					
取組結果	評価	A	広報紙や「障害福祉のしおり」により、障がい者やその家族に必要な情報を提供しているのはじめ、声の広報等発行事業の周知を行っていることから、評価 A としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査においても情報入手手段としてインターネットを利用する障がい者が増えてきている。</li> <li>・令和3年度に市ホームページをリニューアルし、広報紙 WEB 版(電子ブック)の機能が大きく向上した。</li> </ul>					
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。					

②ホームページ等を通じたの情報提供【障害福祉課】							
施策概要	ホームページによる情報提供を進めるため、内容の充実、定期的な更新に努めます。また、各種福祉サービスや制度及び相談支援事業について、FMたまん等を活用して情報発信を進めていきます。						
取組結果	評価	B	ホームページによる情報提供内容の充実化や情報更新を行っているものの、FMたまん等を活用した情報発信は不足していることから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査においても情報入手手段としてインターネットを利用する障がい者が増えてきている。</li> <li>令和3年度に市ホームページをリニューアルし、情報提供機能が大きく向上した。</li> </ul>						
次期計画への対応	・現施策を継続する。(施策として①と②の統合を検討する)						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(3)意思疎通支援の充実			1	0	0	0	1
①コミュニケーション支援の充実【障害福祉課】							
施策概要	聴覚、言語機能、音声機能等の障害のある市民が、円滑に意思疎通が行えるよう、市役所内への手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記奉仕員等の派遣を行います。						
取組結果	評価	A	手話通訳者を設置(1名)し、聴覚障害者などが市において各種手続、相談等を行う際、手話通訳者等の派遣を行っている。また、通訳者を対象に7市町合同での研修を実施していることから、評価Aとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年沖縄県手話言語条例の制定</li> <li>第2期沖縄県手話推進計画(計画期間:令和3年度～令和5年度)を策定</li> <li>＜手話奉仕員養成講座の実施状況＞</li> <li>令和4年度(入門編)11人修了、令和5年度(基礎編)10人修了(予定)</li> </ul>						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
(4)行政情報のバリアフリー向上			2	0	0	0	2
①ホームページ等の利用しやすさへの配慮【秘書防災課・情報政策課】							
施策概要	市のホームページ等による行政情報の電子的提供において、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブバリアフリー等の向上を図ります。						
取組結果	評価	A	障がい者を含むすべてのホームページ利用者が、同じように情報を利用できるよう、アクセシビリティに配慮したページづくり(文字の大きさや音声機能など)に努めたことから、評価Aとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査においても情報入手手段としてインターネットを利用する障がい者が増えてきている。</li> <li>令和3年度に市ホームページをリニューアルし、情報提供機能が大きく向上した。(ウェブアクセシビリティチェック機能の追加)</li> </ul>						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
②災害発生時の障がい者への情報伝達の強化【障害福祉課】							
施策概要	災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制整備を図ります。						

取組結果	評価	A	災害時等において、要配慮者施設に戸別受信機を設置するなど複数の災害情報伝達手段を組み合わせることにより、災害情報伝達手段の強靱化を図ったことから、評価Aとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、災害時に困ることとして、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」との回答が身体障害者16.1%、知的障害者26.2%、精神障害者14.3%。		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		

### 3. 保健・医療の推進

取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(1)障害の早期発見・早期支援			0	2	0	0	2
<b>①新生児・乳幼児の健康づくりの支援充実【健康推進課】</b>							
施策概要	乳幼児健診を実施していくとともに、健診の間診や保健相談の中で、発達についての相談を行います。また、健診事後教室を開催し、子どもの発達特性や特徴について保護者と共有しながら支援していきます。						
取組結果	評価	B	令和4年乳児健診9回、1歳6か月健診19回、3歳児健診19回実施。健診の間診にて保護者の不安や育児の悩みを丁寧に聞き取っているほか、発達に不安がある子どもについては、健診事後教室等へ案内し、保護者と共有しながら支援を実施していますが、保健師の経験年数で支援スキルに差があることから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>②生活習慣病などの予防対策の充実【健康推進課】</b>							
施策概要	「生活習慣病などによる障害の発生を予防するため、特定健診・特定保健指導の充実」「40歳未満の若年世代の受診率向上を図るため、受診勧奨の呼びかけ実施」「生活習慣病の予防と障害の発生予防との関連性等について周知、啓発」「各自治会に保健推進員が1名以上配置できるよう、広報活動を行うとともに、自治連絡員との連携強化」						
取組結果	評価	B	年25回の集団健診の内、土日健診を5回、女性限定の総合型健診を1回実施するほか、受診率向上を図るため、対象者へ個別通知、全世帯へ健診ガイドの配布を実施している。さらに未受診者に対してハガキや電話による受診勧奨を行うとともに、AIを活用した不定期受診者等への再勧奨も行っています。また、令和元年度に開始した「健康ポイント事業」については、対象者を20歳以上の国保加入者及び75歳以上の市民に拡大し実施しているものの、保健推進員の活動がコロナ禍で活動が停滞していることから評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・特に知的障害者等における生活習慣病リスクの増大傾向						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						

取組み状況など		主管課の評価				
		A	B	C	D	計
(2)障がい者の健康保持・増進		1	0	0	0	1
<b>①歯科健診の充実促進【障害福祉課】</b>						
施策概要	障がい者が適切な歯の健康管理が行えるよう、障がい者の歯科診療に関する情報について、ホームページに情報を掲載するほか、市内福祉サービス提供事業所への情報提供も検討します。					
取組結果	評価	A	障がい者の歯科診療に関する情報について、「障害福祉のしおり」、ホームページに掲載するなど周知に努めていることから、評価 A としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等で該当項目なし					
次期計画への対応	・現施策を継続する。					
(3)精神保健対策の充実		0	6	0	0	6
<b>①精神保健相談、訪問指導の充実【障害福祉課】</b>						
施策概要	精神保健相談や訪問指導について精神科病院や保健所との連携強化、相談員の資質向上等により、きめ細かく対応できるように充実を図ります。					
取組結果	評価	B	自立支援協議会(相談部会 withB)でのケース検討会議等の実施をはじめ、精神保健相談研修会等への参加、保健所との連携、地域の精神科病院との連携を図ることで、職員の資質向上に努めているものの、医療機関や保健所との連携をより一層図っていく必要があることから、評価Bとしている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等で該当項目なし					
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。					
<b>②精神保健に関する啓発活動の推進【障害福祉課】</b>						
施策概要	専門機関と連携しながら、市民講座の開催等による精神疾患の理解や対応の周知等に取組みます。					
取組結果	評価	B	年に1回パネル展等を開催し、市民への精神疾患に対する理解を深められるよう取り組んでいるものの、市民講座の開催はできていないことから評価 B としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等で該当項目なし					
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。					
<b>③ピアサポート・ピアサポーターの充実【障害福祉課】</b>						
施策概要	精神障害者に対する当事者による相談活動等を推進するため、ピアサポート・ピアサポーターへの取組みの充実を図ります。					

取組結果	評価	B	当事者同士のつながりを支援するため、陽だまり施設の供与を通じて「断酒会」等の取組支援を実施。アルコール依存症以外の疾患についても、相談機関等との連携を密にすることから取り組んでいくことを検討しているものの、具体的な取組みができていないことから、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、ピアカウンセリング利用率は、身体障害者 1.3%、知的障害者 2.5%、精神障害者 2.4%。		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		
<b>④心の健康を保持するための取組みの充実【健康推進課】</b>			
施策概要	心の健康相談や、うつ等の精神疾患の予防に関する講演会を実施するなど、市民の心の健康づくりに関する取組みを行うように進めます。		
取組結果	評価	B	こころの健康相談は5回実施(延べ10人利用)しており、相談は定期的に行っていますが相談数が減少傾向にある。講演会の実施は出来ていないことから、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等で該当項目なし		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		
<b>⑤精神障害者の地域移行、定着支援の推進【障害福祉課】</b>			
施策概要	退院可能な精神障害者の地域への円滑な移行・定着を進められるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方にに基づきながら、精神障害者の退院後の支援に係る取組みを推進します。		
取組結果	評価	B	自立支援協議会(相談部会 withB)での取組みをはじめ、医療機関、保健所、相談センター等との連携を図り、精神障害者の退院支援に取り組んでいるものの、退院支援からその後の社会復帰支援へとスムーズに進めきれない面もあることから、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等で該当項目なし		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		
<b>⑥精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備【障害福祉課】</b>			
施策概要	「相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備」「基幹型相談支援センターがつなぎ役となり、市の自立支援協議会及び関係機関が連携し、障がい者支援の対応力の強化」の実施。		
取組結果	評価	B	進捗・評価⇒相談機関等との連携を図りながら、退院後の支援を実施。相談やサービスが多岐に渡るため繋ぐまでに時間を要することや、基幹相談支援センターが未設置などの課題があることから、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等で該当項目なし		

次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。(施策⑤・⑥の統合を検討)						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(4)難病患者等への支援			0	1	0	0	1
<b>①難病患者への支援の充実【障害福祉課】</b>							
施策概要	難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携による対応を行います。また、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な対応やサービス提供を実施するように努めます。						
取組結果	評価	B	難病患者やその家族に対しては、保健所との連携を図り、相談支援や情報提供を行っているものの、難病の特性に配慮した円滑な対応に課題があることから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、難病の認定を受けている方の割合は、身体障害者 10.4%、知的障害者 4.5%、精神障害者 7.6%。						
次期計画への対応	・現施策を継続しつつ、取組拡充を検討する。						

## 基本目標2(施策2):学び、働き、憩う環境の充実

### 1. 教育の振興

取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(1)特別支援教育の充実			1	5	0	0	6
<b>①インクルーシブ教育システムの構築・推進【学校教育課】</b>							
施策概要	障害のある子どもを含む全ての子どもがともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図ります。						
取組結果	評価	B	個別ケースに応じた教育委員会等関係機関との調整会議の開催をはじめ、「個別の教育支援計画・指導計画」の推進を図ったものの、インクルーシブ教育システムの構築にまでは至っていないことから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>②特別支援教育の充実【学校教育課】</b>							
施策概要	「学校・家庭・地域・行政が連携して、特別支援教育の整備」「特別支援教育の充実のため、教職員の資質向上を図るほか、特別支援教育コーディネーターや支援ヘルパー等と連携した支援の実施」「市内の私立幼稚園との連携」の実施。						
取組結果	評価	B	・就学支援説明会、および保護者説明会の実施をはじめ、全学校において「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、ヘルパー等と連携した支援体制の確立、特別支援員を対象に支援を要する子どもへの対応について講話の開催、学校訪問し、各学校の特別支援教育課程への指導を行っているものの、地域等との連携が不十分であることから評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>③教育の場における合理的配慮【学校教育課】</b>							
施策概要	教育の場において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。						
取組結果	評価	B	就学支援委員会も含めて合理的配慮を検討して、ICTの活用、人的資源、環境面の提供を行っているものの、合理的配慮についての周知に課題があることから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						

④校内支援体制の充実【学校教育課】								
施策概要	障がい児の適正就学を図るため、就学支援委員会を開催し、適正就学の指導を行うほか、保護者への相談対応等を行います。また、巡回障害児就学相談会を行うほか、特別支援教育指導コーディネーターによる学校、保護者への指導・助言等を行います。							
取組結果	評価	B	就学支援委員会や特別支援教育指導CDRによる取組により、発達特性の理解と知識については深まってきているものの、就学支援申請数が年々増加傾向にあり、それに伴い特別支援学級数が増加となり教員不足の中、通級指導教室が開設されてない現状もあることから、評価Bとしている。					
アンケート結果・外部要因の変化等	・就学支援委員会判定人数(平成30年228人、令和元年211人、令和2年253人、令和3年268人、令和4年283人)。 ・特別支援教育指導コーディネーターによる指導・相談実績(令和2年111件、令和3年126件、令和4年229件)など。							
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。							
⑤交流教育の推進【学校教育課】								
施策概要	健常児と障がい児の交流教育を推進し、幼少期及び学童期からの福祉意識の向上を図ります。							
取組結果	評価	B	西崎特別支援学校と、幼(こども園)小中高の交流事業を実施していることから、評価Bとしている。					
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で障がい児向けの施策サービスで特に充実が必要と思うものとして、「健常児と障がい児の交流」との回答は、身体障害者 15.4%、知的障害者 12.4%、精神障害者 12.4%。							
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。							
⑥保幼小の移行支援の充実【保育こども園課・学校教育課・障害福祉課】								
施策概要	母子保健、教育・保育施設等、学校で、障害のある子や気になる子の情報連絡の共有を図るため、保幼小における移行支援の実施・充実により、子どもたちの育ちの様子を小学校に繋げるように進めます。							
取組結果	評価	A	糸満市幼小連携支援事業にかかる各校区の年間研修計画において入学前情報交換会(申し送り)の日程を計画し、各小学校にて実施。子ども達の育ちの様子を小学校につなげようとしていることから、評価Aとしている。					
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし							
次期計画への対応	・現施策を継続する。							
取組み状況など				主管課の評価				
				A	B	C	D	計
(2)学校施設のバリアフリー				0	1	0	0	1
①既存施設の改善【教育総務課】								
施策概要	既存の公共施設のバリアフリー化については、改修が必要な箇所の把握を行い、計画的に改修するように努めます。また、未実施の学校施設については、障がい児の就学状況をみながら、適宜バリアフリー化の改修を行います。							
取組結果	評価	B	進捗・評価⇒既存施設のバリアフリー化については、必要な改修は適宜実施しているものの、すべての施設で改修済みとはなっていないことから、評価Bとしている。					

アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上(整備加速化の方策)を検討する。						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(3)生涯を通じた多様な学習活動の充実			0	2	0	0	2
<b>①多様な学習機会の充実【生涯学習課】</b>							
施策概要	生涯学習関連の各種講座を継続するとともに、障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。また、特別支援学校における読み聞かせ・紙芝居等、読書にかかわる団体との交流を進めるほか、その他の取組みについて検討を行います。						
取組結果	評価	B	各種講座の開催をはじめ、読み聞かせ・読書にかかわる団体との交流として、読書や本がより身近に感じられる市立中央図書館にて、毎年「絵本のひろば」を開催しています。車いすでの来場ができるようエレベーターや観覧席の配置などに取り組んでいます。しかし、各種講座は広く市民を対象として開催しており、障がい者が参加しやすい環境整備も必要なことから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>②図書館利用の利便向上【中央図書館】</b>							
施策概要	中央図書館の障がい者利用を促進するため、広報いとまんや図書館だよりによる周知を図ります。また、「音声・拡大読書機」などの読書補助具について周知を図るほか、今後も新たな読書補助具を導入するよう努めます。						
取組結果	評価	B	進捗・評価⇒図書館の障がい者利用の促進を図るための環境整備として、音読サービス(声の広報)をはじめ、宅配サービス、電子図書館などの機能強化を図っているものの、利用促進に関する広報・周知が不足していることから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						

## 2. 雇用、就業、経済的自立の支援

取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(1)総合的な就労支援			1	1	0	0	2
<b>①一般就労の支援体制の構築【障害福祉課】</b>							
施策概要	地域自立支援協議会における仕事部会において、障害者雇用、定着支援等についての市の方向性の協議を進めます。また、市内の就労支援事業所による連絡会を開催し、行政も加わり、市の障害者雇用の実態把握や就労支援体制の構築を目指します。くわえて、障害者就労支援事業所の合同説明会を今後も継続して開催し、職場の理解を推進します。						
取組結果	評価	B	自立支援協議会の仕事部会で、情報交換や研修等を行い、連携体制を構築しているものの、コロナ禍の影響もあり、合同説明会については実施できなかったことから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>②就労移行支援と定着支援の推進【障害福祉課】</b>							
施策概要	就労移行支援からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、平成30年度に創設された「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。						
取組結果	評価	A	就労定着支援の令和2年度延べ利用件数10件、令和3年度27件、令和4年度58件と利用実績が伸びていることから、評価Aとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	就労移行支援実績：令和5年24人、令和4年22人、令和3年17人						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
(2)障がい者雇用の促進			2	2	0	0	4
<b>①障害に関する職場の理解促進、人権擁護の推進【商工水産課・障害福祉課】</b>							
施策概要	「市内企業に対し、障がい者の雇用について理解と協力を呼びかけの実施」「雇用差別など障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、相談体制の充実」「職場に対し、障害特性等に関する理解を促す啓発・広報の実施」「合理的配慮の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備」の実施。						
取組結果	評価	A	障害者雇用支援月間(9月)に合わせ、ホームページにおいて障害者雇用について理解と協力を呼びかけ、障害者雇用に関する情報(好事例等)と併せて雇用の際の各種助成制度の周知を行っていることから、評価Aとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、就労するための条件として「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」との回答が身体障害者 38.9%、知的障害者 65.3%、精神障害者 51.4%。						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						

②公的機関における雇用機会の確保【人事課】							
施策概要	「市における障害者雇用について、法定雇用率の遵守」「公共施設の管理等委託業務の確保による障がい者の就労機会の拡充」「就労支援事業所等との連携による障がい者の職場体験(実習)受け入れ実施」を図ります。						
取組結果	評価	B	本市障害者雇用率は 2.97%(地方公共団体法定雇用率:2.6%)であり、特別支援学校から依頼があった際には職場体験の受け入れを行っているものの、公共施設の管理等委託業務での取組みができていないことや、就労支援事業所等その他機関からの職場体験(実習)受け入れができていないことから、評価 B としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
③一般企業・事業所等の雇用促進【商工水産課・障害福祉課】							
施策概要	「企業に障がい者への理解を深めてもらうため、障害者雇用の成功例の紹介」「就業専門員(コーディネーター)の配置の検討」「建設工事入札参加資格審査や等級格付け基準で、障害者雇用の加点以外に、障害福祉サービス事業所からの物品購入、役務等の就労委託等を契約した場合に加点する制度の周知」「障がい者を実習生として受け入れている企業等の紹介」などの実施。						
取組結果	評価	B	ホームページにおいて、障害者雇用に関する情報(好事例等)と併せて雇用の際の各種助成制度の周知、建設工事入札参加申請時において、制度の周知などを行っているものの、就業支援専門員の配置に至っていないことから評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
④障害者雇用に関する助成制度の利用促進【商工水産課】							
施策概要	障害者雇用の際の各種助成制度について企業への周知を図ります。						
取組結果	評価	A	障害者雇用の各種助成制度について、ホームページへのリンク貼り付けを行うなど周知を図ったことから評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(3)福祉的就労の底上げ			1	1	0	0	2
①就労支援の提供量確保【障害福祉課】							
施策概要	一般雇用が難しい障がい者の就労機会の確保を図るため、就労継続支援事業の支給量の確保に努めます。						

取組結果	評価	A	就労継続支援事業の支給量の確保に努めており、利用者数は増加傾向であることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
<b>②福祉的就労の底上げ【障害福祉課】</b>							
施策概要	就労継続支援B型事業所の工賃の向上や市内就労支援事業所の連携による共同受注、経営力強化などを進め、福祉的就労の底上げを図ります。						
取組結果	評価	B	庁内販売や障害者週間の庁内販売を通しての支援をはじめ、沖縄県セルフセンターが受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービスの事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注窓口としての取組みを実施しているものの、経営力の強化などの取組みができていないことから、評価 B としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・沖縄県工賃向上計画(令和3~5年度)策定。 ・令和2年度、糸満市域に沖縄県障害者就業・生活支援センター事業“ブリッジ”設置						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(4)経済的自立支援			6	0	0	0	6
<b>①特別障害者手当の支給【障害福祉課】</b>							
施策概要	在宅の重度障害者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。						
取組結果	評価	A	在宅の重度障害者に対し、特別障害者手当の支給を行っているとともに、ホームページや「障害福祉のしおり」において、この手当に関する周知を図っていることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
<b>②障害児福祉手当の支給【障害福祉課】</b>							
施策概要	在宅の重度障害児に対し、その重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。						
取組結果	評価	A	在宅の重度障害児に対し、障害児福祉手当の支給を行っているとともに、ホームページや「障害福祉のしおり」において、この手当に関する周知を図っていることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						

③特別児童扶養手当の支給【こども未来課】			
施策概要	20歳未満の身体や精神に障害のある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給を行います。		
取組結果	評価	A	令和4年度実績(県が支給し市負担なし)として、受給権者(保護者)数:450人、支給対象(障がい児数:1級96人、2級451人)となっており、取組みが行われていることから、評価 A としている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		
④自立支援医療の適正利用の促進【障害福祉課】			
施策概要	自立した日常生活に必要な医療を給付するとともに、制度の周知に努めます。		
取組結果	評価	A	「障害福祉のしおり」において、自立支援医療制度の周知を図っていることから、評価 A としている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし		
次期計画への対応	・現施策を継続しつつ、充実化(HP掲載)を検討する。		
⑤重度心身障害者(児)医療費助成の推進【障害福祉課】			
施策概要	障がい者(児)の医療に係る経済的負担の軽減を図るため、重度心身障害者(児)の医療費の助成と制度の周知を図ります。		
取組結果	評価	A	「障害福祉のしおり」において、重度心身障害者(児)医療費助成の周知を図っていると同時に、障害者手帳取得時及び等級変更により要件に該当した方へ申請手続きの案内を送付していることから、評価 A としている。
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		
⑥生活福祉資金貸付制度の周知【社会福祉課】			
施策概要	低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付け等を行う本事業について周知を図ります。		
取組結果	評価	A	進捗・評価⇒本則貸付に加え、コロナによる特例貸付(償還)業務において、食料支援も実施しています。また、社協だよりやHP等を活用して広く周知を行っていることから、評価 A としている。
アンケート結果・外部要因の変化等	・国はコロナ禍・経済対策として低所得者向け臨時特別給付金の支給を(令和2-5年)実施。 ・市においてもコロナ禍・経済対策として水道料金の軽減・給食費支援等を実施。		
次期計画への対応	・現施策を継続する。		

### 3. 文化芸術、スポーツ、余暇活動等の充実

取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(1)文化芸術活動の促進			1	0	0	0	1
<b>①障がい者の芸術、文化活動の充実【障害福祉課】</b>							
施策概要	障がい者の趣味や生きがいづくりを推進するため、地域生活支援事業の「芸術文化活動振興」等を活用し、日頃の文化芸術活動の発表や展示等の機会を確保します。						
取組結果	評価	A	障害者週間(12/3～12/9)に、地域活動支援センターと連携して「心の芸術文化祭」を開催するなどの取組みを実施していることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・令和4年度全国障害者芸術・文化際“美ら島おきなわ文化祭”開催。糸満市においても障がい者ステージイベント(シャボン玉せっけんくる糸満)が開催された。						
次期計画への対応	・現施策を継続しつつ、質的向上(既存芸術・文化活動との融合可能性)を検討する。						
(2)スポーツ・レクリエーション活動の充実			1	1	0	0	2
<b>①スポーツ・レクリエーション活動内容の充実【観光スポーツ振興課】</b>							
施策概要	障がい者が参加するスポーツ教室は、指導員を増員して対応するとともに、障がい者向けの講習会や研究会等により、指導員の資質向上を図ります。						
取組結果	評価	B	スポーツ推進委員による障がい者向け、地域巡回スポーツ教室を開催したものの、コロナ禍により運動する機会が減ったことから、今後は障がい者が安全で楽しく運動・スポーツする環境づくりを再構築する必要があるため、評価 B としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・東京オリンピック・パラリンピック開催により障がい者スポーツに対する機運が高まった。						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>②スポーツ施設の利便向上【まちづくり課・建設課】</b>							
施策概要	市内のスポーツ施設のバリアフリー化に努め、障がい者が利用しやすいづくりとなるように図ります。また、公園については市の施設長寿命化計画にもとづき、西崎運動公園等の改修等を計画的に進めます。						
取組結果	評価	A	スポーツ施設を利用する障がい者団体などと意見交換を行い、施設のバリアフリー化に努めているとともに、西崎運動公園の改修工事も行ったことから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、社会活動に参加するための条件として、「障害の特性に配慮した施設や設備があること」と回答は、身体障害者 21.2%、知的障害者 36.6%、精神障害者 28.6%。						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
(3)障がい者関係団体の活動支援			1	1	0	0	2
<b>①障がい者団体等の加入・結成の促進【障害福祉課】</b>							
施策概要	各種団体や機関、ホームページ等を通じて、当事者団体や家族会の活動を紹介し、加入促進を図ります。						

取組結果	評価	B	ホームページでの周知を行ったが、当事者団体や家族会の加入増には至っていないことから、評価 B としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・市身体障害者協会、市手をつなぐ育成会ともに会員の高齢化が進み、新規会員加入が少ない状況が続いている。					
次期計画への対応	・現施策を継続しつつ、障がい者関連団体の活動の活性化に向け検討する。(施策①と②の統合を要検討)					
<b>②障がい者団体の活動支援【障害福祉課】</b>						
施策概要	引き続き、活動の場の確保や活動資金の助成を通じ、障がい者関連団体の活動を支援します。					
取組結果	評価	A	市身体障害者協会や手をつなぐ育成会への活動費助成を行っていることから、評価 A としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・市身体障害者協会、市手をつなぐ育成会ともに会員の高齢化が進み、新規会員加入が少ない状況が続いている。					
次期計画への対応	・現施策を継続しつつ、障がい者関連団体の活動の活性化に向け検討する。(施策①と②の統合を要検討)					
取組み状況など		主管課の評価				
		A	B	C	D	計
(4)障がい者の地域参加、交流の機会確保		0	1	1	0	2
<b>①障がい者の地域参加の機会づくり【こども未来課・障害福祉課・社会福祉課】</b>						
施策概要	地域の公民館や空き家活用等により、障がい者が集い交流したり、様々な活動をするための拠点確保を図ります。また、社会福祉協議会の「ふらっと」や「ふらっと こうえん前」の”気軽に集える場”を障がい者に周知し、地域参加や地域住民との交流が増えるように図ります。					
取組結果	評価	C	障がい者の交流や様々な活動は、社会福祉センターを拠点として行っている一方で、地域における新たな拠点の確保には至っていません。「こうえん前」では子どもの居場所として、障害の有無に関わらず、気軽に集える場となっていることから、評価 C としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・本施策目標は、他目的事業による副次的効果を期待するもので、これまで実施されている事業は、障がい者施策としての事業展開に至っていない。					
次期計画への対応	・現施策の在り方について抜本的に見直していく。					
<b>②障がい者のボランティア活動への参加促進【社会福祉課・障害福祉課】</b>						
施策概要	「障がい者がボランティアに参加する機会づくりの促進」「地域住民の障害への理解や障がい者との交流機会確保」「促進にあたっては、市社会福祉協議会と連携を図るほか、地域活動支援センターやサービス事業所への働きかけの実施」に取組みます。					
取組結果	評価	B	社協行事などに参加呼びかけを行い、市民と障がい者の交流機会を設けてきたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、行事の開催が困難となり交流が減っている状況があることから、評価 B としている。			
アンケート結果・外部要因の変化等	・本施策目標は、他目的事業による副次的効果を期待するもので、これまで実施されている事業は、障がい者施策としての事業展開に至っていない。					
次期計画への対応	・現施策の在り方について抜本的に見直していく。					

## 基本目標3(施策3):バリアフリーなまちづくりの推進

### 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(1)権利擁護の推進、虐待の防止			0	6	0	0	6
<b>①権利擁護の体制強化【障害福祉課・社会福祉課】</b>							
施策概要	「権利擁護を必要とする障がい者の増加に対応するため、権利擁護の体制強化について検討」「障がい者の権利擁護のため、相談支援事業の充実と地域の相談員である民生委員・児童委員への情報提供、研修等の実施」に取組みます。						
取組結果	評価	B	各民児協定例会での要援護者に関する情報共有や社協各種コーディネーター等へのつなぎ、県民児協主催の各種研修会への参加しているものの、権利擁護の体制強化にまで至っていないことから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・民生委員・児童委員の確保は厳しい状況が続いており、担い手不足の課題は継続している。 ・高齢化社会の進展、障がい者の高齢化による“親なき後”に対する権利擁護に対する潜在的ニーズは増大。						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>②成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進【社会福祉課・障害福祉課】</b>							
施策概要	知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な障がい者の成年後見制度の利用を支援するため、成年後見制度利用支援事業の周知及び市長後見手続きや後見人への報酬助成を行い、必要とする方の制度利用を支援します。						
取組結果	評価	B	令和5年度に成年後見制度利用促進計画が策定(第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の中に包含)され、計画に基づいて取組みの推進を図っていく段階であることから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・当市では低所得者への成年後見人報酬助成制度が整備できていない。(県内他市では一定の助成制度が実施されている)						
次期計画への対応	・現施策を継続しつつ、質的向上(報酬助成)を検討する。						
<b>③法人成年後見の実施検討【社会福祉課・障害福祉課】</b>							
施策概要	判断力が不十分になった時に、法律面や生活面で支援する成年後見制度について、法人としての成年後見の実施を検討します。						
取組結果	評価	B	法人成年後見についても、令和5年度に成年後見制度利用促進計画が策定(第3次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画の中に包含)され、計画に基づいて、取組みの推進を図っていく段階であることから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・当市では法人成年後見(報酬助成)制度が整備できていない。(県内他市では一定の助成制度が実施されている)						
次期計画への対応	・現施策を継続しつつ、質的向上(報酬助成)を検討する。						

④日常生活自立支援事業の利用促進【社会福祉課】								
施策概要	平成31年度から全市町村型への移行が予定されているため、市社協と調整しながら、権利擁護の体制強化とともに本事業の推進方策についても検討と実施を図ります。							
取組結果	評価	B	専門員1名、生活支援員4名を配置し対応しているものの、利用契約者に加え、待機者・相談者も多いことから、事業運営のあり方を検討し、体制整備の推進を図る必要があることから、評価 Bとしている。					
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし							
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。							
⑤障害者虐待の予防や早期発見、早期対応の充実【障害福祉課】								
施策概要	障がい者の虐待防止や虐待への早期対応を図るため、市の障害者虐待防止センターや障害者虐待防止ネットワーク会議の強化、関係機関との連携を進めます。							
取組結果	評価	B	近年においては、障害者虐待防止ネットワーク会議に至るまでの案件がなかったことから、会議は未開催となっています。今後は、案件がなくても状況把握や共通認識のための会議を開催する方向での検討も必要と考え、評価 Bとしている。					
アンケート結果・外部要因の変化等	・市域における障害者虐待通報件数 (令和4年度:4件、令和3年度:5件、令和2年度:6件、令和元年度:3件)							
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。							
⑥権利擁護や障害者虐待の防止に関する普及・啓発【障害福祉課】								
施策概要	障がい者の権利擁護や虐待の防止及び「障害者虐待防止法」に関して、市民への周知・理解を図るため、啓発パンフレットや市民向け講演会、施設従事者向け研修会等を開催するなど、積極的な普及啓発を行います。							
取組結果	評価	B	毎年度、研修会を実施しているものの、市民向けの講演会などの周知活動が不十分であることから、評価 Bとしている。					
アンケート結果・外部要因の変化等	・依然として障害福祉支援者(現場スタッフ)からの虐待に関する研修ニーズが高い。							
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。							
取組み状況など				主管課の評価				
				A	B	C	D	計
(2)障害を理由とする差別の解消の推進				1	2	0	0	3
①差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発【障害福祉課】								
施策概要	「障害者差別解消法やその基本指針等に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発を実施」「障害のある女性、子ども、高齢者については、障害に加えてさらに複合的な困難な状況に置かれる場合があることから、きめ細かな配慮や支援を行うよう啓発を実施」「沖縄県が平成26年4月から施行した「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の周知・啓発活動の実施」に取組みます。							

取組結果	評価	A	障害を理由とする差別解消に向けた啓発活動をはじめ、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の周知・啓発活動を実施していることから、評価 A としている。										
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査において、障がい者(児)施策として力を入れて欲しいこととして、「障害に対する理解」との回答が上位。</li> <li>・国の障害者基本計画におけるトップ施策に位置づけ(令和5～9年度計画)</li> </ul>												
次期計画への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施策を抜本的に見直し、他施策との統合整理、合理的配慮の提供にかかる具体的施策化を検討する。</li> </ul>												
<b>②市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去に係る施策の推進【障害福祉課・人事課】</b>													
施策概要	市の事務・事業の実施に当たっては、障がい者が必要とする社会的障壁を除去するため、建物等のバリアフリー化、情報の取得・利用・発信におけるバリアフリー向上のための施策、市職員への研修等による周知等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。												
取組結果	評価	B	庁舎のバリアフリー化をはじめ、情報等のバリアフリーに関してはホームページ等の機能強化などに取り組んでいるものの、職員への研修等による周知ができていないため、評価Bとしている。										
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査において、障がい者(児)施策として力を入れて欲しいこととして、「障害に対する理解」との回答が上位。</li> <li>・国の障害者基本計画におけるトップ施策に位置づけ(令和5～9年度計画)</li> </ul>												
次期計画への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現施策を継続、又は質的向上を検討する。</li> </ul>												
<b>③職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進【障害福祉課・商工水産課】</b>													
施策概要	障害に関する職場の理解及び共に働く環境づくりを図るため、職場での障がい者への差別禁止、就労に係る合理的配慮を徹底するよう促します。												
取組結果	評価	B	職場における差別禁止や合理的配慮の徹底促進に関する取組みについては、市ホームページへ啓発記事リンクを張り付けやパンフレットを窓口に置くなどの取組みを行い、合理的配慮を促したものの、徹底には至っていないことから評価 B としている。										
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査において、障がい者(児)施策として力を入れて欲しいこととして、「障害に対する理解」との回答が上位。</li> <li>・国の障害者基本計画におけるトップ施策に位置づけ(令和5～9年度計画)。</li> </ul>												
次期計画への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現施策を継続、又は質的向上を検討する。</li> </ul>												
取組み状況など													
主管課の評価													
(3)障がい者への理解・啓発の推進													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">A</td> <td style="width: 15%;">B</td> <td style="width: 15%;">C</td> <td style="width: 15%;">D</td> <td style="width: 10%;">計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table>				A	B	C	D	計	1	2	0	0	3
A	B	C	D	計									
1	2	0	0	3									
<b>①障害者週間による啓発広報の充実【障害福祉課】</b>													
施策概要	毎年12月3日から9日までの「障害者週間」について、イベントの充実と開催の周知徹底を市民に対して行い、障がい者への理解の機会となるように努めます。												
取組結果	評価	A	地域活動支援センターと連携し「心の芸術文化祭」の開催をはじめ、市役所ロビーで就労支援事業所バザー「ハッピーうえるフェア」を開催するなど、イベントの充実化を図ったことから評価 A としている。										
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし												

次期計画への対応	・現施策を継続する。							
<b>②各種広報紙、マスメディア等の活用【障害福祉課】</b>								
施策概要	福祉保健概要を作成し、ホームページに掲載して周知に努めます。また、ホームページを通じて情報提供を進めるため、適宜更新を図っていきます。							
取組結果	評価	B	令和5年度広報いとまん12月号で市内事業所にかかる特集の記事を掲載するなど、広報紙を通じて障がい者への接し方の周知を図ったものの、マスメディア等の活用には至っていないことから、評価 B としている。					
アンケート結果・外部要因の変化等	・NHK 等メディアにおける障害の理解増進に資する報道等が増えている。							
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。							
<b>③各種交流イベントの開催【障害福祉課】</b>								
施策概要	障がい者スポーツ・レクリエーションに関する情報を収集し、関係機関と連携して取組みます。また、芸術・文化イベントについて、年に数回開催し、障がい者の日頃の成果発表の機会とともに、市民が障がい者とふれあう機会をより多く持てるように検討します。							
取組結果	評価	B	県身体障害者スポーツ大会、ミニバレー大会、いとまん平和マラソンなどへの取組みを実施しているものの、文化イベントについては1回/年(心の芸術文化祭)の取組みにとどまっていることから、評価 B としている。					
アンケート結果・外部要因の変化等	・東京オリパラ開催により障がい者スポーツに対する気運は高まった。 ・令和4年度全国障害者芸術・文化際“美ら島おきなわ文化祭”開催。糸満市においても障がい者ステージイベント(シャボン玉せっけんくる糸満)が開催された。							
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。							
取組み状況など				主管課の評価				
				A	B	C	D	計
(4)福祉教育の推進				0	2	0	0	2
<b>①学校における福祉教育の充実【学校教育課】</b>								
施策概要	「福祉体験、福祉講話など、学校における福祉教育の実施」「障がい者への手助けの仕方を学ぶ機会の確保」「健常児と障がい児の交流教育を推進」に取組みます。							
取組結果	評価	B	市内小学校では、社会福祉協議会と連携し、障がい者を招き、福祉体験、福祉講話等を実施しており、市内中学校では、福祉関係事業所と連携し、介護体験等を実施しているものの、交流教育の取組みが不十分であることから評価 B としている。					
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、障がい者に対する理解を深めるために必要なこととして「小中学校における障がい者との交流教育」との回答が身体障害者 7.4%、知的障害者 16.8%、精神障害者 8.1%。							
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。							
<b>②一般の福祉教育の充実【生涯学習課・障害福祉課・社会福祉課・介護長寿課】</b>								
施策概要	障がい者に対する市民の理解を深めるため、福祉に関する講演会、研修会を計画します。また、職員が講師となる出前講座、市民が講師となる生涯学習ボランティア講座を積極的に周知し、受講を呼びかけます。							

取組結果	評価	B	ホームページをはじめ、自治連絡員会、糸満市社会福祉協議会、糸満市介護支援専門員連絡会、市内小中学校、こども園等へ周知を図っているが、出前講座メニュー設定するも実績なしであることから、評価Bとしている。
アンケート結果・外部要因の変化等	・アンケート調査において、障がい者(児)施策として力を入れて欲しいこととして、「障害に対する理解」との回答が上位。		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		

## 2. 安全安心な生活環境の整備

取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(1)住宅の確保			3	2	0	0	5
<b>①障がい者に配慮した公営住宅の整備・改善【まちづくり課】</b>							
施策概要	市営住宅の建設、建替えの際にはバリアフリー化及び手すりの設置や車いす対応など、障がい者にやさしい作りとするように努めます。						
取組結果	評価	A	第一市営住宅及び稲嶺原市営住宅 A 棟において、全住戸においてバリアフリーとしたことから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
<b>②公営住宅への優先的入居の検討【まちづくり課】</b>							
施策概要	公営住宅への障がい者の優先入居について、関係課と調整を図りながら検討を進めていきます。						
取組結果	評価	B	第一市営住宅と稲嶺原市営住宅A棟において車いす専用住戸を設けており、車いす世帯の入居を行っていますが、障がい者の優先入居に関する関係課との調整ができていないため、評価 B としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>③居住サポート事業の充実と周知(再掲)【障害福祉課】</b>							
施策概要	(再掲)保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続実施します。本事業について、アパート管理者・不動産業者に障がい者への周知広報説明会を開催するなど障がい者の地域移行・居住サポートについて理解促進を図ります。						
取組結果	評価	B	(再掲のため省略:P33 参照)				
アンケート結果・外部要因の変化等	(再掲のため省略:P33 参照)						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>④住宅改修についての周知【障害福祉課】</b>							
施策概要	日常生活用具において住宅改修費の給付があることを周知し、利用促進を図ります。						
取組結果	評価	A	「福祉のしおり」、ホームページに掲載し、周知を図っていることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<近年の実施状況> 日常生活用具(住宅改修)令和4年6件、令和3年0件、令和2年2件						

次期計画への対応	・現施策を継続する。						
<b>⑤グループホームの推進(再掲)【障害福祉課】</b>							
施策概要	障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、提供量の確保を図ります。						
取組結果	評価	A	(再掲のため省略:P33 参照)				
アンケート結果・外部要因の変化等	(再掲のため省略:P33 参照)						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(2)障がい者に配慮したまちづくりの推進			2	3	0	1	6
<b>①沖縄県福祉のまちづくり条例の普及【障害福祉課】</b>							
施策概要	「沖縄県福祉のまちづくり条例」の周知徹底を図るとともに、公共施設のバリアフリー化を推進します。民間の特定建築物については、障がい者等の利用に配慮するように促します。						
取組結果	評価	B	「沖縄県福祉のまちづくり条例」の周知としては、県のホームページの紹介を行っており、公共施設のバリアフリー化については取組みを実施しているものの、沖縄県の福祉のまちづくり条例の普及として、市独自の取組みは実施していない状況であることから、評価Bとしている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>②道路環境におけるバリアフリーの推進【建設課・障害福祉課・介護長寿課・健康推進課・施設管理課】</b>							
施策概要	市民に対し、広告物や駐車等障害物のない歩道の確保に関する意識の啓発を行います。道路の段差解消等、道路環境におけるバリアフリーについても推進します。また、公共及び民間事業所の障がい者用駐車スペースについて適正利用を呼びかけ、障がい者への利用が配慮されるように啓発を図ります。						
取組結果	評価	A	日常的に道路パトロールを行い、安心安全に道路を利用できるよう取り組んでいるとともに、環境に併せた道路整備に努めています。また、車いす使用者など歩行が困難な方や移動の際に特別な配慮が必要な方に対し、沖縄県が実施している駐車制度のちゅらパーキング利用者証を令和4年度より交付する取組みを実施していることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・令和4年7月、沖縄県ちゅらパーキング制度本格施行。 ・ちゅらパーキング対応の市施設(市庁舎:計2区画、シャボン玉せっけんくくる糸満計4区画:計6区画)						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						

③移動支援の充実【障害福祉課・市民生活環境課】			
施策概要	障害福祉サービスの行動援護、同行援護及び地域生活支援事業の移動支援を提供することにより、個別支援型での移動支援を行います。また、「いとちゃんバス」等の実施により、交通手段の確保を図ります。		
取組結果	評価	A	行動援護、同行援護、移動支援については提供しており、利用者が増加傾向です。また、「いとちゃんmini」の運行により、公共交通手段の確保が図られていることから、評価 A としている。
アンケート結果・外部要因の変化等	・令和2年東京バスによる路線運行開始(ハーレーエクスプレス)。		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		
④既存施設の改善【障害福祉課・施設管理担当課】			
施策概要	既存の公共施設のバリアフリー化については、改修が必要な箇所の把握を行い、計画的に改修するように努めます。未実施の学校施設については、障がい児の就学状況をみながら、適宜バリアフリー化の改修を行います。		
取組結果	評価	B	既存施設のバリアフリー化については、必要な改修は適宜実施しているものの、すべての施設で改修済みとはなっていないことから、評価Bとしている。(バリアフリー化対応率について集計未了)
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし		
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。		
⑤障がい者福祉マップの作成【障害福祉課】			
施策概要	自立支援協議会等を活用し、市内のバリアフリー調査を行い、障がい者福祉マップを作成します。福祉マップを福祉のしおりに入れて障がい者に告知し、マップの活用を図ります。また、インターネットや携帯アプリなど、ITを活用したマップ情報の収集・発信を検討し、市内の障がい者のみならず、観光客等の利用も視野に入れた福祉マップ作成に努めます。		
取組結果	評価	D	障がい福祉マップの作成については、民間事業者によるアプリ開発などが進んでいることから、マップ作成については行政の役割を終えたと考えているが、取組みは未実施のため、評価 D としている。
アンケート結果・外部要因の変化等	・GPS 機能付きスマートフォンの普及、及び Google、Yahoo! MAP 等民間事業者によるアプリの利用拡大。		
次期計画への対応	・ニーズはあるが公が作成を担う役割は著しく低減しているため、本施策は廃止とする。		
⑥手話・点字等の公的施設での普及【障害福祉課】			
施策概要	「市庁舎(障害福祉課)に手話通訳者の設置及び手話通訳奉仕員養成講座の実施」「市の行事等に手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣するよう、関係機関への周知」「音訳ボランティアの協力等を得ながら、音声での案内発信など、視覚障害者に対する対応についても実施の検討」「関係機関と協力して利用者の掘り起こしの実施」に取組みます。		
取組結果	評価	B	手話通訳者を設置(1名)し、手話通訳者等の派遣を行っています。また、手話奉仕員養成講座を毎年開催(令和3年度は新型コロナのため中止。令和4年度は入門編を開催)したとともに、市の行事等へ手話通訳の派遣を行っているものの、利用者の掘り起こしの取組みができていないことから、評価 B としている。

アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート等に該当項目なし						
次期計画への対応	現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(3)ボランティア活動等の推進			1	1	1	0	3
<b>①多様なボランティアの養成【社会福祉課・こども未来課・障害福祉課】</b>							
施策概要	社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、ボランティアの登録、ボランティアの依頼を受け、ボランティアの派遣にかかる調整を図ります。また、多くの市民がボランティアに参加できるように情報提供等を行っていきます。ボランティア応援センター「ふらっと」における身近な場所でのボランティア活動支援を今後も継続するとともに、障がい者によるボランティア参加の機会も設けていきます。ボランティア協力校との連携によるボランティア活動の推進を図ります。						
取組結果	評価	C	新型コロナの影響により、ボランティア応援センター「ふらっと」における身近な場所でのボランティア活動支援などの取組みが実施出来ていないため、評価 C としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・本施策目標は、他目的事業による副次的効果を期待するもので、これまで実施されている事業は、障がい者施策としての事業展開に至っていない。						
次期計画への対応	・現施策を継続、及び目的の整理を検討する。						
<b>②ボランティア活動の支援【社会福祉課】</b>							
施策概要	ボランティアセンターに登録している団体への助成を継続します。						
取組結果	評価	A	ボランティアセンターに登録している団体や活動推進校の中から、申請のあった団体・学校へ赤い羽根共同募金の配分金を助成するなど活動支援を行っていることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・本施策目標は、障害者総合支援法以前から存在するもので、同法の施行により、障がい者施策としてボランティアに期待する内容は変わってきている。						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>③障がい者のボランティア活動への参加促進(再掲)【社会福祉課】</b>							
施策概要	「障がい者がボランティアに参加する機会づくりの促進」「地域住民の障害への理解や障がい者との交流機会確保」「促進にあたっては、市社会福祉協議会と連携を図るほか、地域活動支援センターやサービス事業所への働きかけの実施」に取組みます。						
取組結果	評価	B	(再掲のため省略:P55 参照)				
アンケート結果・外部要因の変化等	(再掲のため省略:P55 参照)						
次期計画への対応	・現施策の在り方について抜本的に見直していく。						

### 3. 防災、防犯等の推進

取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(1)防災対策の推進			2	2	0	0	4
<b>①緊急時の対応システムの充実【障害福祉課、消防署警防課】</b>							
施策概要	聴覚障害者の緊急通報に対応した、FAXによる119番通報やEメールによる緊急通報について周知を図ります。						
取組結果	評価	B	現在は、緊急通報対応として、Net119が整備され、沖縄県の指令センターから市の消防本部に連絡が入る仕組みとなっているものの、関係機関との連携による登録者情報の更新などに課題があることから、評価 B としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・スマートフォンの普及拡大・オンライン会議用アプリ等の普及拡大。						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>②地域防災計画に基づいた避難行動要支援者防災対策の推進【障害福祉課・秘書防災課】</b>							
施策概要	地域防災計画に基づき、災害時における要援護者への詳細な情報提供、避難等について対策を進めます。また、要援護者の支援連絡体制マニュアルに基づき、関係機関と連携した支援体制、緊急時の対応を行います。避難行動要支援者支援計画に基づき、避難支援が必要な方の登録を今後も進めるとともに、対象者ごとの「個別計画」を策定し、社協や自治会、民生委員と連携し、災害時にサポートできる仕組みを構築していきます。地域に避難行動要支援者が居住することを知らせるため、地域ぐるみで要援護者も参加した防災訓練の実施を検討します。						
取組結果	評価	B	「糸満市地域防災計画」の下位計画として「糸満市要配慮者支援計画」を作成し、要配慮者情報の把握をはじめ、避難支援体制の構築、災害発生前後の対応及び災害に強い体制づくりの具体化に取り組んでいるものの、避難行動支援を推進するための個別計画の策定を加速化させる必要があるため、評価 B としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、災害時などに近所に助けてくれる人がいる割合は、身体障害者 27.2%、知的障害者 27.2%、精神障害者 26.7%。						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
<b>③防災意識の向上【秘書防災課】</b>							
施策概要	自主防災組織の立ち上げの支援及び活動促進を図り、地域における防災意識の向上を図ります。当事者団体、家族会等に向けた防災講演を行い、知識の普及に努めます。						
取組結果	評価	A	自主防災組織の結成を支援することにより、令和4年度に 1 組織、令和5年度に 1 組織の結成につながったことから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	アンケート調査で、災害時に避難場所を決めている割合は、身体障害者 33.2%、知的障害者 37.6%、精神障害者 31.0%。						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						

④福祉避難所の確保【障害福祉課・秘書防災課】							
施策概要	一次避難所(一般の避難所)で過ごすのが困難で、特別な支援が必要な障がい者等向けに設けられる福祉避難所の確保を図ります。						
取組結果	評価	A	災害時における福祉避難所として、協定締結している福祉避難所2箇所をはじめ、市内の医療機関と要配慮者と介助者が避難できる福祉避難所の確保を支援するなどの取組みを実施したことから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に市内医療法人・社会福祉法人等と協定を締結し福祉避難所を2箇所確保。</li> <li>・令和5年度に市内医療法人と協定を締結し、医療的ケアが必要な児・者向け避難施設としての供与体制を確保。</li> </ul>						
次期計画への対応	・現施策を継続、又は質的向上を検討する。						
取組み状況など			主管課の評価				
			A	B	C	D	計
(2)防犯対策の推進			1	0	0	0	1
①防犯思想の普及と消費者啓発【市民生活環境課・障害福祉課】							
施策概要	国民生活センター等の提供している消費者啓発活動の周知を図ります。また、防犯上のノウハウ等、安全確保に必要な情報提供を警察と連携して、当事者への周知を図ります。						
取組結果	評価	A	各種防犯に関する内容について、市ホームページやポスターの掲示を行い、周知を図るとともに、防犯協会や交通安全協会と連携した取組みを実施していることから、評価 A としている。				
アンケート結果・外部要因の変化等	・スマートフォンの普及拡大、インターネット上の不適切な広告等の増大。						
次期計画への対応	・現施策を継続する。						

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### ◆基本理念の継承

本市では第4次計画から、障がい者が地域生活を「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現することを基本理念として掲げています。

障がい者(児)が住み慣れた地域で「安心して」暮らし、「自分らしく」いきいきと活動でき、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会の実現のため、国においては令和2年度に重層的支援体制(包括的な支援体制)の構築を新たな重要な視点として加えています。

本市における重層的支援体制の構築は、検討の緒に就いたところであり、今後、これら共生社会を実現するため、段階的かつ着実に進めていく必要があることから第5次計画においても、第4次の基本理念を引き継いでいくものとします。

市の計画・基本理念		国の大きな動き等
計画期間等	基本理念の内容	
第5次計画 令和6-11年度 (令和6年3月策定)	(基本理念) 第4次を継承 (基本理念の考え方) 第4次の概念を承継(簡易化)	
第4次計画 平成30-令和5年度 (平成30年3月策定)	障がい者が地域で「安心して」、 「自分らしく」暮らしていける 共生社会を実現できるまち ※第2次の基本理念を「基本理念 の考え方」として継承	
第3次計画 平成24-29年度 (平成24年3月策定)	第2次を継承	
第2次計画 平成19-23年度 (平成19年3月策定)	市民の多様性への理解 障がい者の生きる力の発揮 質の高い生活(QOL)の実現	
第1次計画 平成14-18年度 (平成14年3月策定)	-	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和3年4月1日施行)</li> <li>↳重層的支援体制の構築</li> <li>・地域共生社会実現本部決定「我が事丸ごと」(平成29年2月)</li> <li>・障害者総合支援法(平成25年～)</li> <li>・児童福祉法一部改正(平成24年～)</li> <li>・障害者基本法一部改正(平成23年～)</li> <li>・障害者自立支援法(平成18年～)</li> <li>・支援費制度の施行(平成15年～)</li> <li>↳措置から契約へ</li> </ul>

## ◆基本理念

障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける  
共生社会を実現できるまち

## ◆基本理念の考え方

基本理念については、以下の3つの視点から定めています。

### 考え方1 多様性を理解し受け入れる”社会的包摂”への理解

- ▶ 私たち一人ひとり、姿形や性格等が様々です。それらは個性であり、私たちは一人ひとりの個性が尊重される社会を目指しています。
- ▶ そのためには、市民一人ひとりが多様性を理解するだけでなく、多様性を受け入れていくことが大切です。
- ▶ これがソーシャルインクルージョン(社会的包摂※<sup>1</sup>)を築く第一歩です。

### 考え方2 障害の有無にかかわらず一人ひとりの意思決定の尊重

- ▶ 私たちは、糸満市で暮らし、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの主体性が尊重され、共に支え合い、互いに生きる喜びを分かち合える社会生活を営むことを目指しています。
- ▶ そのためには、障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが自身の意思決定が尊重されることが大切です。

### 考え方3 QOL(Quality Of Life)※<sup>2</sup>の向上

- ▶ 私たちは、豊かで快適な生活を求め、支え合いの中で、一人ひとりにとってバランスの取れたQOLが構築される社会を目指しています。
- ▶ そのためには、障害があっても、学び、憩い、働くなど人生のあらゆる場面で社会的障壁が取り除かれ、市民一人ひとりのQOLをさらに向上させていくことが大切です。

※1 社会的包摂(ソーシャルインクルージョン)とは、社会的に弱い立場にある人々をはじめ、すべての市民に対して、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、地域社会の一員として取り込み、支え合う考え方のことであり、社会的排除の反対の概念である。

※2 QOL(Quality Of Life)とは、一般的には「生活の質」を意味しており、「物質的な豊かさに満たされた生活」ではなく、「毎日が充実し、心身が満たされた生活」という考え方である。本計画では、障がい者(児)をはじめ、すべての市民が学び、憩い、働くことなどを通じて生活のあらゆる場面における社会的障壁を感じることなく、いきいきと生活できる地域社会を構築していくという考え方である。

## 2 基本目標

基本理念である「障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける共生社会を実現できるまち」を目指し、以下の3つを基本目標として設定します。

### 基本目標 1 日々の暮らしの基盤の充実

障がい者(児)が、日々の生活を快適に過ごすことができるためには、必要な支援が適切に受けられることが重要になることから、気軽に相談でき、支援につなげる体制の強化を図るとともに、必要な情報が容易に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上等の取組みを推進します。

また、障がい者(児)の生活に直結する福祉サービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉の関係機関の更なる連携強化を図ります。

### 基本目標 2 学び、働き、憩う環境の充実

障がい者(児)が、意欲を持って学び、働き、楽しく余暇活動等に取り組むことができるように、障害の有無にかかわらず、個性と能力に応じ、それぞれが自分らしく、学び、働き、憩えるよう支援を進めていきます。

特に、就労については、経済的な自立生活の基盤となることから、一般雇用につながる就労支援及び地域資源を活かした就労支援、関係機関との連携、職場の理解など、支援の強化に取り組めます。

### 基本目標 3 安全・安心なまちづくりの推進

障がい者(児)の安全・安心な環境をつくるには、まず権利が守られるとともに、障害を理由とする差別が解消され、お互いを理解し、これを受け入れることが重要です。

市民の障害に対する理解を深めるための啓発活動をはじめ、福祉学習等の取組み、障がい者(児)への虐待防止に関する対策、成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進します。

また、道路や公共建築物等の空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点での取組みを推進し、安全・安心なまちづくりに取り組めます。

災害時の備えをはじめ、避難誘導や避難所の整備などについて、市民、地域、企業、行政等が協働で取組み、平時から地域で市民が相互に支え合える体制づくりに取り組めます。

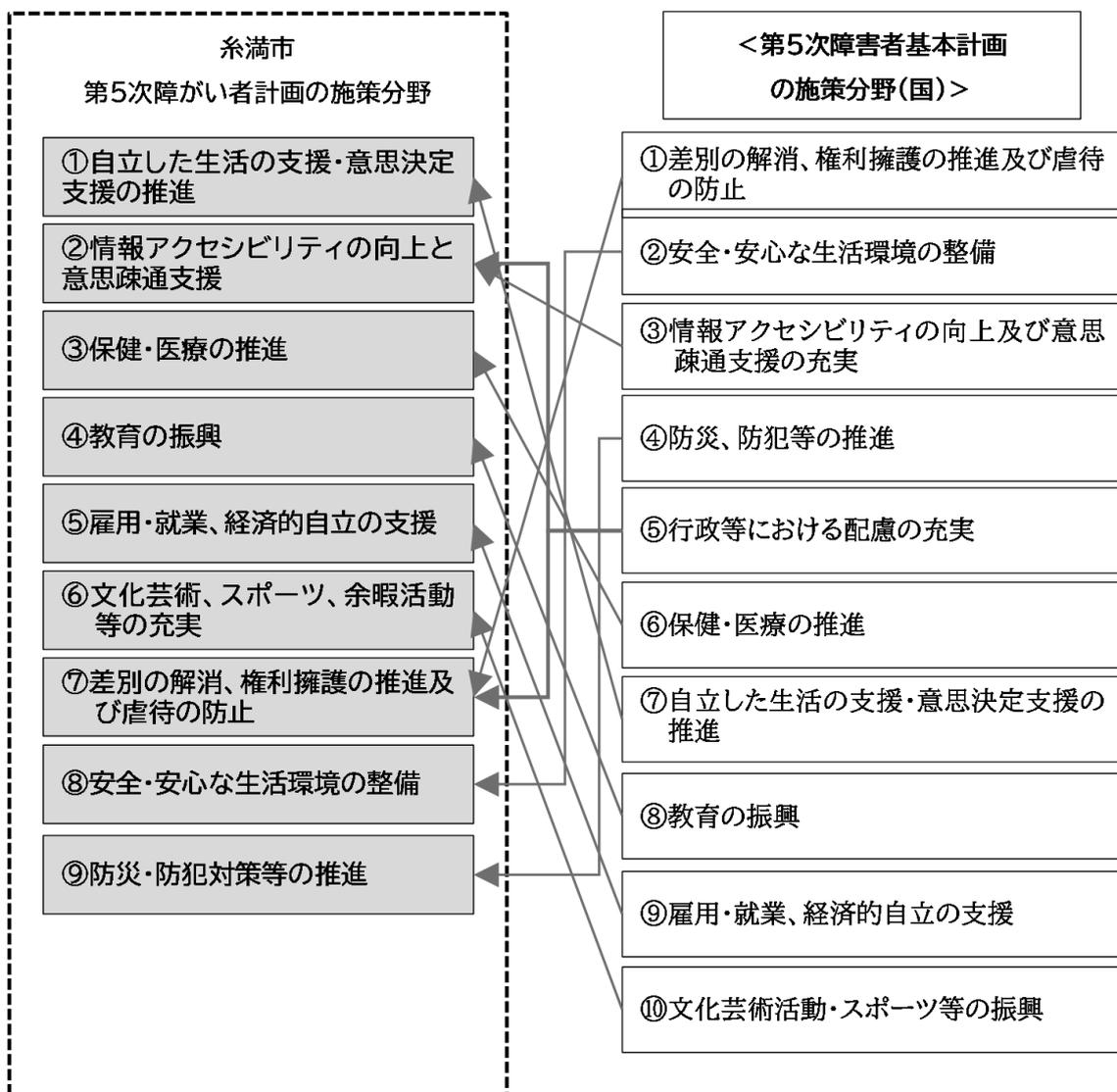
### 3 国の施策分野との対応整理について

糸満市第4次障がい者計画の施策分野は、国の第4次障害者基本計画の施策分野に基づいて設定しています。

令和5年3月に策定された国の第5次障害者基本計画の施策分野については、第4次障害者基本計画と施策分野の変更はない(順番の変更はあり)ことから、「糸満市第5次障がい者計画」においても、第4次計画から引き続き施策分野の変更は行わず、取組み内容について充実化を図る方向で計画策定を行います。

糸満市第5次障がい者計画の施策分野と国の計画の施策分野との関連は以下のとおりです。

#### ◆糸満市第5次障がい者計画と国の計画の施策分野との関連



## 4 第5次計画の施策の体系

糸満市第5次障がい者計画の施策の体系は、以下のとおりです。

基本理念:障がい者が地域で「安心して」、「自分らしく」暮らしていける 共生社会を実現できるまち			
基本目標	施策分野	個別施策	
基本目標1 日々の暮らしの 基盤の充実	1. 自立した生活の支援・意思決定 支援の推進	(1)意思決定支援の推進	
		(2)相談支援体制の強化 ★	
		(3)地域移行支援	
		(4)障がいのある子ども・子育て家庭に対する支援の充実 ★	
		(5)自立支援給付サービスの確保、質の向上 ★	
		(6)地域生活支援事業の充実 ★	
		(7)在宅支援サービスの推進	
		(8)障害福祉を支える人材の確保	
	2. 情報アクセシビリティの向上と 意思疎通支援の充実	(1)情報アクセシビリティの向上	
		(2)情報提供の充実	
		(3)意思疎通支援の充実	
		(4)行政情報のバリアフリー向上	
3. 保健・医療の推進	(1)障害の早期発見・早期支援		
	(2)障がい者の健康保持・増進		
	(3)精神保健対策の充実		
	(4)難病患者等への支援		
基本目標2 学び、働き、憩 う環境の充実	1. 教育の振興	(1)特別支援教育の充実	
		(2)生涯を通じた多様な学習活動の充実	
	2. 雇用、就業、経済的自立の支援	(1)総合的な就労支援 ★	
		(2)障害者雇用の促進	
		(3)福祉的就労の底上げ ★	
		(4)経済的自立の支援	
	3. 文化芸術、スポーツ、余暇活動 等の充実	(1)文化芸術活動の促進	
		(2)スポーツ・余暇活動等の充実	
		(3)障がい者関係団体の活動支援	
		(4)障がい者の地域参加、交流の機会確保	
	基本目標3 安全・安心なま ちづくりの推進	1. 差別の解消、権利擁護の推進及 び虐待の防止	(1)権利擁護の推進、虐待の防止
			(2)障害を理由とする差別の解消の推進 ★
(3)障がい者への理解・啓発の推進			
(4)福祉教育の推進			
2. 安全安心な生活環境の整備		(1)住宅の確保	
		(2)障がい者に配慮したまちづくりの推進	
		(3)ボランティア活動等の推進	
3. 防災、防犯等の推進		(1)防災対策の推進 ★	
		(2)防犯対策の推進	

※重点施策に関連する施策項目には「★」印を表記。

※個別施策において、第5次で新たに盛り込まれたものには(新)を表記。



## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 日々の暮らしの基盤の充実

#### 基本目標1-1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

##### 基本方針

障がい者(児)及びその家族からの相談に適切に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。

障がい者の地域での自立生活を支えるため、日常生活の支援や介助に必要な福祉サービスの充実を図るとともに、サービスを適切に利用することができるよう、意思決定支援を推進します。

また、障がい者(児)を介助する家族の負担軽減のための支援に取り組むなど、自立した生活の支援に向けた取組みを推進します。

##### 個別施策・具体的な取組内容

※担当課名称は令和5年度策定時現在の名称です。

※担当課欄で()内は主担当課と連携する部署(副担当課)・機関等を示します。

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)意思決定支援の推進</b>	
1)意思決定支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●自ら意思を決定することが困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインに基づき、必要な支援等が行われることを推進します。</li> <li>●意思決定の結果作成される個別支援計画作成のための研修等を行うなど必要な支援に取り組めます。</li> </ul>	障害福祉課

#### 重点施策1:「相談支援体制の充実」

##### 【重点施策に係る施策項目】

基本目標1 施策分野1 (2)相談支援体制の強化

##### 【指標】

指標名	令和5年 度末現在	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
基幹相談支援センター設置数	未設置	1	1	1	1	1	1

## 個別施策・具体的な取組内容

(2)相談支援体制の強化 <b>重点★</b>	
<p>1)相談支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市と基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所と連携し、相談の質の向上を図るほか、専門的な立場で相談・支援を行える専門員の安定的な確保に努めます。</li> <li>●相談支援体制の充実のための方策について、地域自立支援協議会での検討を行うとともに、市域における基幹相談支援センターの設置をはじめ、委託相談支援事業所と基幹相談支援センターの連携機能の強化を図ります。</li> <li>●障がい者や家族の経験等に基づいた相談、支援を行えるよう、ピアカウンセリングの人材育成を進め、カウンセリングを通じた支援策の充実を図ります。</li> <li>●障がい者等の相談に基づき、適切な支援が行えるよう、関連機関との連携を強化します。</li> </ul>	障害福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、分野や対象を問わない身近な相談窓口で、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「他機関協働」を一体的に提供する重層的支援体制整備に向けた移行準備事業に取組み、体制整備を推進します。(新)</li> </ul>	社会福祉課 (介護長寿課、障害福祉課、こども未来課、学校教育課、健康推進課)
<p>2)適切なサービス利用計画作成等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者個々の状況やサービス利用の意向等を踏まえたサービス等利用計画書の作成が行われ、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に向けた取組みを行います。</li> <li>●また、糸満市障害福祉サービス等支給決定基準の定期的な見直しを行うなど、適切な支給決定に向けた取組みを推進します。</li> </ul>	障害福祉課
<p>3)地域における各種相談機能の確保・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の身近な相談者となる民生委員・児童委員、母子保健推進員等の確保を図るとともに、適切な相談、支援が行われるよう、研修機会の確保に努めます。</li> </ul>	社会福祉課 (社会福祉協議会) 健康推進課
(3)地域移行支援	
<p>1)地域移行支援、地域定着支援の充実と利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の地域移行を推進するため、事業所と連携し、地域移行支援や地域定着支援の充実、利用促進を図ります。併せて自立支援協議会地域移行部会の機能強化に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
<p>2)グループホームの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、関係機関と連携して提供量の確保を図ります。併せて、質の充実化に向け、糸満市地域自立支援協議会・移行部会の機能強化に努めます。</li> </ul>	障害福祉課
<p>3)居住サポート事業の充実と周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続して実施します。</li> </ul>	障害福祉課

<ul style="list-style-type: none"> <li>●本事業について、アパート管理者、不動産業者に障がい者への周知広報を行い、障がい者の地域移行、居住サポートについて理解の促進を図ります。</li> </ul>	
<p>4)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなどを包括的に提供できる体制の整備を図ります。</li> <li>●相談等を通じてつなぎ役となる基幹相談支援センターの設置に努めるとともに、市の自立支援協議会の「居住・地域移行部会」を活用した関係機関や団体等による協議の場を活用し支援を推進します。</li> </ul>	障害福祉課

## 重点施策2:「障がい児支援の充実」

### 【重点施策に係る取り組み】

基本目標1 施策分野1 (4)障害のある子ども・子育て家庭に対する支援の充実

#### 【指標】

指標名	令和5年10月 調査時点	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
障がい児福祉サービスの満足度 (アンケート調査)	70.1%	—	—	前回 調査 より 増加	—	—	前回調査 より増加、 又はR8 に再設定

### 個別施策・具体的な取組内容

#### (4)障害のある子ども・子育て家庭に対する支援の充実 **重点★**

<p>1)児童発達支援センターにおける取組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●こども発達支援センターココイクを中心として、障がい児の発達支援についての相談をはじめ、専門的な指導を行い、集団生活の適応訓練の取組みを推進します。</li> </ul>	障害福祉課
<p>2)医療的ケアを必要とする障がい児への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●医療的ケアを必要とする障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育等の連携強化による対応を進めます。</li> <li>●自立支援協議会の子ども・療育支援部会(IKEAの森)を中心として、関係機関で協議し、医療的ケア児の支援に向けた取組みを推進します。</li> <li>●医療的ケア児の教育・保育施設等及び学校での受入れ実施に向けて関係機関と、さらなる連携を図り、体制整備に取組みます。</li> </ul>	障害福祉課 健康推進課 保育こども園課 学校教育課

<p>3)障害児通所支援等のサービス提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援などの障害児通所支援について、事業所との連携により、量的、質的充実を図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>4)重度の障がい児のサービス利用事業所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅で生活する重症心身障がい児について、居宅訪問型児童発達支援やその他放課後等デイサービスにおける受け入れ可能事業所の確保に努めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>5)特別支援保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援保育を円滑に実施することができるよう、保育士の配置と資質向上に努めます。</li> <li>●特別支援保育を担当する職員の確保とともに専門性向上のための研修の実施により、障がい児等の受け入れ態勢の充実を図ります。</li> </ul>	<p>保育こども園課</p>
<p>6)放課後児童対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学童クラブにおける障がい児の受け入れへの支援を引き続き行い、障がい児の居場所の確保に努めます。</li> <li>●障がい児への適切な対応を図るため、研修等による放課後児童支援員の養成・資質の向上に努めます。</li> </ul>	<p>こども未来課</p>
<p>7)親子通園事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●親子通園を終了した親同士によるサークル活動の立ち上げを支援し、障がい児を持つ親の集いの場づくりを進めます。</li> </ul>	<p>こども未来課</p>
<p>8)発達障害支援体制の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発達障害を早期に発見し、幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ（年齢）や特性に応じて適切な支援が受けられる体制づくりを整備します。</li> <li>●関連する各課の連携を図るため、連絡会を開催し、情報の共有、今後の取組みの検討等を行います。</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課 （学校教育課 保育こども園課 こども未来課）</p>
<p>9)巡回相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内の幼児期の教育・保育施設等に通う乳幼児の巡回相談について、今後も継続するとともに、充実を図ります。</li> </ul>	<p>保育こども園課 学校教育課</p>

## 重点施策3:「福祉サービスの充実」

### 【重点施策に係る施策項目】

基本目標1 施策分野1 (5)自立支援給付サービスの確保、質の向上  
(6)地域生活支援事業の充実

### 【指標】

指標名	令和5年10月 調査時点	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
障害福祉サービスの満足度 (アンケート調査)	身体障害者: 74.3% 知的障害者: 83.6% 精神障害者: 79.7%	—	—	前回 調査 より 増加	—	—	前回調査 より増加、 又はR8 に再設定

### 個別施策・具体的な取組内容

#### (5)自立支援給付サービスの確保、質の向上 **重点★**

1)訪問系サービスの確保 ●訪問系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。	障害福祉課
2)日中活動系サービスの確保 ●生活介護、自立訓練、就労移行支援等といった、日中活動系サービスの提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。	障害福祉課
3)居住系サービスの確保等 ●共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援といった居住系サービスについて、提供量の確保を図るとともに周知を行い、必要な方がサービス利用できるように図ります。 ●相談支援事業所と連携し、保証人等が確保できない障がい者に対する居住サポート事業を行い、一般住宅への入居支援の充実を図ります。 ●地域自立支援協議会における居住部会での協議と実践を図り、地域定着のサポート体制の構築に努めます。	障害福祉課
4)医療的ケアを含む支援の充実 ●常時介護を必要とする障がい者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援が受けられる環境の整備促進を行うとともに、体調の変化等に応じて一時的に利用することができる社会資源の確保に努めます。	障害福祉課

<p>5)サービス等利用計画の適正な作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者のニーズに合ったサービスを提供するため、「サービス等利用計画」の適正な作成に向けた支援を強化します。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>6)補装具の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●補装具の支給決定について、専門的な知識を有する人材を確保し、より適切な利用が行われる体制づくりを図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>(6)地域生活支援事業の充実 <b>重点★</b></p>	
<p>1)日常生活用具給付等事業の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●より適切な利用が行われるよう、支給決定に関し、適正な判断ができる体制づくりを図ります。</li> <li>●対象用具の基準等について、定期的な見直しを検討します。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>2)移動支援事業等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者等の外出が円滑に行われるよう、ガイドヘルパーの派遣を進めます。</li> <li>●身体・知的障がい者(児)の外出時の個別的支援では、現行の移動支援事業対象外の通勤・通学の要望が増加傾向にあることから、その有効な対応策について検討します。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>3)地域活動支援センターの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域活動支援センターのPRを積極的に行い、利用者の拡大に努めます。</li> <li>●地域自立支援協議会等と連携し、利用者の現状とニーズを再確認し、より適切な支援ができるように努めます。</li> <li>●地域活動支援センターの施設の在り方について、関係部署・関係機関とともに検討を進めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (政策推進課)</p>
<p>4)生活支援事業の充実(本人活動支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者やその家族の交流機会の拡充を図るため、交流できる場の確保に努めます。</li> <li>●福祉機器リサイクル事業については、事業の在り方などを検討していきます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (社会福祉協議会)</p>
<p>5)社会参加促進事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の社会参加を促進するため、障がい者が参加できる既存のスポーツ大会等への参加促進を図るとともに、障がい者が参加できる大会の在り方について関係機関の検討を支援します。(新)</li> <li>●視覚障害者等への音訳サービスについて、利用者への周知活動を進めるとともに、音訳ボランティアの募集を呼びかけます。(声の広報発行事業)</li> </ul>	<p>障害福祉課 (観光スポーツ振興課)</p>

<p>6)日中一時支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)の日中の活動の場を確保し、家族の一時的な休息等を図るため、本事業を推進します。</li> <li>●事業の周知により、利用促進を図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>7)地域生活支援拠点等の整備(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を有する拠点整備について、複数の事業所が分担して機能を担う体制の整備を推進します。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>8)強度行動障害を有する方への支援体制の整備(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●強度行動障害を有する方への支援を図るため、支援ニーズの把握に努め、地域自立支援協議会など関係機関と連携した支援体制の整備に取り組めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>(7)在宅支援サービスの推進</p>	
<p>1)緊急通報システム事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一人暮らしの障がい者が緊急事態に陥ったときの支援を図るため、緊急通報システム事業を実施するとともに、事業の周知、利用環境の確保を図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>2)難病患者に対するサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅療養している難病患者に対し、短期入所、日常生活用具給付等事業、居宅介護サービス等の提供を継続します。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>3)救急医療情報キットの普及推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●万一の緊急時に本人等が病状を説明できない場合に備え、本人のかかりつけの病院や病名等の医療情報、飲み薬などを含めた個人情報自宅の冷蔵庫に保管する「救急医療情報キット」の提供体制を確保します。また、新たなニーズに対応した救急医療情報の提供手段について検討します。</li> </ul>	<p>介護長寿課 障害福祉課 (消防本部警防課)</p>
<p>(8)障害福祉を支える人材の確保</p>	
<p>1)専門職の確保・資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等や手話通訳士等の専門職の確保及び継続的配置、研修への参加等による資質向上を図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>2)障害福祉サービス等に従事する人材の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービスに従事する人材の確保や育成を推進するため、研修機会の確保や育成に関連する情報提供、他市町村との連携した人材確保方策の検討を行います。</li> <li>●障害福祉サービス提供事業所の事務負担軽減及び災害等に対するレジリエンス向上に向け福祉、事業所が利用するシステムのクラウド化への移行等を促進します。(新)</li> </ul>	<p>障害福祉課 (情報政策課)</p>

## 基本目標1-2 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

### 基本方針

社会生活を送る上で、障害の有無に関わらず誰もが生活に必要な情報を取得し、活用できる環境が必要となることから、障がい者が生活に必要な情報を容易に入手・活用したり、自由に意思疎通したりできるよう、障害の特性などに配慮した情報提供や意思疎通支援の充実を図ります。

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)情報アクセシビリティの向上</b>	
<b>1)障がい者に配慮した情報提供の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者が必要な情報を円滑に入手することができるよう、点字、情報通信機器の活用(電子メール等)、声の広報等を活用した情報発信を行うなど、障がい者に配慮した情報提供の充実を図ります。</li> <li>●障がい者や障害施策に関する情報提供や緊急時における情報提供等を行う際には、障がい者に配慮した、わかりやすい情報の提供に努めます。</li> </ul>	障害福祉課 (秘書防災課、 情報政策課)
<b>(2)情報提供の充実</b>	
<b>1)情報提供の充実・電子申請の取組推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市のホームページによる情報提供を進めるため、障害福祉制度に関する内容の充実、定期的な更新に努めます。</li> <li>●各種行政手続きについて、「糸満市DX計画」に基づき電子申請等の取組みを推進します。(新)</li> <li>●広報いとまんや「障害福祉のしおり」等を通じて障がい者の関連情報を提供します。</li> <li>●視覚障害者等への情報提供の充実を図るため、声の広報等の利用を促進します。</li> </ul>	障害福祉課  (情報政策課)
<b>(3)意思疎通支援の充実</b>	
<b>1)コミュニケーション支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●聴覚、言語機能、音声機能等の障害のある市民が、円滑に意思疎通が行えるよう、市役所内への手話通訳者の設置、手話通訳者・要約筆記奉仕員等の派遣を行います。</li> <li>●設置手話通訳者のスキルアップを図る研修等への派遣を促進します。</li> </ul>	障害福祉課
<b>(4)行政情報のバリアフリー向上</b>	
<b>1)ホームページ等の利用しやすさへの配慮</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページ等での行政情報の電子的提供においては、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮したウェブバリアフリー等の向上を図ります。</li> </ul>	障害福祉課 秘書防災課

<p>2) 災害発生時の障がい者への情報伝達の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達のあり方について検討を行うとともに、情報伝達手段の理解浸透に努めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 秘書防災課</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

## 基本目標1-3 保健・医療の推進

### 基本方針

障がい者が地域で安心して暮らす上では、障害の早期発見による必要な支援へのつながりが重要であることや、医療との連携は不可欠なものです。

各種健診などの保健事業を推進し、障害の早期発見と健診後の支援体制の充実に努めるとともに、障がい者が適切な医療サービスを受けられるよう、関連情報の提供などの支援に取り組めます。

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1) 障害の早期発見・早期支援</b>	
<p>1) 新生児・乳幼児の健康づくりの支援充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健診を実施するとともに、健診の問診や保健相談の中で、発達相談を行います。また、健診事後教室を実施し、子どもの発達特性や特徴について保護者と共有しながら支援します。</li> <li>● スキル向上を図るため、母子保健推進員や保健師の研修会等への参加を推進します。</li> </ul>	健康推進課
<p>2) 生活習慣病などの予防対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病などによる障害の発生を予防するため、特定健診・特定保健指導の充実と受診率の向上に取り組めます。</li> <li>● 40歳未満の若年世代の受診率向上を図るため、健診と健康管理の重要性を周知し、受診勧奨を行います。</li> <li>● 生活習慣病の予防が関連する障害の予防にもつながることについて、周知・啓発を行います。</li> <li>● 各自治会に保健推進員が1名以上配置できるよう、広報活動を行うとともに、自治連絡員との連携強化を図ります。</li> </ul>	健康推進課
<b>(2) 障がい者の健康保持・増進</b>	
<p>1) 歯科診療の充実促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の適切な歯の健康管理を支援するため、障がい者の歯科診療に関する情報を、市のホームページに掲載するとともに、市内福祉サービス提供事業所への情報提供に取り組めます。</li> </ul>	健康推進課 (障害福祉課)

<p>2)社会参加促進事業の推進(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の社会参加を促進(健康増進)するため、障がい者が参加できる既存のスポーツ大会等への参加促進を図るとともに、障がい者が参加できる大会の在り方について関係機関の検討を支援します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (観光スポーツ振興課)</p>
<p>(3)精神保健対策の充実</p>	
<p>1)精神保健相談、訪問指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神保健相談や訪問指導の充実を図るため、精神科病院や保健所との連携を強化し、相談員の資質向上等に取り組みます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課</p>
<p>2)精神保健に関する啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●専門機関と連携し、市民講座の開催等を通じて、精神疾患の理解や対応の周知等に取り組みます。</li> </ul>	<p>健康推進課 (障害福祉課)</p>
<p>3)ピアサポート・ピアサポーターの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者に対する当事者による相談活動等を推進するため、断酒会等の支援の取組支援の継続をはじめ、ピアサポート・ピアサポーターの育成・支援の充実に取り組みます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (健康推進課)</p>
<p>4)心の健康を保持するための取組みの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●心の健康相談や、うつ等の精神疾患の予防に関する広報活動の充実化を図り、市民の心の健康づくりに関する取り組みを推進します。</li> </ul>	<p>健康推進課 (障害福祉課)</p>
<p>5)精神障害者の地域移行・定着支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●退院可能な精神障害者の地域への円滑な移行・定着を実現するため、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、精神障害者の退院後の支援にかかる取り組みを推進します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課</p>
<p>6)精神障害に対応した地域包括ケアシステムの体制整備(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、相談、障害福祉(居宅介護や地域移行・定着支援など)、医療、生活支援、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いなど、必要な支援を包括的に提供できる体制の整備を図ります。</li> <li>●相談等を通じてつなぎ役となる基幹相談支援センターの設置に努めるとともに、市の自立支援協議会の「居住・地域移行部会」を活用した関係機関や団体等による協議の場を活用し支援を推進します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課</p>
<p>(4)難病患者等への支援</p>	
<p>1)難病患者への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るため、相談支援や情報提供の充実、関係機関との連携による対応を行います。</li> <li>●難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮した円滑な対応とサービス提供の実施に努めます。</li> <li>●指定難病について、医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を目的とした、県(保健所)が実施する特定医療費(指定難病)助成制度について、周知を図ります。(新)</li> </ul>	<p>障害福祉課 健康推進課</p>

## 基本目標2 学び、働き、憩う環境の充実

### 基本目標2-1 教育の振興

#### 基本方針

学校教育においては、障害のある児童生徒が、必要な支援のもと、発達段階や能力、特性に応じた教育が受けられる環境づくりを推進します。また、障害の有無に関係なく、すべての児童生徒がともに学ぶことができるインクルーシブ教育の仕組みの構築に取り組めます。

#### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)特別支援教育の充実</b>	
1)インクルーシブ教育システムの構築・推進 ●障害のある子どもを含むすべての子どもがともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、個別教育支援計画・指導計画の推進を図ります。 ●インクルーシブ教育の推進に向け、合理的配慮に関する研修会等により周知を行います。(新)	学校教育課 (障害福祉課)
2)特別支援教育の充実 ●支援を要する児童生徒の自立や社会参加に向けて、学校・家庭・地域・行政が連携して、特別支援教育の整備を進め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するための適切な指導や必要な支援を行います。 ●特別支援教育の充実のため、教職員の資質向上を図るほか、特別支援教育コーディネーターや支援ヘルパー等と連携した支援を進めます。 ●市内の幼児教育施設との連携を図ります。	学校教育課
3)教育の場における合理的配慮 ●教育の場において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供します。 ●提供に際しては、合理的配慮に関する研修会等により周知を行います。(再掲)	学校教育課 教育総務課
4)校内支援体制の充実 ●障がい児の適正就学を図るため、就学支援委員会を開催し、適正就学の指導を行うほか、保護者への相談対応等を行います。 ●巡回障害児就学相談会を行うほか、特別支援教育指導コーディネーターによる学校、保護者への指導・助言等の強化を図ります。	学校教育課

<p>5)交流教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健全児と障がい児の交流教育を推進し、幼少期及び学童期からの福祉意識の向上を促進します。</li> </ul>	<p>学校教育課</p>
<p>6)保幼小の移行支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子保健、教育・保育施設等及び学校で、障害のある子や気になる子の情報連絡の共有を図るため、保幼小における移行支援の実施・充実により、子どもたちの育ちの様子を小学校に繋げるように進めます。</li> </ul>	<p>保育こども園課 障害福祉課 学校教育課 健康推進課</p>
<p>(2)生涯を通じた多様な学習活動の充実</p>	
<p>1)多様な学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習関連の各種講座を継続するとともに、障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。</li> <li>●読み聞かせ・紙芝居等、読書にかかわる団体との交流を進めるほか、障がい者・児も参加しやすい取組みについて検討します。</li> </ul>	<p>生涯学習課 (生涯学習支援センター)</p>
<p>2)図書館利用の利便向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中央図書館の障がい者利用を促進するため、広報いとまんや図書館だよりによる周知を図ります。</li> <li>●大活字、LLブック、録音図書などのアクセシブルな書籍や読み上げ機能付きの電子書籍、バリアフリー対応視聴覚資料の収集に努めます。</li> <li>●また、図書館利用が難しい方への宅配サービスやリフト付き移動図書館車による市内巡回貸出、電子図書館の取組みと市民への周知を推進します。(新)</li> </ul>	<p>生涯学習課 (中央図書館)</p>

## 基本目標2-2 雇用、就業、経済的自立の支援

### 基本方針

障がい者が自立した生活を送る上で、働く意欲がある方が一般就労できる環境づくりが重要となることから、企業・事業所に対して、障害者雇用に対する理解促進を図る就労機会の提供に努めるとともに、就労後の定着支援に取り組めます。また、一般就労が難しい方については、福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

## 重点施策4:「就労支援の充実」

### 【重点施策に係る取り組み】

基本目標2 施策分野2 (1)総合的な就労支援 (3)福祉的就労の底上げ

### 【指標】

指標名	令和5年10月 調査時点	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
日中の過ごし方で 収入を得て仕事をして いる人の割合 (アンケート調査)	身体障害者: 22.4% 知的障害者: 12.4% 精神障害者: 19.0%	—	—	前回 調査 より 増加	—	—	前回 調査 より 増加

参考:平成29年調査では、身体障害者 15.3%、知的障害者 15.0%、精神障害者 4.0%

(上記は参考値。平成29年度調査・令和5年度調査の有効回答サンプル数(母数)には差があるため単純比較はできない。)

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)総合的な就労支援 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点★</span></b>	
1)一般就労の支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域自立支援協議会における仕事部会において、障害者雇用、定着支援等についての市の方向性の協議を進めます。</li> <li>●市内の就労支援事業所による連絡会を開催し、行政も加わり、市の障害者雇用の実態把握や就労支援体制の構築を目指します。</li> <li>●障害者就労支援事業所の合同説明会の開催を支援し、事業所職場に対する理解の促進を図ります。</li> </ul>	障害福祉課
2)就労移行支援と定着支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>●就労移行支援からの一般就労を進めるため、サービス提供事業所と商工会や企業との連携・情報共有を図るとともに、「就労定着支援」の活用により、一般就労後の定着支援を図ります。</li> </ul>	障害福祉課

(2)障害者雇用の促進	
<p>1)障害に関する職場の理解促進、人権擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会等と連携し、市内企業等に対し、障害者雇用や実習受け入れの優良事例などの紹介を通じて、障害者雇用について理解と協力を呼びかけます。</li> <li>●企業等に対し、障害特性等に関する理解を促す啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。</li> </ul>	<p>商工水産課 障害福祉課</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、人権侵害等に関する相談体制の充実に努めます。</li> </ul>	<p>市民生活環境課</p>
<p>2)公的機関における雇用機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市における障害者雇用について、法定雇用率を遵守していきます。</li> </ul>	<p>人事課</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との連携・協力体制のもと、公共施設の管理等委託業務の確保による障がい者の就労機会の拡充を図ります。</li> <li>●就労支援事業所等との連携による障がい者の職場体験(実習)受け入れを行います。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (施設管理担当課)</p>
<p>3)一般企業・事業所等の雇用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会等と連携し、市内企業等に対し、障害者雇用や実習受け入れの優良事例などの紹介を通じて、障害者雇用について理解と協力を呼びかけます。(再掲)</li> </ul>	<p>商工水産課 障害福祉課</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設工事入札参加資格審査の中で等級格付け基準による、障害者雇用の加点以外に、障害福祉サービス事業所からの物品購入、役務等の就労委託等を契約した場合に加点する制度の周知を図り、障害者雇用への理解を深めていきます。</li> </ul>	<p>財政課</p>
<p>4)障害者雇用に関する助成制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者雇用の際の国等における各種助成制度について企業への周知を図ります。</li> </ul>	<p>商工水産課</p>
(3)福祉的就労の底上げ <b>重点★</b>	
<p>1)就労継続支援の提供量確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般雇用が難しい障がい者の就労機会の確保を図るため、引き続き就労継続支援事業の支給量の確保に努めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>2)福祉的就労の底上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●就労継続支援B型事業所の工賃の向上や市内就労支援事業所の連携による共同受注、経営力強化などを進め、福祉的就労の底上げを図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (商工水産課)</p>
<p>3)農福連携の推進(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本市の地域資源である農業を活かした、就労支援を図るため、農業者及び農業関連団体、福祉事業所等に対して制度や他市町村の取組み事例等の情報提供を行うとともに、農福連携技術支援者の活用促進等を通じて農福連携を推進します。</li> </ul>	<p>農政課 (障害福祉課)</p>

(4)経済的自立の支援	
1)特別障害者手当の支給 ●在宅の重度障害者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	障害福祉課
2)障害児福祉手当の支給 ●在宅の重度障害児に対し、その重度の障害によって生ずる特別の負担の軽減を図るため、手当を支給するとともに、制度についての周知を図ります。	障害福祉課
3)特別児童扶養手当の支給 ●20歳未満の身体や精神に障害のある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給を行います。	こども未来課
4)自立支援医療の適正利用の促進 ●自立した日常生活に必要な医療を給付するとともに、制度の周知に努めます。	障害福祉課
5)重度心身障害者(児)医療費助成の推進 ●障がい者(児)の医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、重度心身障害者(児)の医療費の助成と制度の周知を図ります。	障害福祉課
6)生活福祉資金貸付制度の周知 ●低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸し付け等を行う本事業について周知を図ります。	社会福祉課 (社会福祉協議会)

## 基本目標2-3 文化芸術、スポーツ、余暇活動等の充実

### 基本方針

文化芸術、スポーツ活動は、生きがいへとつながることをはじめ、その活動を通して人との交流を図ることができる大切なツールであることから、障がい者(児)が文化芸術活動やスポーツを楽しめるよう、環境づくりに取り組みます。

また、障がい者(児)が地域の様々な活動へ参画し、多くの人と交流できるよう、活動参加の機会づくりや参加しやすい環境整備に取り組みます。

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)文化芸術活動の促進</b>	
1)障がい者の芸術、文化活動の充実 ●障がい者の趣味や生きがいづくりを推進するため、地域生活支援事業の「芸術文化活動振興」等を活用し、日頃の文化芸術活動の発表や展示等の機会を確保します。併せて、既存の芸術・文化活動との連携について検討します。	障害福祉課 (生涯学習課)
<b>(2)スポーツ・余暇活動等の充実</b>	
1)スポーツ・レクリエーション活動内容の充実 ●障がい者が参加するスポーツ教室は、安全面を考慮し、指導員を増員して対応するとともに、障がい者向けの講習会や研究会等により、指導員の資質向上を図ります。	観光・スポーツ振興課 (障害福祉課)
2)スポーツ施設の利便向上 ●市内のスポーツ施設のバリアフリー化に努め、障がい者が利用しやすいつくりとなるように図ります。 ●公園については市の施設長寿命化計画にもとづき、西崎運動公園等の改修等を計画的に進めます。	観光・スポーツ振興課 建設課
3)社会参加促進事業の推進(再掲) ●障がい者の社会参加を促進(余暇活動を充実)するため、障がい者が参加できる既存のスポーツ大会等への参加促進を図るとともに、障がい者が参加できる大会の在り方について関係機関の検討を支援します。	障害福祉課 (観光スポーツ振興課)
<b>(3)障がい者関係団体の活動支援</b>	
1)障がい者団体等の加入・結成の促進及び活動支援 ●各種団体や機関、市のホームページ等を通じて、当事者団体や家族会の活動を紹介し、加入促進を図ります。 ●活動の場の確保や活動資金の助成を通じた障がい者関連団体の活動を支援するとともに、活動の活性化に向けた検討を支援します。	障害福祉課  (社会福祉協議会)

(4)障がい者の地域参加、交流の機会確保	
<p>1)障がい者の地域参加の機会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の公民館等を活用し、障がい者(児)が集い交流できる活動の在り方について検討を行います。</li> </ul>	障害福祉課 社会福祉課 (社会福祉協議会)
<p>2)障がい者のボランティア活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、障害福祉事業所等の協力の下、自治会等の活動を含めた既存の市民ボランティア活動への参加促進を図ります。</li> </ul>	障害福祉課 社会福祉課 (社会福祉協議会)

## 基本目標3 安全・安心なまちづくりの推進

### 基本目標3-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

#### 基本方針

障害者差別解消法などの関連法に基づき、障がい者に対する差別解消や合理的配慮の提供が図られるよう、関係機関等と連携して取組むとともに、市民へ障害への理解を深める取組みを推進します。

障がい者(児)の権利や財産を守るため、成年後見制度の利用促進に向けた取組みの推進をはじめ、障がい者(児)への虐待防止対策に取り組めます。

#### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)権利擁護の推進、虐待の防止</b>	
<b>1)権利擁護の体制強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●権利擁護を必要とする障がい者の増加に対応するため、権利擁護の体制強化について検討し、検討結果に基づいて推進します。</li> <li>●障がい者の権利擁護のために、相談支援事業の充実と地域の相談員である民生委員・児童委員への情報提供、研修等により、権利擁護に関する相談と関係機関へのつながりを強化します。</li> </ul>	障害福祉課 社会福祉課 (社会福祉協議会)
<b>2)成年後見制度利用支援事業の周知や利用促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●知的障害、精神障害により判断能力が十分でない方の権利擁護と福祉の保護を図るための成年後見制度の利用促進を図るため、費用等の助成制度の整備に向けた検討を行い、経済的理由などで制度を利用できない方への支援を推進します。</li> <li>●成年後見制度に関する普及・啓発を図ります。</li> <li>●成年後見制度に関する相談支援体制を整備します。(新)</li> <li>●成年後見制度の利用促進計画に基づく中核機関の整備を推進します。(新)</li> <li>●法人後見制度にかかる調査・研究を行い、法人後見制度の整備に向けた検討を行います。</li> </ul>	障害福祉課 社会福祉課 介護長寿課 (社会福祉協議会)
<b>3)日常生活自立支援事業の利用促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●日常生活自立支援事業の利用促進を図るため、広報紙等を活用し、制度内容及び生活支援員の活動内容や意義に関する周知を図ります。</li> <li>●社会福祉協議会との連携を図り、日常生活自立支援事業の推進に向けて専門員や生活支援員の確保に努めるなど、支援体制の整備を図ります。</li> </ul>	社会福祉課 (社会福祉協議会)

4)障がい者(児)虐待の予防や早期発見、早期対応の充実 ●障がい者の虐待防止や虐待への早期対応を図るため、市の障害者虐待防止センターや障害者虐待防止ネットワーク会議の強化、関係機関との連携を進めます。 ●虐待防止条例等制定に向けた検討を図り、虐待防止の体制強化に努めます。	障害福祉課 (介護長寿課、 こども未来課)
●基幹相談支援センターを設置し、虐待の早期対応等に向けた体制整備を進めます(再掲)。	障害福祉課
●こども家庭センターを設置し、本市に住む全ての妊産婦と子ども・子育て家庭への相談支援等に取り組めます(ヤングケアラー、貧困、虐待なども含む)。(新)	こども未来課
5)権利擁護や障害者虐待の防止に関する普及・啓発 ●障がい者の権利擁護や虐待の防止及び「障害者虐待防止法」に関して、市民への周知・理解を図るため、啓発パンフレットや市民向け講演会、施設従事者向け研修会等を開催するなど、積極的な普及啓発を行います。	障害福祉課
●「糸満市子どもを虐待から守る条例」の周知を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に取り組めます。(新)	こども未来課

## 重点施策5:「差別の解消」

### 【重点施策に係る取り組み】

基本目標3 施策分野1 (2)障害を理由とする差別解消の推進

#### 【指標】

指標名	令和5年度現在	目標					
		令和6年	7年	8年	9年	10年	11年
合理的配慮の提供にかかる対応要領等の策定	未制定	調査検討	調査検討	策定	—	—	—

#### 個別施策・具体的な取組内容

##### (2)障害を理由とする差別の解消の推進 **重点★**

1)差別の禁止や合理的配慮の提供に関する普及啓発 ●障害のある女性、子ども、高齢者については、障害に加えてさらに複合的な困難な状況に置かれる場合があります。こうした観点も念頭に置き、きめ細かな配慮や支援を行うようホームページ等を通じた情報発信による普及啓発を進めます。 ●沖縄県が策定した「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(平成26年4月)」の周知・啓発活動の取組みについて、県と連携しながら進めます。	障害福祉課
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

<p>2)市の行政機関等における配慮、社会的障壁の除去にかかる施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の事務・事業の実施に当たっては、障がい者が必要とする社会的障壁を除去するため、建物等のバリアフリー化、情報の取得・利用・発信におけるバリアフリー向上を図ります。(一部再掲)</li> <li>●市職員にかかる合理的配慮の提供にかかる対応要領を制定するとともに、研修等による周知等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。</li> </ul>	<p>総務課 情報政策課</p> <p>人事課 (障害福祉課)</p>
<p>3)職場における差別禁止や合理的配慮の提供促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害に関する職場の理解及び共に働く環境づくりを図るため、事業者等に対し、職場での障がい者への差別禁止、就労にかかる合理的配慮の提供を促します。</li> </ul>	<p>商工水産課 障害福祉課</p>
<p><b>(3)障がい者への理解・啓発の推進</b></p>	
<p>1)障害者週間による啓発広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●毎年12月3日から9日までの「障害者週間」について、イベントの充実と開催の周知徹底を市民に対して行い、より多くの市民が参加することで障がい者への理解の機会となるように努めます。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<p>2)各種広報紙、マスメディア等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報での障害関連の特集記事の定期的な掲載のほか、FMたまん、マスメディア、市広報等を活用した広報活動により、市民の心のバリアフリー意識の向上を図ります。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (秘書防災課)</p>
<p>3)各種交流イベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者スポーツ・レクリエーションに関する情報を収集し、関係機関と連携して取組みます。</li> <li>●芸術・文化イベントについて、定期的を開催し、障がい者の日頃の成果発表の機会とともに、市民が障がい者とふれあう機会をより多く持てるように検討します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (生涯学習課)</p>
<p><b>(4)福祉教育の推進</b></p>	
<p>1)学校における福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉体験、福祉講話など、学校における福祉教育について、各学校と社会福祉協議会の連携により今後も継続して実施します。</li> <li>●また、障がい者(児)への手助けの仕方を学ぶ機会を設け、障害に対する理解の向上を図ります。</li> <li>●健常児と障がい児の交流教育を推進し、幼少期及び学童期からの福祉意識の向上を図ります。</li> </ul>	<p>学校教育課 障害福祉課 (社会福祉協議会)</p>
<p>2)一般の福祉教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者に対する市民の理解を深めるため、糸満市健康福祉まつり等を通じ、福祉に関する効果的なイベント(講演会・研修会等)の開催に向けた検討を行います。</li> <li>●職員が講師となる出前講座、市民が講師となる生涯学習ボランティア講座を積極的に周知し、受講を呼びかけます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (社会福祉協議会) 生涯学習課</p>

## 基本目標3-2 安全安心な生活環境の整備

### 基本方針

住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、住宅の確保は重要なことから、公営住宅への優先入居の検討をはじめ、グループホームの推進による住まいの確保に取り組めます。

また、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「沖縄県福祉のまちづくり条例」などに基づき、道路、公園をはじめ、市庁舎などの公共施設や民間施設のバリアフリーを推進し、誰もが安心して利用しやすいまちづくりに取り組めます。

地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援していくとともに、障がい者自身のボランティア活動の参加促進に向けた取り組みを推進します。

### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
<b>(1)住宅の確保</b>	
1)障がい者に配慮した公営住宅の整備・改善 ●市営住宅の建設、建替えの際にはバリアフリー化及び手すりの設置や車いす対応など、障がい者にやさしい造りとなるように努めます。	まちづくり課
2)公営住宅への優先的入居の検討 ●公営住宅への障がい者の優先入居について、関係課と調整を図りながら基準等の整備に向けた検討を進めていきます。	まちづくり課 (障害福祉課)
3)居住サポート事業の充実と周知(再掲) ●保証人がいない、入居後の生活が不安などの理由でアパート入居が困難な障がい者に対し、居住サポート事業による支援を継続して実施します。 ●本事業について、アパート管理者、不動産業者に障がい者への周知広報・説明会を開催するなど、障がい者の地域移行、居住サポートについて理解の促進を図ります。	障害福祉課
4)住宅改修についての周知(再掲) ●住宅改修費の給付(日常生活用具給付等事業)を周知し、利用促進を図ります。	障害福祉課
5)グループホームの確保推進(再掲) ●障がい者が地域移行する際の住まい確保を図るため、共同生活援助(グループホーム)について、関係機関と連携して提供量の確保及び質の充実を図ります。	障害福祉課
6)その他住宅入居支援(新) ●住宅入居等の支援を推進するため、不動産関連事業所等との情報交換の場を設けるようにしていきます。	障害福祉課

(2)障がい者に配慮したまちづくりの推進	
<p>1)沖縄県福祉のまちづくり条例の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民及び市職員に向けて、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に関する定期的な情報発信を行います。</li> <li>●民間の特定建築物については、障がい者等の利用に配慮するように促します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (まちづくり課)</p>
<p>2)道路環境におけるバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民に対し、広告物や駐車等障害物のない歩道の確保に関する意識の啓発を行います。</li> <li>●道路の段差解消等、道路環境におけるバリアフリーについても推進します。</li> </ul>	<p>建設課</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●身障者等用駐車場の適正利用を進めるため、障害、病気・怪我、妊娠等で移動に配慮を要する状況にある方へ利用認定証を交付する取組み(ちゅらパーキング利用証制度)の周知及び適正利用を促していきます。</li> </ul>	<p>障害福祉課 介護長寿課 健康推進課</p>
<p>3)移動支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービスの行動援護、同行援護及び地域生活支援事業の移動支援を提供することにより、個別支援型での移動支援を行います。</li> </ul>	<p>障害福祉課</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●いとちゃんminiの運行により、交通弱者である障がい者等を含む市民の公共交通手段の確保に努めるとともに、障がい者が利用しやすくなるよう、「障害者手帳」による割引を行い、負担軽減を図ります。</li> </ul>	<p>市民生活環境課</p>
<p>4)既存施設の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既存の公共施設のバリアフリー化については、改修が必要な箇所の把握を行い、計画的に改修するように努めます。</li> </ul>	<p>各施設管理 担当課</p>
<p>5)手話・点字等の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市庁舎に手話通訳者を設置します。</li> <li>●手話通訳奉仕員養成講座を今後も継続して実施します。</li> <li>●市の行事等に手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣するよう、関係機関への周知を図っていきます。</li> <li>●音訳ボランティアの協力等を得ながら、音声での案内発信など、視覚障害者に対する有効な施策について調査・検討します。</li> </ul>	<p>障害福祉課 (社会福祉協議会)</p>
(3)ボランティア活動等の推進	
<p>1)多様なボランティアの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●多くの市民がボランティアに参加できるように情報提供等を行っていきます。</li> <li>●ボランティア活動推進校を対象とした福祉体験や講演会、障がい者との交流、障がい者への手助けの仕方講習等を行い、学校における生徒の福祉意識やボランティア意識醸成及びボランティアの機会づくり等を進めます。</li> </ul>	<p>社会福祉課 (社会福祉協議会、学校教育課)</p>
<p>2)ボランティア活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアセンターに登録している団体への助成を継続します。障がい者支援につながるボランティア活動の在り方について検討します。</li> </ul>	<p>社会福祉課 (社会福祉協議会)</p>

<p>3)障がい者のボランティア活動への参加促進(再掲)</p> <p>●障がい者等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、障害福祉事業所等の協力の下、自治会等の活動を含めた既存の市民ボランティア活動への参加促進を図ります。</p>	<p>障害福祉課 社会福祉課 (社会福祉協議会)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------

### 基本目標3-3 防災、防犯等の推進

#### 基本方針

近年、各地で大規模災害が発生しており、障がい者が地域で安全に安心して暮らし続けるためには防災対策は大きな課題となっています。障がい者の災害による被害を最小限にするため、緊急時における情報伝達手段の確保をはじめ、避難支援など防災対策の推進に取り組めます。

また、障がい者(児)が犯罪などの被害にあわないよう、警察や地域での見守りなどを推進します。

### 重点施策6:「防災対策の推進」

#### 【重点施策に係る取り組み】

基本目標3 施策分野3 (1)防災対策の推進

#### 【指標】

指標名	令和5年10月 調査時点	目標					
		令和 6年	7年	8年	9年	10年	11年
災害時に近所に 助けてくれる人の いる割合 (アンケート調査)	身体障害者: 27.2% 知的障害者: 27.2% 精神障害者: 26.7%	—	—	前回 調査 より 増加	—	—	前回 調査 より 増加

参考:平成29年調査では、身体障害者 25.2%、知的障害者 23.5%、精神障害者 41.3%  
(上記は参考値。平成29年度調査・令和5年度調査の有効回答サンプル数(母数)には差があるため単純比較はできない。)

#### 個別施策・具体的な取組内容

施策内容	主担当課 (副担当課等)
(1)防災対策の推進 <b>重点★</b>	
<p>1)緊急時の対応システムの充実</p> <p>●NET119をはじめ、緊急時に速やかに通報できるシステムの充実及び普及に努めるとともに、市ホームページ、メール119・FAXなど、障害の特性に応じた多様な情報伝達システムを検討します。</p>	<p>消防署警防課 (障害福祉課)</p>

<p>2)地域での防災体制の充実(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の避難支援体制の充実を図るため、緊急避難場所の確保に努めるとともに、災害ボランティアセンター等と協定締結への取組みを推進します。(新)</li> <li>●防災情報や重要な行政情報を迅速かつ確実に市民に伝達するため、防災行政無線の機能強化に取組みます。(新)</li> </ul>	秘書防災課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の防火意識の啓発に関する取組みをはじめ、消防団・自主防災組織との連携などに向けた取組みを推進します。</li> </ul>	消防本部 予防課・消防署 警防課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内のサービス提供事業所における、避難訓練等の防災対策について、各事業所が実施するBCP訓練などへの参加をはじめ、既存の事業所との会議等を活用し、防災に関する情報共有や課題の把握に努めます。(新)</li> </ul>	障害福祉課 介護長寿課
<ul style="list-style-type: none"> <li>●糸満市要配慮者支援計画に基づき、基幹相談支援センターや相談支援専門員との連携を図り、避難行動要支援者からの同意取得及び個別避難計画の作成に取り組みます。</li> </ul>	障害福祉課
<p>3)防災意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画に基づき、市民に対する防災知識の普及啓発をはじめ、子どもや若者も参画しやすい防災講話や防災訓練等を実施します。</li> <li>●地域住民に対し、自主防災組織の必要性と結成支援を促進するとともに、防災士の育成や地域における防災訓練の実施に取組みます。</li> </ul>	秘書防災課
<p>4)福祉避難所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市内福祉施設との協定締結を通じて、障がい者等が利用できる福祉避難所の確保に努めます。</li> <li>●「南部病院跡地等造成事業基本計画」に基づき、高台にある優位性を活かし、支援を要する人に対して、多様なニーズに応じた適切な支援が届く福祉避難拠点の形成に努めます。(新)</li> </ul>	障害福祉課 政策推進課
(2)防犯対策の推進	
<p>1)防犯思想の普及と消費者啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国民生活センター等の提供している消費者啓発活動の周知を図ります。</li> <li>●防犯上のノウハウ等、安全確保に必要な情報提供を警察及び関係機関と連携して、当事者への周知を図ります。</li> </ul>	市民生活環境課

## 第6章 障害福祉計画

### 1 成果目標

#### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、令和8年度末までに、令和5年3月31日時点の全施設入所者数95人の5%にあたる4人の地域生活移行を目指します。

	数値	備考
令和4年度末現在入所者数(A)	95人	令和4年度末(R5.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	90人	令和8年度末の見込み数
削減見込み目標値(C)	5人 (5%)	(C)=(A)-(B)=(E)-(D) (国指針：目標5%以上削減)
新規入所者数(D)	12人	令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込み
退所者数(E)	16人	令和6年～令和8年度末までの退所者の見込み
地域移行目標数(F)	4人 (4%)	Eのうち、地域移行目標者 (国指針：目標6%以上移行)

#### 〈削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠(考え方)〉

- 施設入所者は、現状としてなかなか削減できない状況にあり、第7期計画の削減数は5人を目標とします。
- 地域移行者数は、地域移行支援のサービス利用による移行者数を3人(各年1人ずつ)、その他の移行者数を1人とし、計4人を地域移行の目標とします。また、現時点では国指針による目標達成が厳しい状況にあるため、県の基本的な考え方(3.8%～4.0%)を踏まえ、目標値を設定しています。

#### 〈施設入所者の地域生活への移行に係る方策〉

- 県と連携して、グループホーム等の質及び量の充実を図ります。
- 日中活動(自立訓練等の障害福祉サービスの他、地域活動支援センター等)の充実を図ります。
- 地域生活を推進するための在宅サービスの充実を図ります。
- 地域移行支援や地域定着支援の利用促進を図ります。
- 住宅改修等に係る事業を実施します。
- 障害のある人への理解の普及、啓発に努めます。

## (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括支援システムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、協議を図っていくことを目標とします。

	設置方法	設置時期	具体的設置方法
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	単独設置	設置済	糸満市地域自立支援協議会「相談部会(withB)」を協議の場として設定します。

	数値	備考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回/年	年間の開催回数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	20人	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者人数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回/年	年間の開催回数の見込み

### (3)地域生活支援の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるため、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

	設置方法	設置時期	整備手法
地域生活支援拠点の整備	単独設置	徐々に機能を増やし段階的に設置	面的整備型
	数値	備考	
コーディネーターの配置人数	3人	人数の見込み	
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討	1回/年	国指針：各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行うこと	
強度行動障害者への支援体制の整備	令和8年度(単独設置)	国指針：強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること	

#### 〈地域生活支援の充実に係る方策〉

- 地域生活支援拠点等の整備に向けて、糸満市地域自立支援協議会の専門部会「居住・地域移行部会」において検討課題として位置付け、具体的な取り組みを進めます。
- 地域生活支援拠点等の5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)のうち、本市では、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」を先行して整備するための取り組みを進めます。
- 地域生活支援拠点等の整備後は、糸満市地域自立支援協議会の専門部会「居住・地域移行部会」において、機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討を行います。

#### (4)福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和8年度中に一般就労への移行者数が、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とし、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型について、令和8年度中に一般就労に移行する利用者の目標値を設定することとしています。

##### ①福祉施設から一般就労への移行者数

	数値	備考
令和3年度の年間一般就労移行者数	8人	令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	11人 (1.38倍)	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和3年度実績の1.28倍以上)

##### ②令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

	数値	備考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	4人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	6人 (1.50倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.31倍以上(31%以上)の増加)

##### ③就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

	数値	備考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	7か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	4か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

##### ④令和8年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	1人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	2人 (2.00倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.29倍以上(29%以上)の増加)

⑤令和8年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

	数値	備考
令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	3人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	4人 (1.33倍)	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和3年度末の1.28倍以上(28%以上)の増加)

⑥就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

	数値	備考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	4人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	6人 (1.50倍)	国指針：就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	4か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	1か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

※就労定着率＝過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に3年半以上6年未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

〈就労移行率及び職場定着率の充実に係る方策〉

- ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携を強化し、企業に対して雇用安定のための支援の周知や障害者雇用について一層の理解と協力を求めます。
- 「糸満市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」と整合を図りながら、障害者就労支援施設の受注機会の拡大に努め、工賃の向上に努めます。
- 就労定着率が7割以上の就労支援事業所について、市ホームページ等で公表します。
- 糸満市地域自立支援協議会の専門部会「仕事部会」及び全体会において、個別支援ケースにおける好事例の共有や、課題解決のための協議等を行います。また、これらの内容について、雇用機関等と情報を共有します。

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者(児)が地域において安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が求められます。国の指針では、令和8年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを定めています。

	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	令和6年度 (単独設置)	国指針：令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
地域の相談支援体制の強化		
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	2件	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)	4回	
参加事業者・機関数	14か所	
協議会の専門部会の設置数	4か所	
協議会の専門部会の実施回数(頻度)	24回	

### 〈相談支援体制の充実・強化等に係る方策〉

- 基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談業務を行います。
- 基幹相談支援センターが市内相談支援事業所に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成に係る支援を行います。
- 糸満市地域自立支援協議会「相談部会」において、地域の相談機関との連携強化に取組みます。

## (6)障害福祉サービスの質を向上させるための取組み

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入する中、改めて障害者総合支援法の基本理念に沿って、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供が必要であり、国の指針においても令和8年度末までにサービスの質の向上を図るための取組みに係る体制構築を定めることになっています。

提供されるサービスの質や利用者にとってのサービスの内容が適切かどうかといった評価ができるよう、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を活用していくとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

	数値	備考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	国指針：都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和6年度	国指針：障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	3回	国指針：自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要。

### 〈障害福祉サービスの質を向上させるための取組みに係る方策〉

- 障害者自立支援審査支払等システム等を活用した自立支援給付費の分析を経年  
的行える事務を構築します。

## 2 自立支援給付サービス

### (1)訪問系サービス

現在のサービス利用者数、障がい者等のニーズ、平均的な利用量等を勘案して1か月あたりの利用者数及び利用量を見込んでいます。

#### ■訪問系サービス

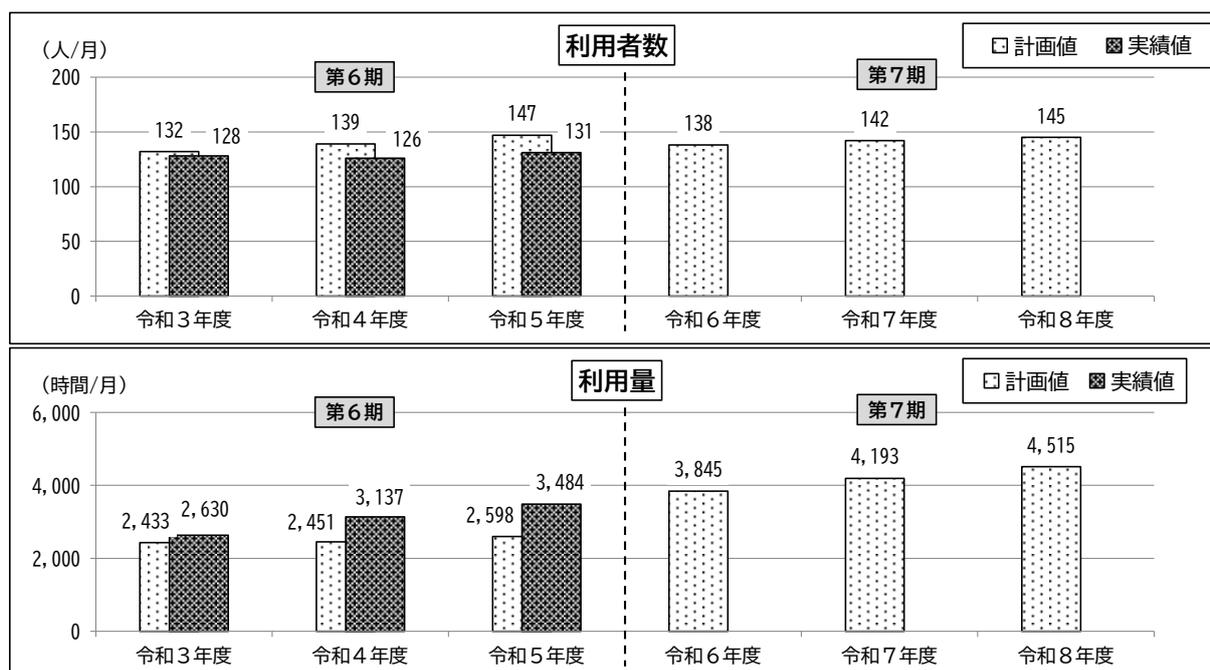
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	132	139	147	138	142	145
実績値	人/月	128	126	131	-	-	-
計画と実績の差		△ 4	△ 13	△ 16			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	2,433	2,451	2,598	3,845	4,193	4,515
実績値	時間/月	2,630	3,137	3,484	-	-	-
計画と実績の差		197	686	886			

※令和5年度は、見込みの数値。①～⑤の合算値。

資料：障害福祉課



①居宅介護(ホームヘルプ)

障がい者の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助及び通院介助を行います。

第6期においては、利用者数は実績値が計画値より低く、利用量は実績値が計画値を上回っています。

【見込み量の算出根拠】

利用者及び利用量の実績は概ね横ばいで推移していることから、令和2～4年度の平均を見込んでいます。

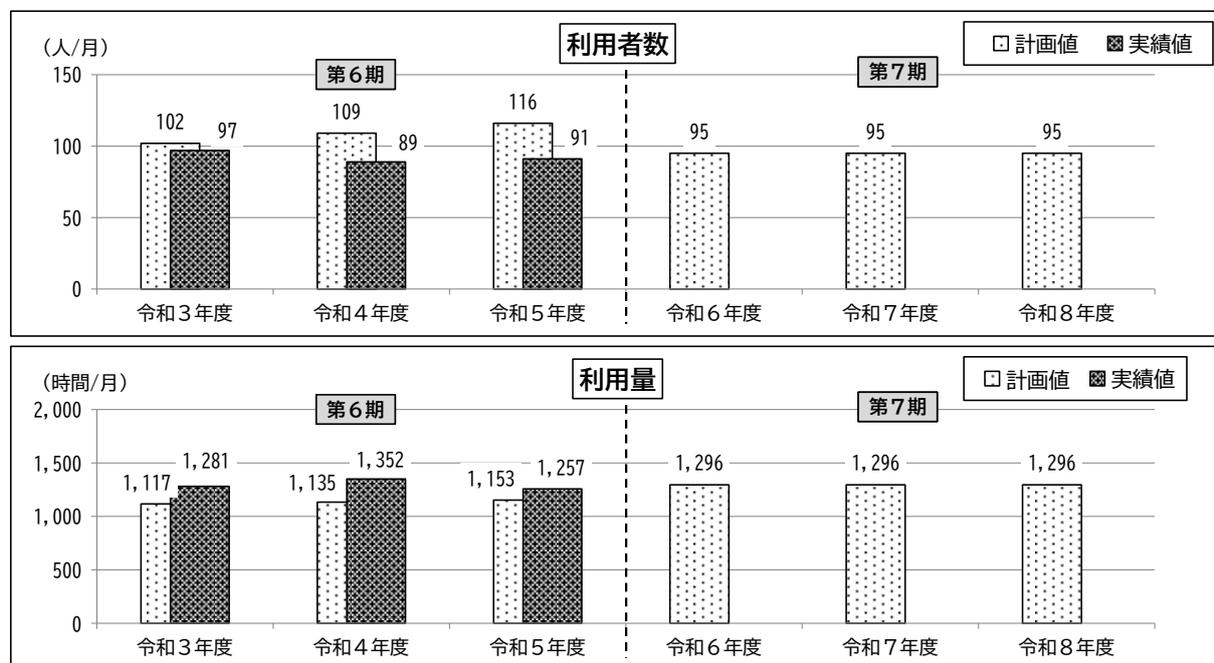
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	102	109	116	95	95	95
実績値	人/月	97	89	91	-	-	-
計画と実績の差		△ 5	△ 20	△ 25			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	1,117	1,135	1,153	1,296	1,296	1,296
実績値	時間/月	1,281	1,352	1,257	-	-	-
計画と実績の差		164	217	104			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



## ②重度訪問介護

常時介護を必要とする重度の肢体不自由者に対して、居宅における入浴・排せつ・食事などの介護に加え、外出時における移動支援等を総合的に行います。

第6期においては、利用者数は概ね計画値とおりとなっており、利用量は実績値が計画値を上回っています。

### 【見込み量の算出根拠】

利用者実績は3年間(令和2～4年度)で5人増となっていることを踏まえ、令和6年度で12人と見込んでいます。利用量は、一人あたり月148時間利用するものとして算定しています。

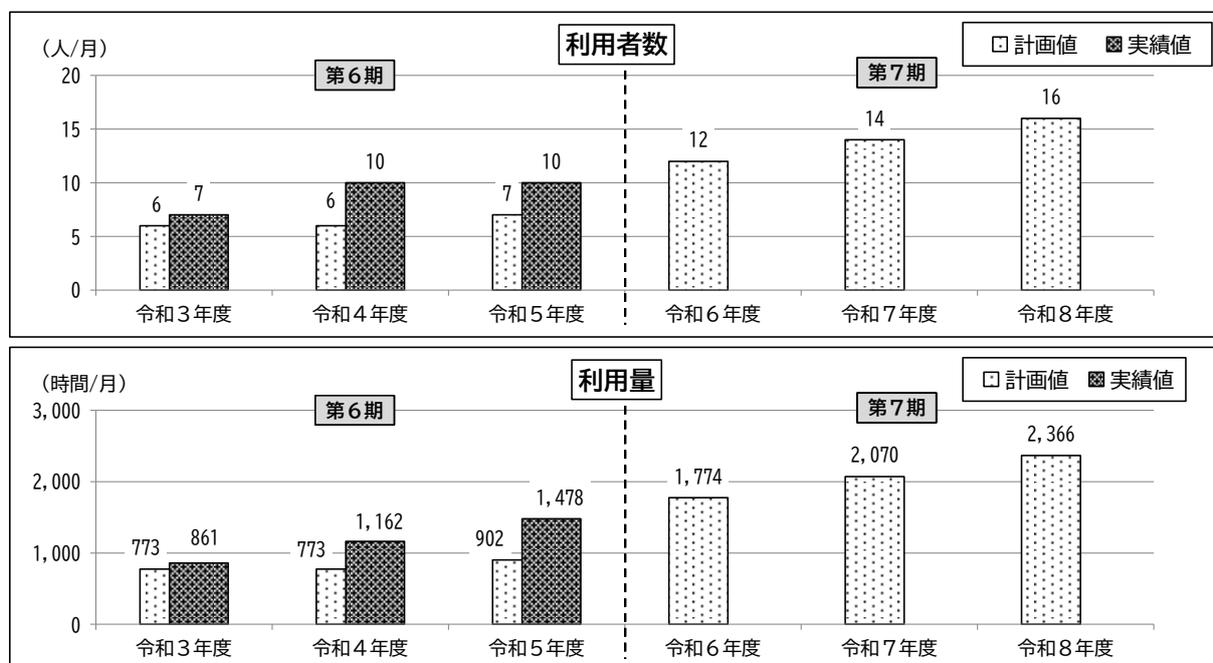
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	6	6	7	12	14	16
実績値	人/月	7	10	10	-	-	-
計画と実績の差		1	4	3			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	773	773	902	1,774	2,070	2,366
実績値	時間/月	861	1,162	1,478	-	-	-
計画と実績の差		88	389	576			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ③行動援護

知的障害や精神障害等により自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。

第6期においては、利用者数、利用量とも実績値が計画値を上回っています。

#### 【見込み量の算出根拠】

利用者実績は増加傾向で推移しており、第7期もこれを勘案して令和8年度は15人の利用を見込んでいます。利用量は、一人あたり月26時間利用するものとして算定しています。

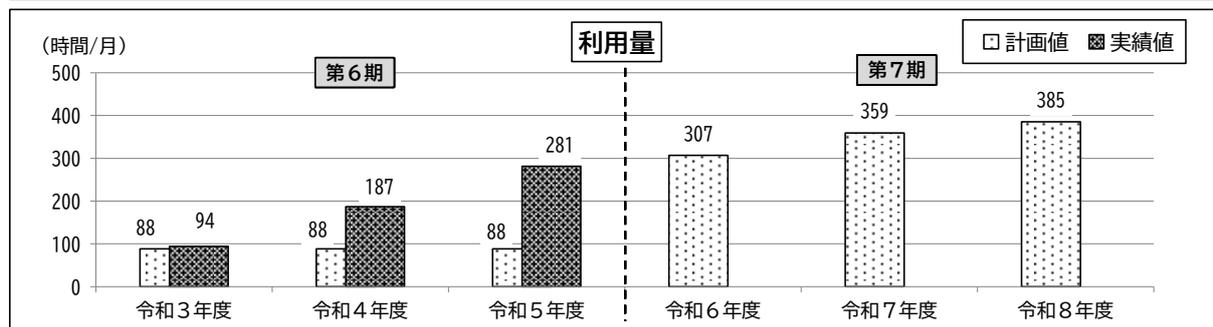
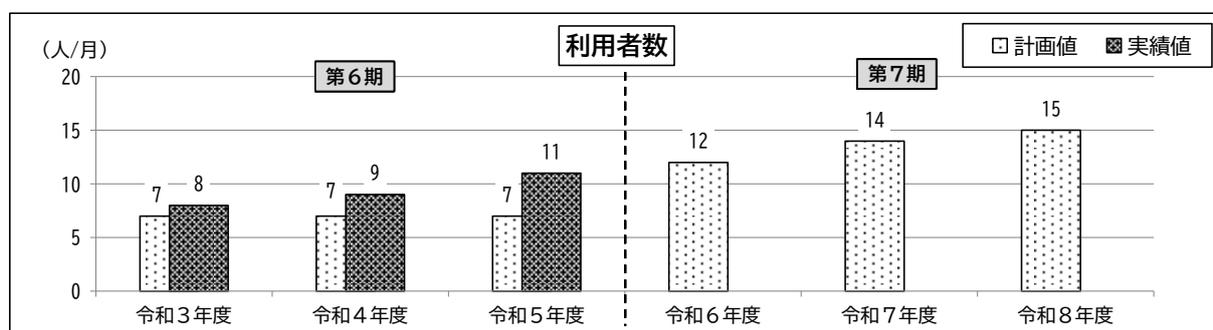
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	7	7	7	12	14	15
実績値	人/月	8	9	11	-	-	-
計画と実績の差		1	2	4			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	88	88	88	307	359	385
実績値	時間/月	94	187	281	-	-	-
計画と実績の差		6	99	193			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



#### ④同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動の援護を行います。

第6期においては、利用者数は概ね計画とおりであり、横ばいで推移しています。利用量は増加傾向で推移しています。

#### 【見込み量の算出根拠】

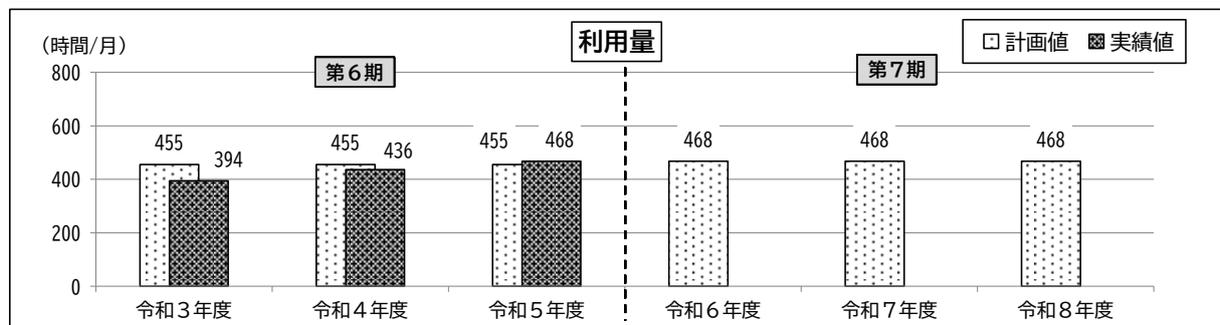
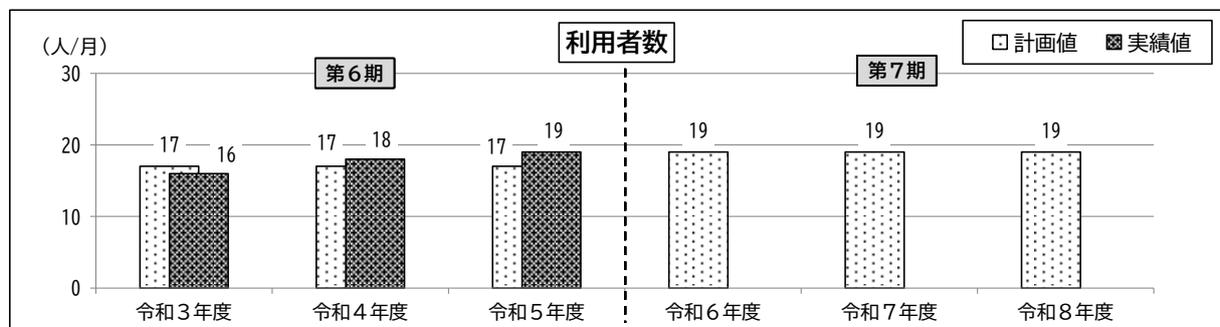
利用者実績は概ね横ばいで推移しており、これを勘案して第7期では令和8年度に19人の利用を見込んでいます。利用量は、一人あたり月25時間利用するものとして算定しています。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	17	17	17	19	19	19
実績値	人/月	16	18	19	-	-	-
計画と実績の差		△ 1	1	2			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	455	455	455	468	468	468
実績値	時間/月	394	436	468	-	-	-
計画と実績の差		△ 61	△ 19	13			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑤重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする重度障がい者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

令和5年度現在、県内には事業所がないため、利用実績は0人となっています。

【見込み量の算出根拠】

第7期では、サービスを組み合わせる利用することによって同等のサービスを提供していく予定であり、本サービスの見込みは0人としています。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	0	0	0
実績値	人/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/月	0	0	0	0	0	0
実績値	時間/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

## (2)日中活動系サービス

### ①生活介護

常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。

第6期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を上回っています。

#### 【見込み量の算出根拠】

利用者数、利用量ともに増減しながら推移しており、第7期ではこれを勘案し、令和8年度に180人の利用を見込んでいます。利用量は、一人あたり月20日利用するものとして算定しています。

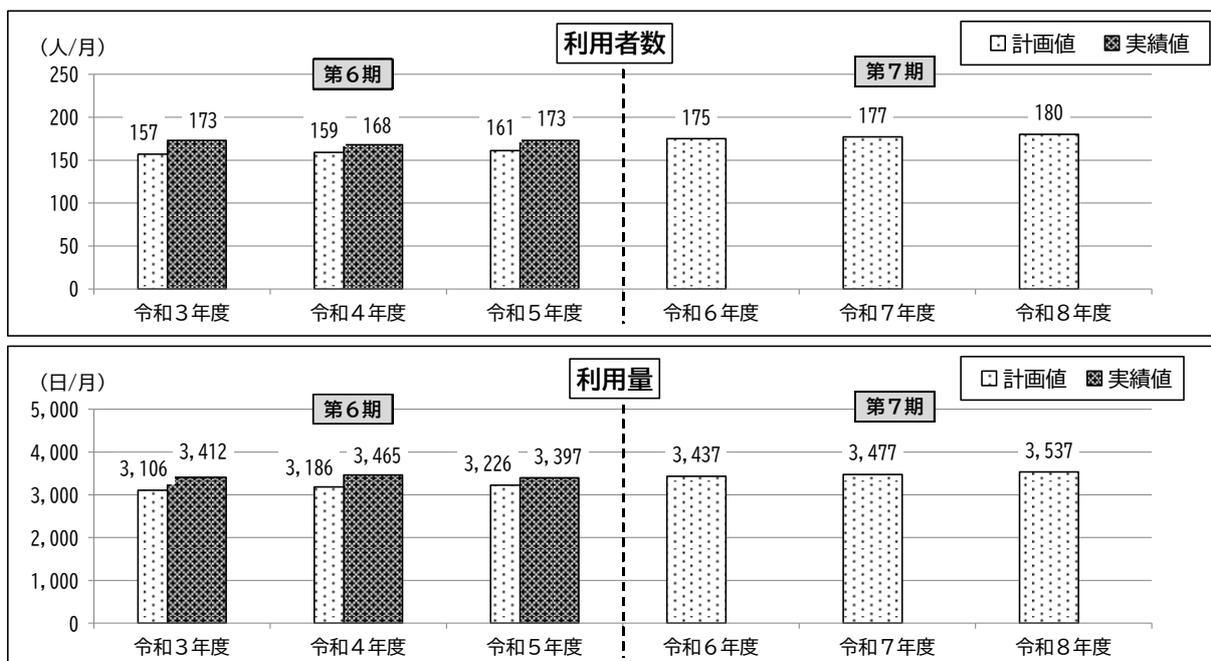
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	157	159	161	175	177	180
実績値	人/月	173	168	173	-	-	-
計画と実績の差		16	9	12			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	3,106	3,186	3,226	3,437	3,477	3,537
実績値	日/月	3,412	3,465	3,397	-	-	-
計画と実績の差		306	279	171			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



②自立訓練(機能訓練)

地域において自立した生活が送れるよう、理学療法や作業療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練を行います。

第6期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を下回っています。

【見込み量の算出根拠】

利用者数、利用量ともに増減しながら推移しており、第7期では令和4年度の実績値で見込んでいます。

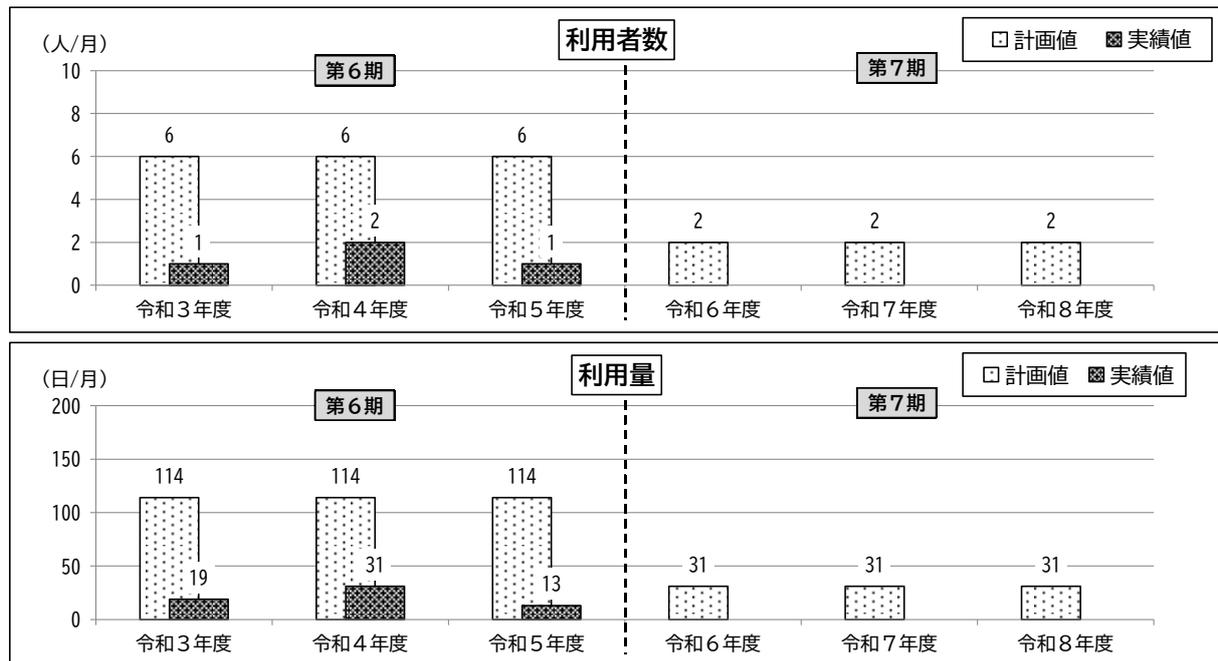
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	6	6	6	2	2	2
実績値	人/月	1	2	1	-	-	-
計画と実績の差		△ 5	△ 4	△ 5			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	114	114	114	31	31	31
実績値	日/月	19	31	13	-	-	-
計画と実績の差		△ 95	△ 83	△ 101			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ③自立訓練(生活訓練)

自立した地域生活を営むことができるよう、食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援を行います。

第6期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を下回っています。

#### 【見込み量の算出根拠】

利用者数は横ばい、利用量は増加傾向で推移しており、第7期では1人増で見込んでいます。

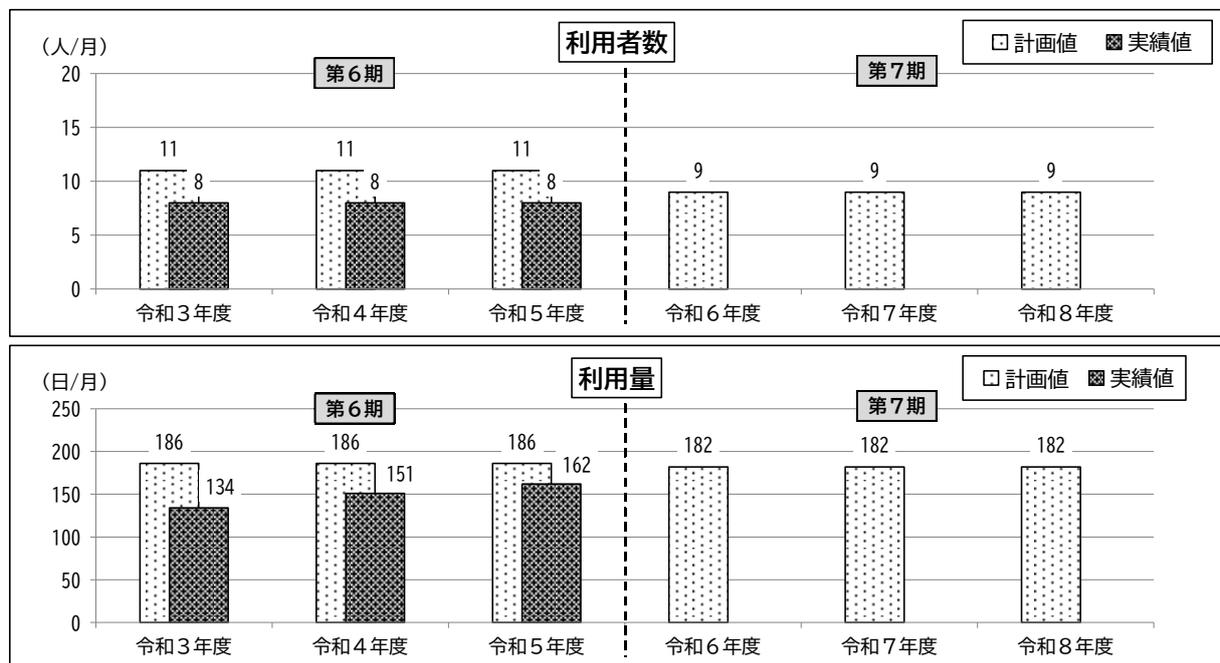
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	11	11	11	9	9	9
実績値	人/月	8	8	8	-	-	-
計画と実績の差		△ 3	△ 3	△ 3			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	186	186	186	182	182	182
実績値	日/月	134	151	162	-	-	-
計画と実績の差		△ 52	△ 35	△ 24			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



#### ④就労選択支援

令和7年から開始の新規サービスです。就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

#### 【見込み量の算出根拠】

就労継続支援の利用決定前に利用すると考え、令和7年度に10人、令和8年度に20人の利用を見込んでいます。

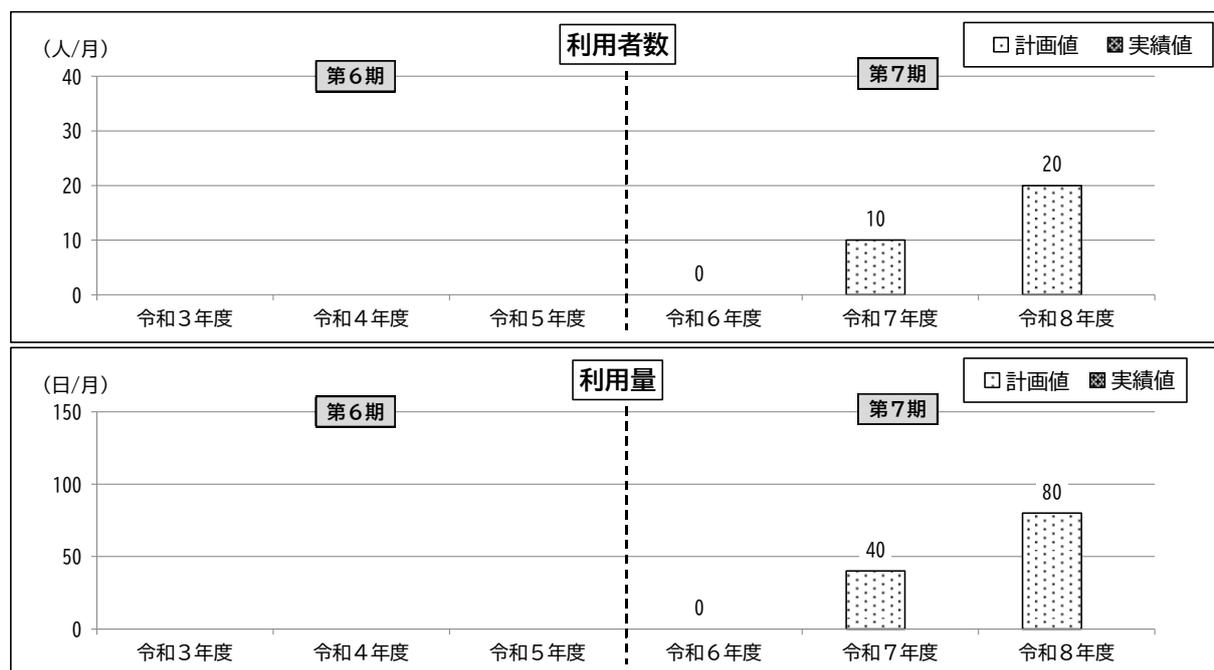
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	－	10	20
実績値	人/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	0	0	0	－	40	80
実績値	日/月	0	0	0	－	－	－
計画と実績の差		0	0	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑤就労移行支援

一般企業への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、事業所における生産活動及び企業における実習等を通じて、就労のための訓練を行います。

第6期においては、利用者数、利用量ともに令和4年度以降は実績値が計画値を上回っています。

#### 【見込み量の算出根拠】

利用者数、利用量ともに増加傾向で推移しており、これを勘案して第7期では令和8年度に34人の利用を見込んでいます。利用量は、一人あたり月17日利用するものとして算定しています。

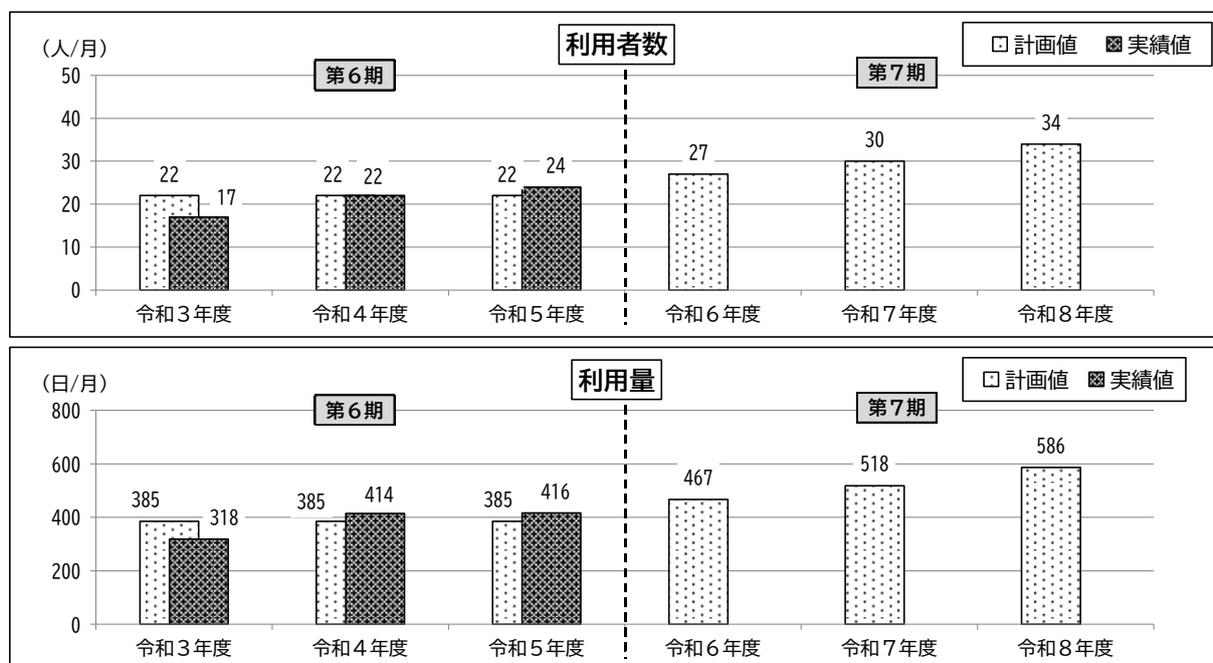
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	22	22	22	27	30	34
実績値	人/月	17	22	24	-	-	-
計画と実績の差		△ 5	0	2			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	385	385	385	467	518	586
実績値	日/月	318	414	416	-	-	-
計画と実績の差		△ 67	29	31			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑥就労継続支援(A型)

一般企業での就労が困難な方に雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

第6期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を下回っています。

【見込み量の算出根拠】

利用者数、利用量ともに増減しながら推移しており、第7期ではこれを勘案し、令和8年度に88人の利用を見込んでいます。

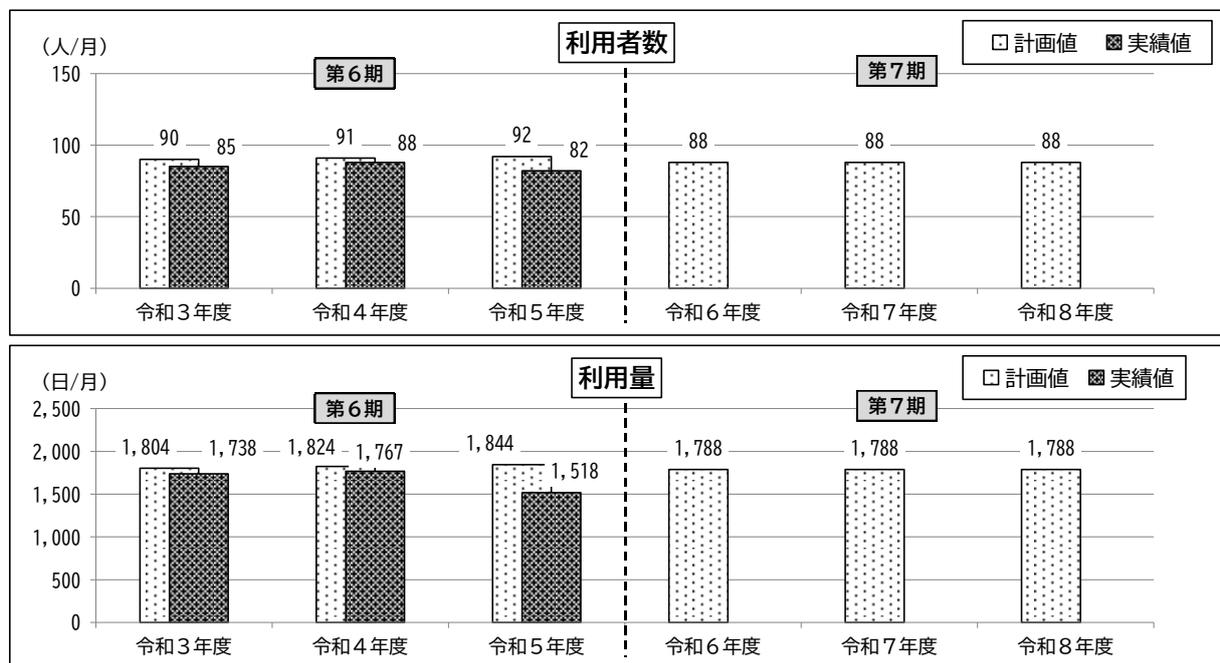
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	90	91	92	88	88	88
実績値	人/月	85	88	82	-	-	-
計画と実績の差		△ 5	△ 3	△ 10			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	1,804	1,824	1,844	1,788	1,788	1,788
実績値	日/月	1,738	1,767	1,518	-	-	-
計画と実績の差		△ 66	△ 57	△ 326			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑦就労継続支援(B型)

一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない形ではあるが、就労の機会を提供し、一般雇用への移行に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

第6期においては、利用者数は令和4、5年度の実績値が計画値を下回っており、利用量は実績値が計画値を上回っています。

【見込み量の算出根拠】

利用者実績は増加傾向で推移しており、第7期では各年10人増と見込んでいます。利用量は、一人あたり月18日利用するものとして算定しています。

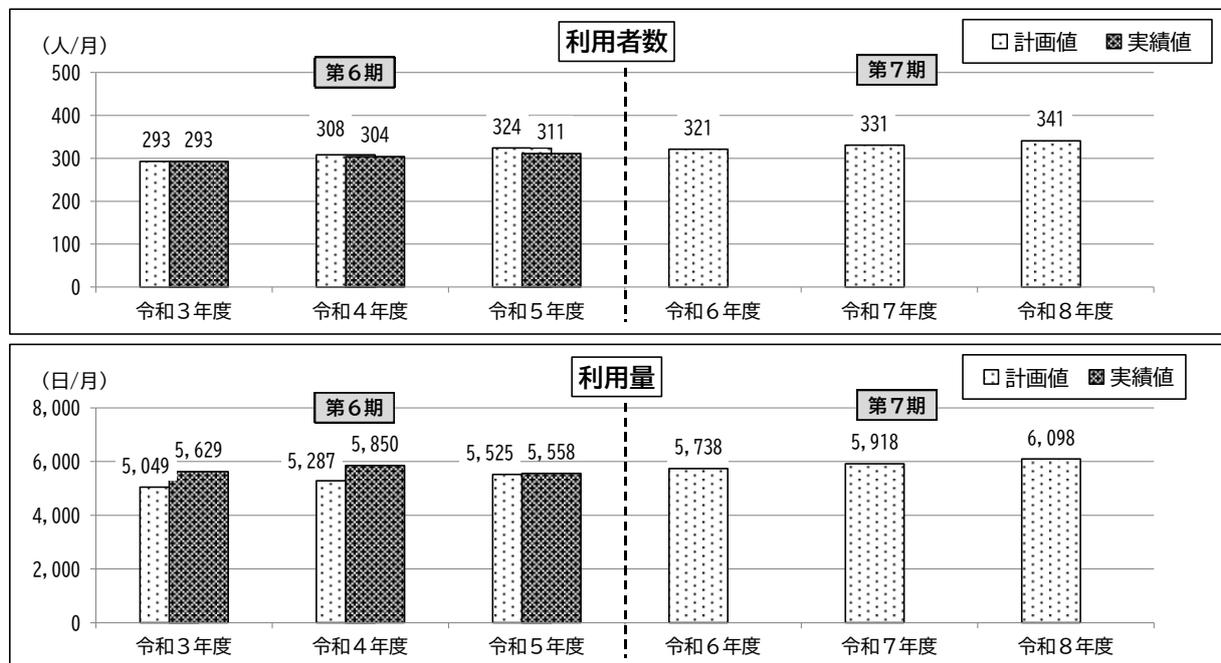
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	293	308	324	321	331	341
実績値	人/月	293	304	311	-	-	-
計画と実績の差		0	△ 4	△ 13			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	5,049	5,287	5,525	5,738	5,918	6,098
実績値	日/月	5,629	5,850	5,558	-	-	-
計画と実績の差		580	563	33			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑧就労定着支援

就労定着支援は一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

第6期においては、令和5年度の実績値が計画値を下回っています。

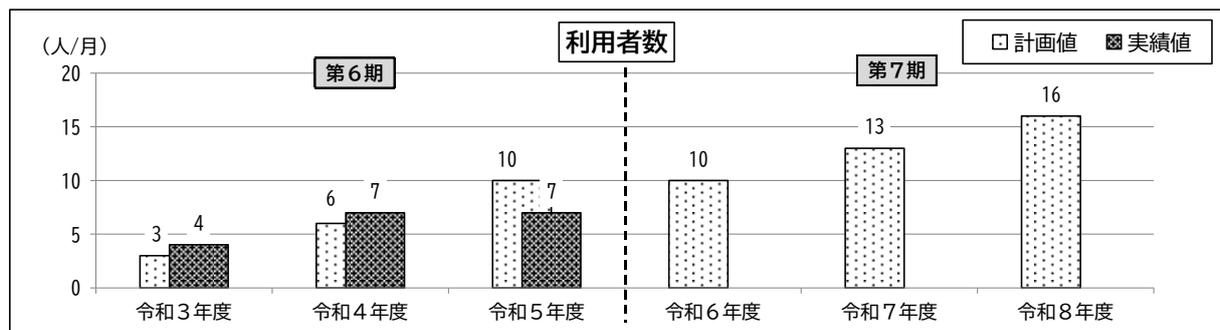
【見込み量の算出根拠】

就労移行支援の利用者の一般就労への移行等を想定し、各年3人増と見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	3	6	10	10	13	16
実績値	人/月	4	7	7	-	-	-
計画と実績の差		1	1	△3			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑨短期入所(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気等により一時的に自宅での介護が困難になった場合に、短期間、夜間も含めて、施設において入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

福祉型は第6期において、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を下回っています(令和4年度の利用量を除く)。

医療型は第6期において、利用者数、利用量ともに計画とおりまたは実績値が計画値を上回っています。

【見込み量の算出根拠】

福祉型は利用者数、利用量ともに増加傾向で推移しており、第7期は過去の実績に基づきながら各年3人増と見込んでいます。利用量は、一人あたり月6日利用するものとして算定しています。

医療型も利用者数、利用量ともに増加傾向で推移しており、第7期は令和5年度の実績が横ばいで推移すると見込んでいます。

■福祉型

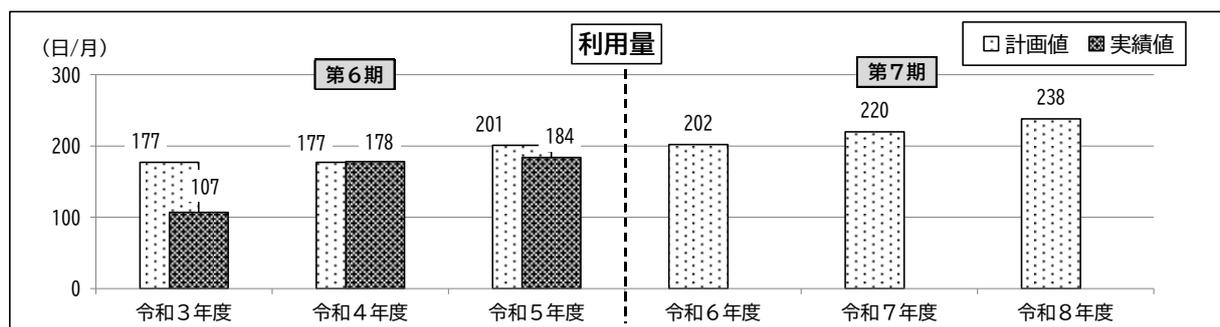
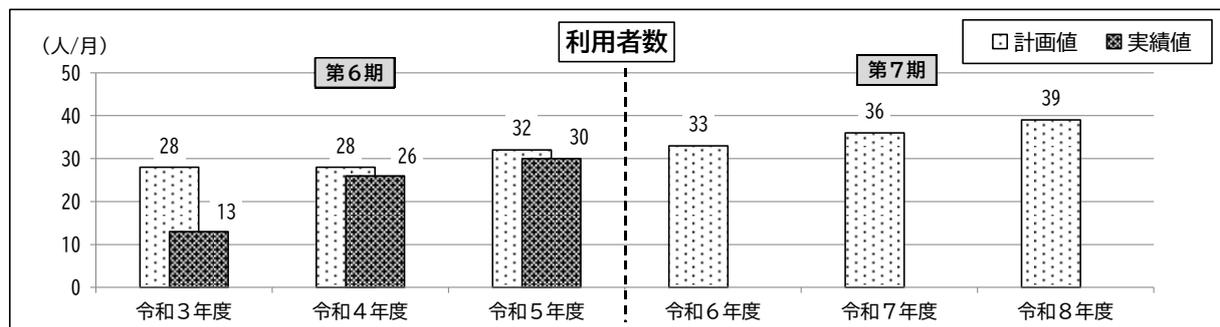
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	28	28	32	33	36	39
実績値	人/月	13	26	30	-	-	-
計画と実績の差		△ 15	△ 2	△ 2			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	177	177	201	202	220	238
実績値	日/月	107	178	184	-	-	-
計画と実績の差		△ 70	1	△ 17			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



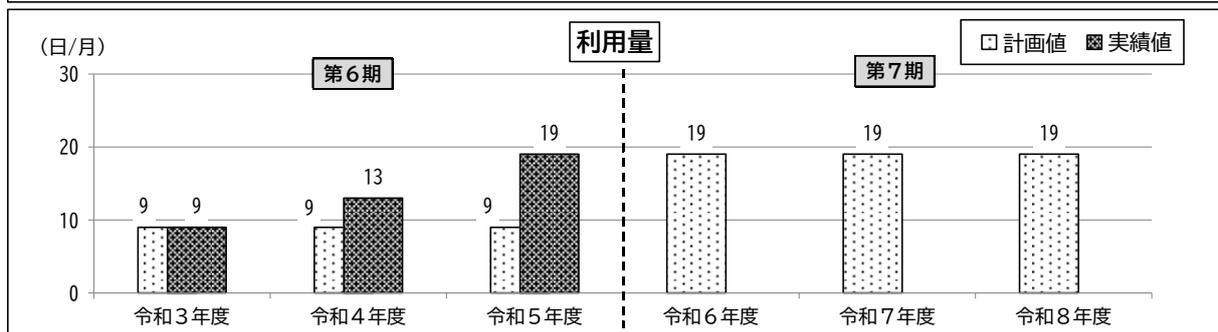
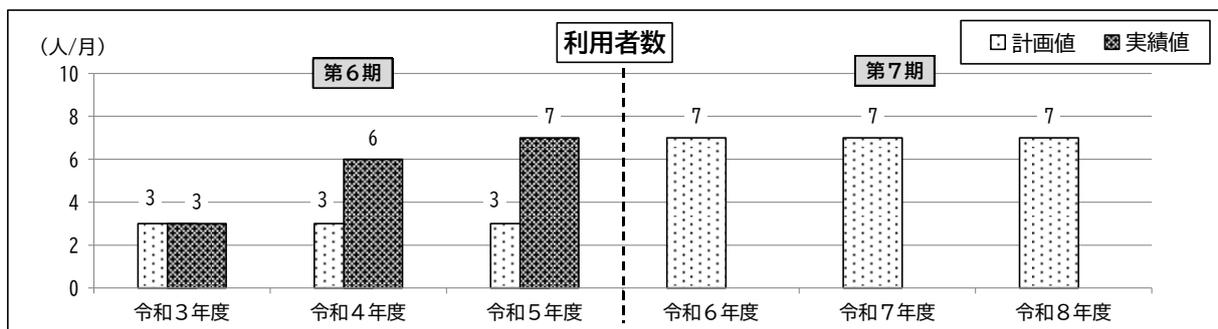
■医療型

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	3	3	3	7	7	7
実績値	人/月	3	6	7	-	-	-
計画と実績の差		0	3	4			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	9	9	9	19	19	19
実績値	日/月	9	13	19	-	-	-
計画と実績の差		0	4	10			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑩療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において、機能訓練やレクリエーション活動、療養上の管理、看護、介護等を行い、身体能力及び日常生活能力の維持、向上を目指します。

第6期の利用者数は、概ね計画とおりとなっています。

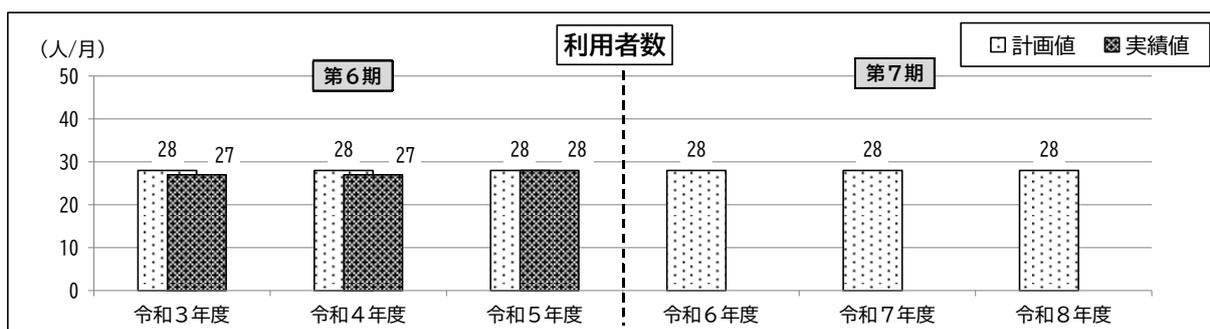
#### 【見込み量の算出根拠】

利用者数は横ばいで推移しており、第7期においても大きな変動はないものとして、横ばいで見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	28	28	28	28	28	28
実績値	人/月	27	27	28	—	—	—
計画と実績の差		△ 1	△ 1	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### (3)居住系サービス

#### ①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問・随時対応による必要な支援を行います。

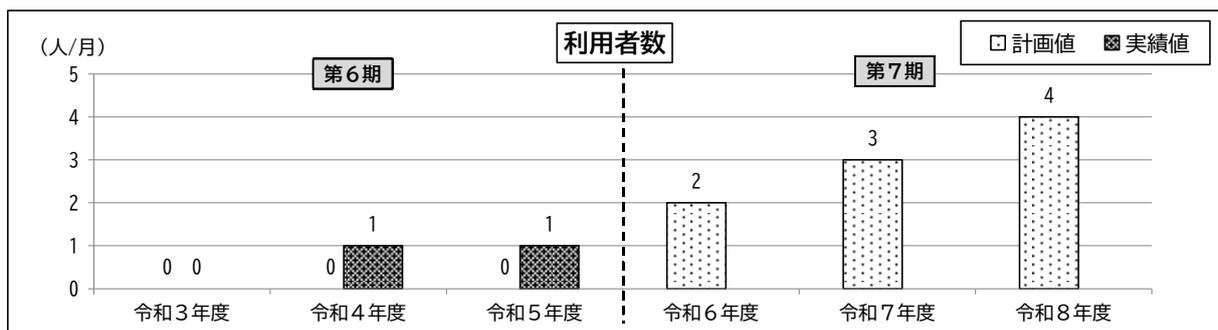
#### 【見込み量の算出根拠】

令和4年度から利用実績があり、第7期においては各年1人増と見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	2	3	4
実績値	人/月	0	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	1	1			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



## ②共同生活援助(グループホーム)

共同生活を行う住居において、相談支援や日常生活上の援助を行います。

第6期においては、実績値が計画値を上回っており、令和5年度は約100人が利用しています。

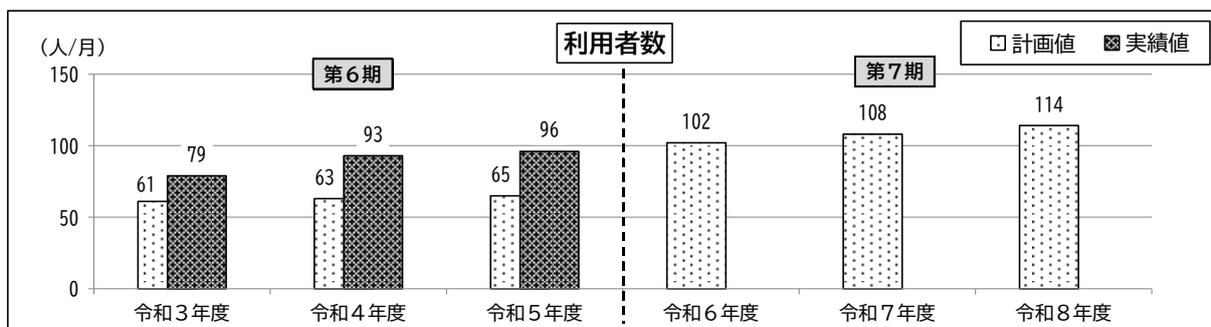
### 【見込み量の算出根拠】

利用者数は増加傾向で推移しており、第7期においては各年6人増と見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	61	63	65	102	108	114
実績値	人/月	79	93	96	—	—	—
計画と実績の差		18	30	31			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ③施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等の介護とともに、日常生活上の相談支援を行います。

第6期の実績は、概ね計画とおりになっています。

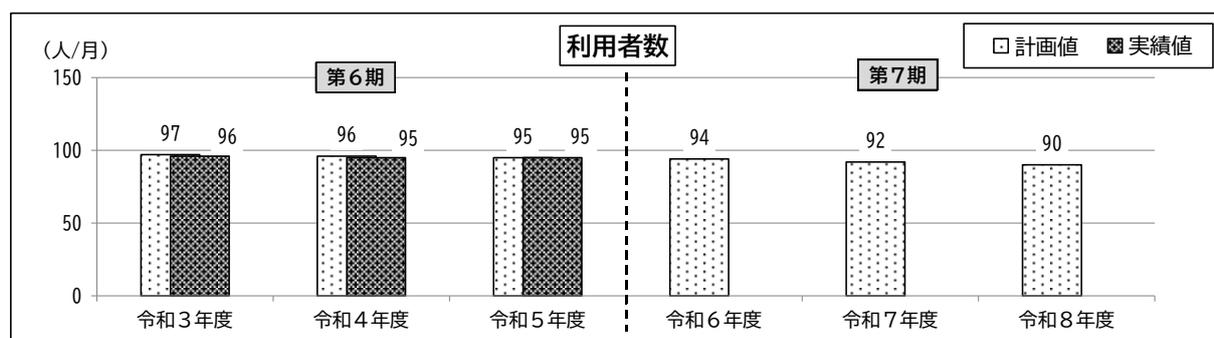
#### 【見込み量の算出根拠】

利用者数はやや減少傾向で推移しており、第7期においても大きな変動はないものとして、やや減少傾向で見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	97	96	95	94	92	90
実績値	人/月	96	95	95	—	—	—
計画と実績の差		△ 1	△ 1	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



#### (4)相談支援

##### ①計画相談支援

障害福祉サービスの利用等について相談に応じ、助言や情報提供、「サービス利用計画」の作成を行います。

第6期では、令和4、5年度で実績値が計画値を下回っています。

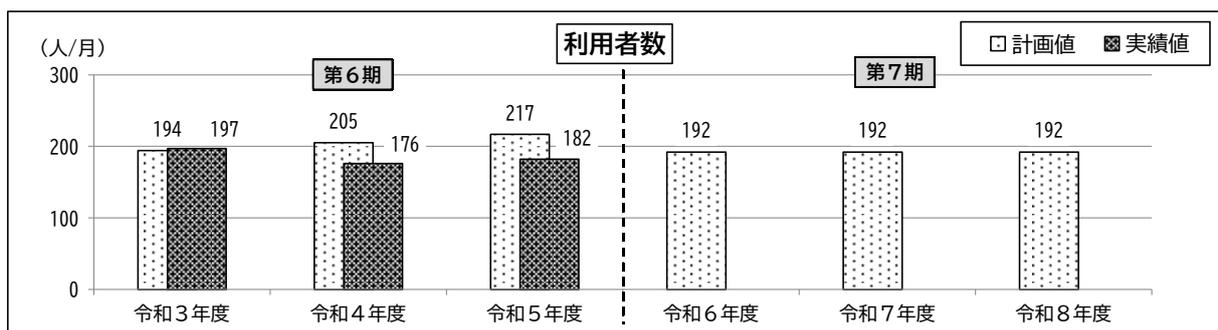
##### 【見込み量の算出根拠】

利用者数は概ね横ばいで推移していることから、令和2～4年度の平均を見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	194	205	217	192	192	192
実績値	人/月	197	176	182	—	—	—
計画と実績の差		3	△ 29	△ 35			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



## ②地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がい者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。市内には2事業所があります。

第6期では、利用実績が0人となっています。

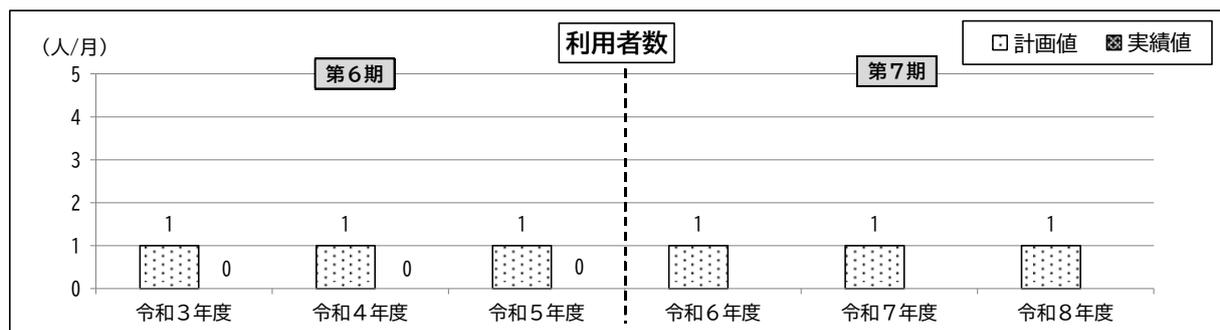
### 【見込み量の算出根拠】

利用実績はありませんが福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る方策と位置付け、第7期は1人を見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		△ 1	△ 1	△ 1			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ③地域定着支援

居宅で一人暮らしをしている障がい者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

第6期では、利用実績が0人となっています。

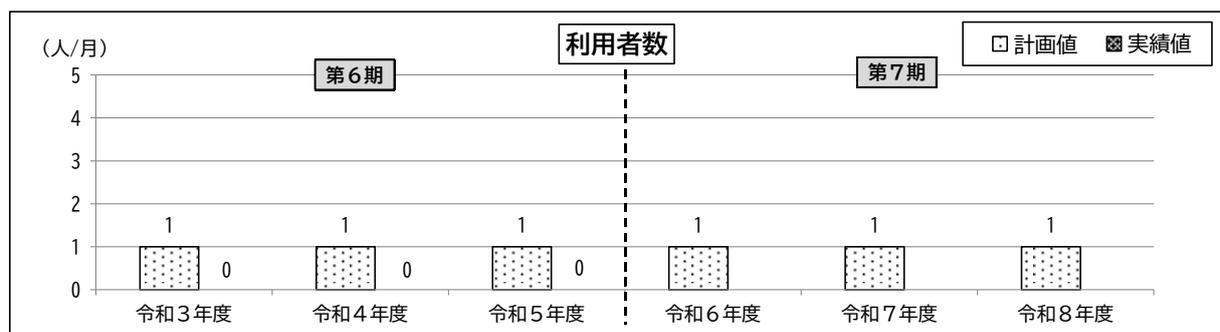
#### 【見込み量の算出根拠】

利用実績はありませんが福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る方策と位置付け、第7期は1人を見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	-	-	-
計画と実績の差		△ 1	△ 1	△ 1			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



【自立支援給付サービス等一覧】

			単位	実績			見込み		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護 (ホームヘルプ)	利用者	人/月	97	89	91	95	95	95
		利用量	時間/月	1,281	1,352	1,257	1,296	1,296	1,296
	重度訪問介護	利用者	人/月	7	10	10	12	14	16
		利用量	時間/月	861	1,162	1,478	1,774	2,070	2,366
	行動援護	利用者	人/月	8	9	11	12	14	15
		利用量	時間/月	94	187	281	307	359	385
	同行援護	利用者	人/月	16	18	19	19	19	19
		利用量	時間/月	394	436	468	468	468	468
	重度障害者等包括 支援	利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
		利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	利用者	人/月	173	168	173	175	177	180
		利用量	日/月	3,412	3,465	3,397	3,437	3,477	3,537
	自立訓練 (機能訓練)	利用者	人/月	1	2	1	2	2	2
		利用量	日/月	19	31	13	31	31	31
	自立訓練 (生活訓練)	利用者	人/月	8	8	8	9	9	9
		利用量	日/月	134	151	162	182	182	182
	就労選択支援	利用者	人/月	0	0	0	0	10	20
		利用量	日/月	0	0	0	0	40	80
	就労移行支援	利用者	人/月	17	22	24	27	30	34
		利用量	日/月	318	414	416	467	518	586
	就労継続支援 (A型)	利用者	人/月	85	88	82	88	88	88
		利用量	日/月	1,738	1,767	1,518	1,788	1,788	1,788
	就労継続支援 (B型)	利用者	人/月	293	304	311	321	331	341
		利用量	日/月	5,629	5,850	5,558	5,738	5,918	6,098
	就労定着支援	利用者	人/月	4	7	7	10	13	16
	短期入所 (福祉型)	利用者	人/月	13	26	30	33	36	39
		利用量	日/月	107	178	184	202	220	238
	短期入所 (医療型)	利用者	人/月	3	6	7	7	7	7
		利用量	日/月	9	13	19	19	19	19
療養介護	利用者	人/月	27	27	28	28	28	28	
居住系	自立生活援助	利用者	人/月	0	1	1	2	3	4
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者	人/月	79	93	96	102	108	114
	施設入所支援	利用者	人/月	96	95	95	94	92	90
その他	計画相談支援	利用者	人/月	197	176	182	192	192	192
	地域移行支援	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1
	地域定着支援	利用者	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は、見込みの数値。

## (5) サービス見込み量確保のための方策

第7期障害福祉計画において、見込み量に対する供給量を確保するため、サービスごとの利用状況把握を十分に行いながら、サービスの供給量が不足しないよう事業所との連携を図ります。

また、サービス量の確保とともに、質的向上を進めていくことも不可欠であるため、利用者の声を把握することに努めながら、状況に応じて事業所への指導を行うなど、質の低下を防ぎ、障がい者が安心して利用できる環境づくりに努めます。

### 3 地域生活支援事業サービス

---

障がい者の日常生活、社会生活を支援するため、地域の特性や利用者の状況に応じた取り組みを行うものです。国からの必須事業と、市町村の判断で実施する任意事業とがあります。

#### (1) 必須事業

##### ① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、地域住民を対象に、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

#### 【実施に関する考え方】

令和8年度に社会福祉法人等が実施する事業に対して補助する計画とし、1か所見込んでいます。

##### ② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を図ることを目的として、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。

#### 【実施に関する考え方】

令和8年度に社会福祉法人等が実施する事業に対して補助する計画とし、1か所見込んでいます。

### ③相談支援事業

#### ③-1 障害者相談支援事業

障害のある方の自立した日常生活、社会生活上の相談・情報提供を行うほか、専門機関の紹介、権利擁護、ピアカウンセリング、地域自立支援協議会の運営等を行います。

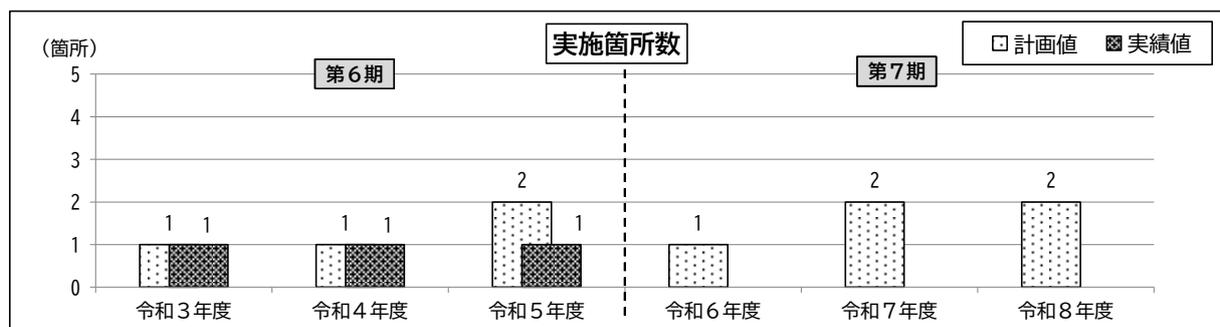
#### 【実施に関する考え方】

第6期では委託相談支援事業所は1か所となっています。第7期においては令和7年度に2か所に増加することを見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	2	1	2	2
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	△ 1			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ③-1-1 基幹相談支援センター

保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置するとともに、障がい者等の多岐に及ぶ相談に応じるとともに関係機関等との連携を図ることにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するセンターです。

#### 【実施に関する考え方】

第7期では委託相談支援事業所を2か所に増加することを見込んでおり、これに合わせて令和6年度に基幹相談支援センターを1か所設置することを見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	-	-	1	1	1	1
実績値	箇所	-	-	-	-	-	-
計画と実績の差		-	-	-			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	-	-	30	30	30	30
実績値	人/年	-	-	-	-	-	-
計画と実績の差		-	-	-			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

### ③-1-2 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

#### 【実施に関する考え方】

令和7年度からは2か所での実施を見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	2	1	2	2
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	△ 1			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1,900	1,900	2,850	80	150	150
実績値	人/年	82	80	80	-	-	-
計画と実績の差		△ 1,818	△ 1,820	△ 2,770			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

### ③-1-3 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な調整、家主等への相談・助言などの支援を行う事業です。

#### 【実施に関する考え方】

第6期では利用人数が3人で計画とおりとなっています。第7期においても実績を踏まえ、3人の利用を見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	3	3	3	3	3	3
実績値	人/年	3	3	3	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

### ④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められた、知的障がい者や精神障がい者で、成年後見制度の申し立てに要する費用等及び後見人等の報酬等について、補助を受けなければ制度の利用が困難な者に対し、費用の全部又は一部を補助することにより障がい者の権利擁護を図ることを目的に実施しています。

#### 【実施に関する考え方】

第6期では1～4人の利用となっており、第7期ではこれを勘案し3人の利用を見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	4	5	6	3	3	3
実績値	人/年	4	1	3	-	-	-
計画と実績の差		0	△ 4	△ 3			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

⑤成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う取り組みです。

【実施に関する考え方】

現状で法人後見を実施しているところがないため、実施に向けて進め、令和8年度に1か所で実施、利用人数1人を見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	-	-	1	-	-	1
実績値	箇所	-	-	-	-	-	-
計画と実績の差		-	-	-			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	-	-	1	-	-	1
実績値	人/年	-	-	-	-	-	-
計画と実績の差		-	-	-			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

⑥意思疎通支援事業

⑥-1 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

「手話通訳者の派遣」、「要約筆記奉仕員の派遣」を実施しています。

【実施に関する考え方】

令和3、4年度は計画値を下回る利用状況ではあるものの増加傾向となっており、第7期ではコロナ禍前の実績も勘案し令和5年度の横ばいで推移すると見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	100	100	100	100	100	100
実績値	人/年	26	49	100	-	-	-
計画と実績の差		△ 74	△ 51	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

⑥-2 手話通訳者設置事業

【実施に関する考え方】

第6期では手話通訳者は1人配置されており、第7期においても引き続き1人配置を見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

### ⑦日常生活用具給付等事業

日常生活を営む上での便宜を図るため、重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の給付や貸与を行います。これまで実施してきた事業を踏まえながら、サービス提供を実施します。また、障がいの希望に対応した用具が提供できるよう、ニーズ把握に努めます。

日常生活用具給付等事業の用具の種類は、以下の6つに分類されます。

種類	内容
①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

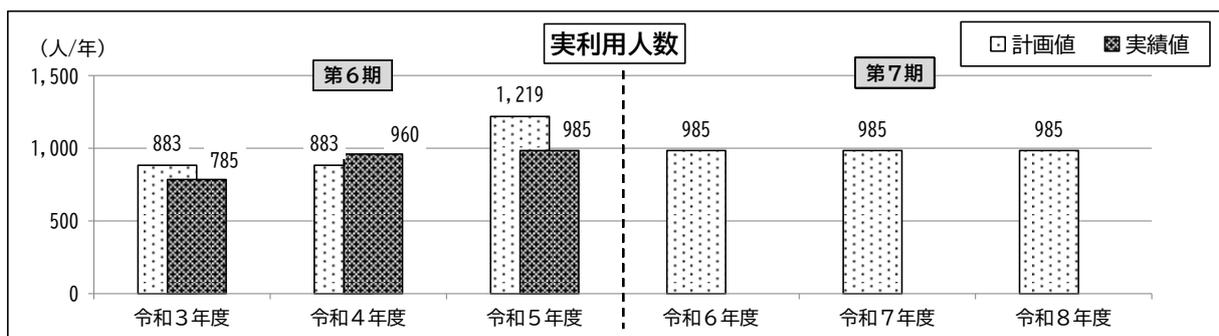
#### 日常生活用具給付等事業

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	883	883	1,219	985	985	985
実績値	人/年	785	960	985	-	-	-
計画と実績の差		△ 98	77	△ 234			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

※「①介護・訓練支援用具」「②自立生活支援用具」「③在宅療養等支援用具」「④情報・意思疎通支援用具」「⑤排泄管理支援用具」「⑥居住生活動作補助用具（住宅改修費）」の合算。



### ⑦-1 介護・訓練支援用具

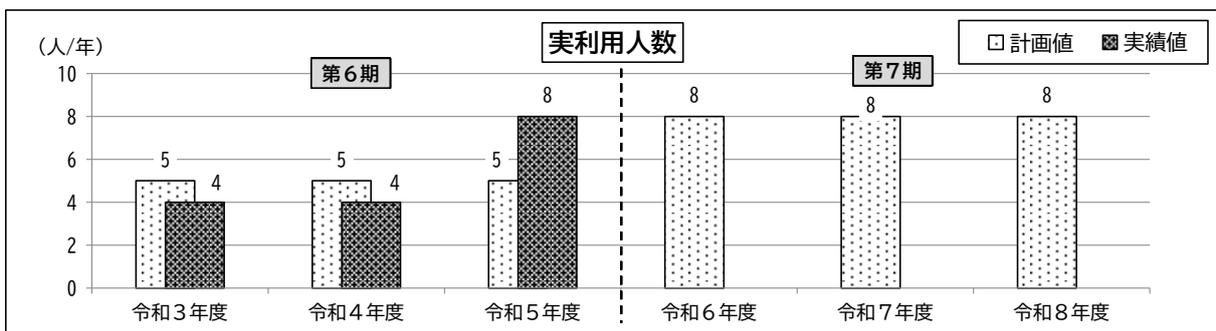
#### 【実施に関する考え方】

介護・訓練支援用具では過去の利用状況を踏まえ、令和2～5年度の平均値の8人が利用すると見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	5	5	5	8	8	8
実績値	人/年	4	4	8	—	—	—
計画と実績の差		△ 1	△ 1	3			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑦-2 自立生活支援用具

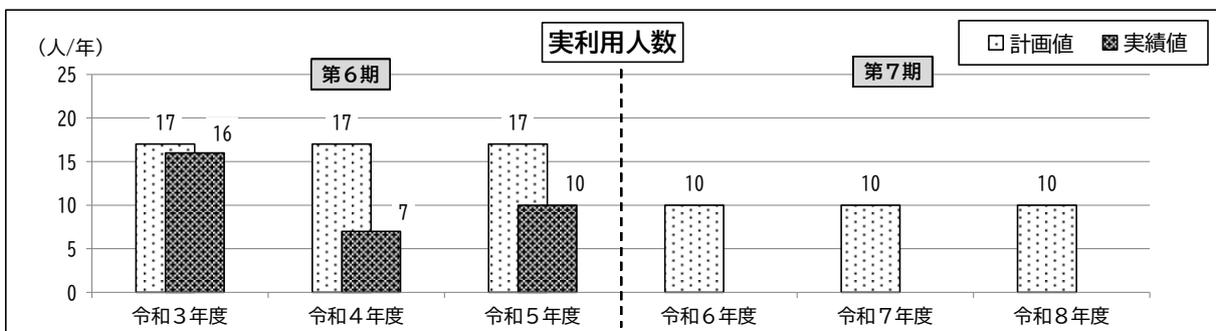
#### 【実施に関する考え方】

自立生活支援用具では過去の利用状況を踏まえ、令和5年度実績の10人が横ばいで推移すると見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	17	17	17	10	10	10
実績値	人/年	16	7	10	—	—	—
計画と実績の差		△ 1	△ 10	△ 7			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑦-3 在宅療養等支援用具

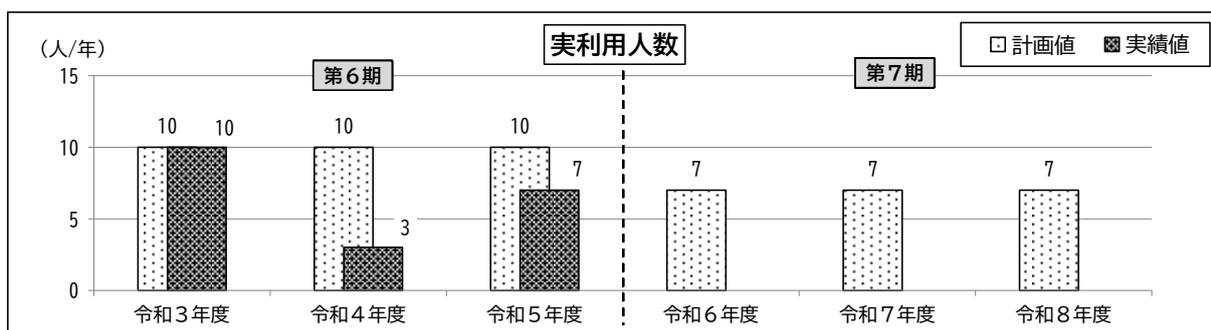
#### 【実施に関する考え方】

在宅療養等支援用具では過去の利用状況を踏まえ、令和2～5年度の平均値の7人が利用すると見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	10	10	10	7	7	7
実績値	人/年	10	3	7	—	—	—
計画と実績の差		0	△ 7	△ 3			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑦-4 情報・意思疎通支援用具

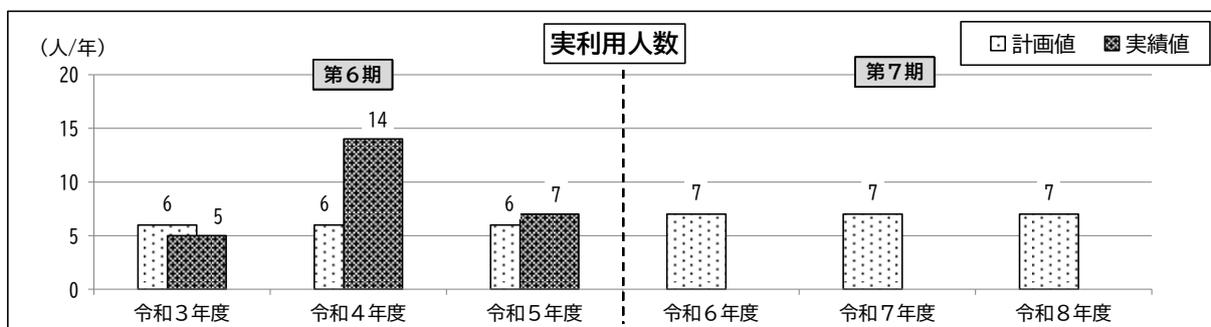
#### 【実施に関する考え方】

情報・意思疎通支援用具では過去の利用状況を踏まえ、令和2～5年度の平均値の7人が利用すると見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	6	6	6	7	7	7
実績値	人/年	5	14	7	—	—	—
計画と実績の差		△ 1	8	1			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑦-5 排泄管理支援用具

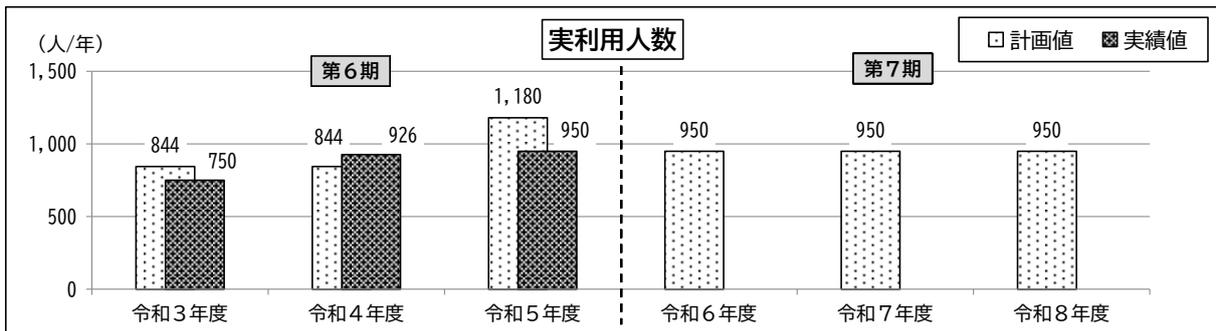
#### 【実施に関する考え方】

排泄管理支援用具では過去の利用状況を踏まえ、令和5年度実績の横ばいの950人が利用すると見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	844	844	1,180	950	950	950
実績値	人/年	750	926	950	—	—	—
計画と実績の差		△ 94	82	△ 230			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑦-6 居住生活動作補助用具(住宅改修費)

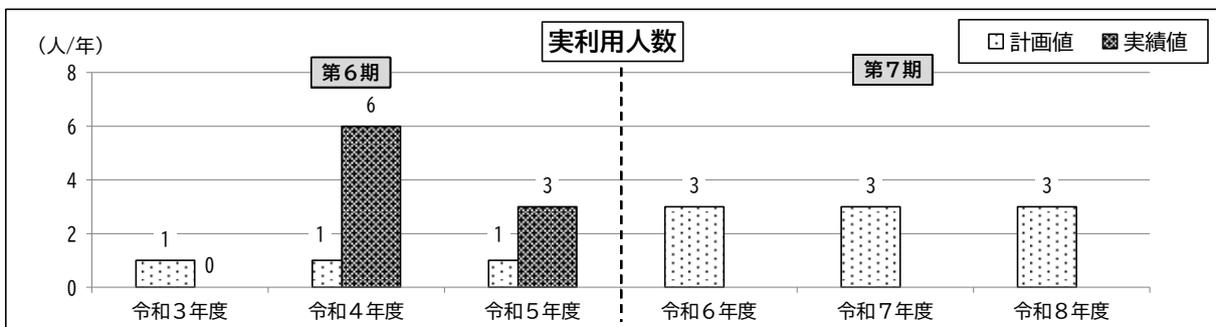
#### 【実施に関する考え方】

居住生活動作補助用具では過去の利用状況を踏まえ、令和5年度実績の横ばいの3人が利用すると見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	1	1	1	3	3	3
実績値	人/年	0	6	3	—	—	—
計画と実績の差		△ 1	5	2			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の交流活動の促進のため、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

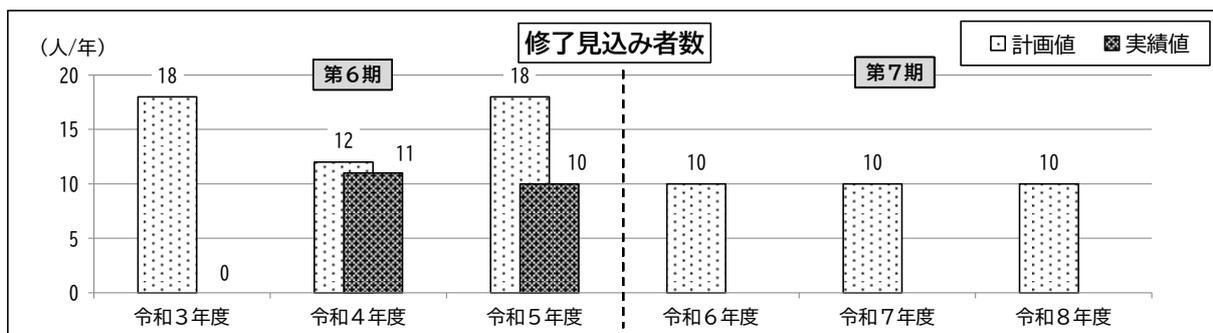
#### 【実施に関する考え方】

第6期の最終年の令和5年度は10人が研修修了者となっており、計画値を下回っています。第7期においては、現状を踏まえて10人が利用するものと見込んでいます。

修了見込み者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	18	12	18	10	10	10
実績値	人/年	0	11	10	-	-	-
計画と実績の差		△ 18	△ 1	△ 8			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の地域における社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援する事業です。

#### 【実施に関する考え方】

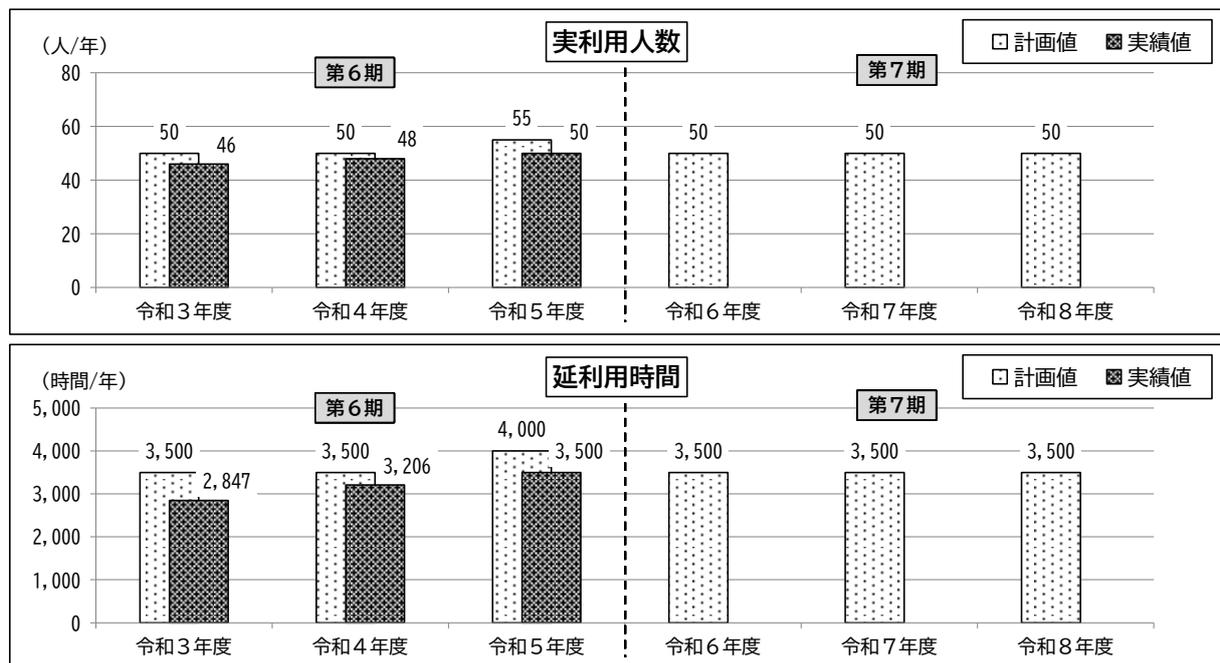
第6期の最終年の令和5年度は50人が利用しており、計画値を下回っています。第7期においては、現状を踏まえて50人が利用するものと見込んでいます。

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	50	50	55	50	50	50
実績値	人/年	46	48	50	-	-	-
計画と実績の差		△ 4	△ 2	△ 5			

延利用時間	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	時間/年	3,500	3,500	4,000	3,500	3,500	3,500
実績値	時間/年	2,847	3,206	3,500	-	-	-
計画と実績の差		△ 653	△ 294	△ 500			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ⑩地域活動支援センター

+	<p><b>【基礎的事業】</b> 創作活動、生産活動、社会との交流促進等を実施する。</p>	<p><b>【機能強化事業】</b> 地域活動支援センターの機能を強化する事業として次の3種類の事業があります。</p> <p>〔機能強化事業Ⅰ型〕 専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。</p> <p>〔機能強化事業Ⅱ型〕 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>〔機能強化事業Ⅲ型〕 ①地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による「小規模作業所」の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られています。 ②このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。</p>
---	-----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 【実施に関する考え方】

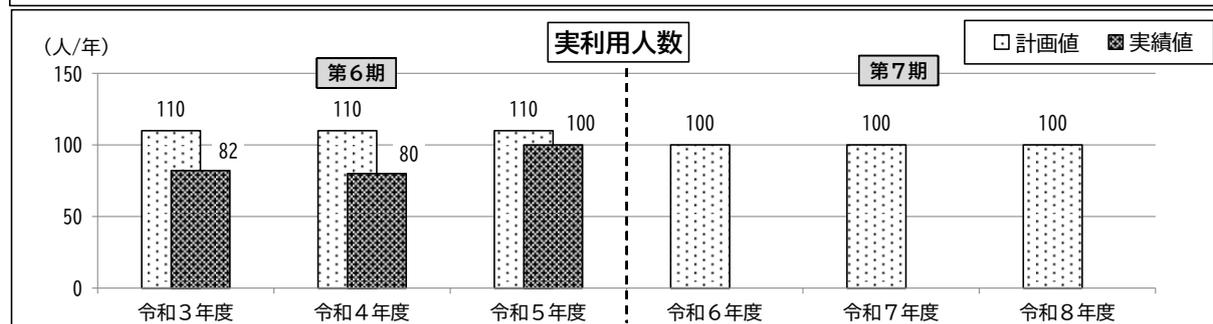
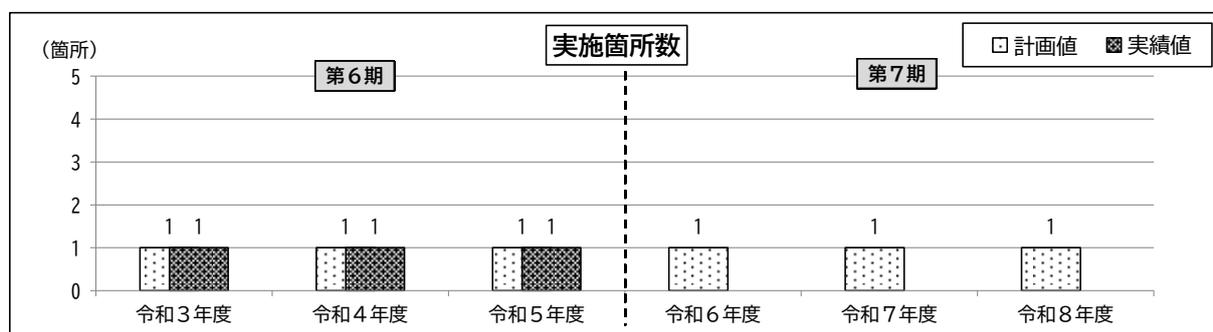
第6期では1か所の設置となっており、第7期においても同様の見込みとしています。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	110	110	110	100	100	100
実績値	人/年	82	80	100	-	-	-
計画と実績の差		△ 28	△ 30	△ 10			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



## (2)地域生活支援促進事業(市町村事業)

### ①障害者虐待防止対策事業

障害者虐待への迅速な対応のため、事前に居室及び受け入れ体制の確保を行う事業です。

#### ①-1 市町村障害者虐待防止センターの体制整備

##### 【実施に関する考え方】

概ね計画とおりの実績となっており、第7期においても横ばいで推移すると見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	3	3	3	5	5	5
実績値	人/年	5	4	5	-	-	-
計画と実績の差		2	1	2			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

#### ①-2 地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備

##### 【実施に関する考え方】

概ね計画とおりの実績となっており、第7期においても横ばいで推移すると見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

実利用人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	9	9	9	10	10	10
実績値	人/年	10	10	10	-	-	-
計画と実績の差		1	1	1			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

①-3 市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修

【実施に関する考え方】

計画とおりの実績となっており、第7期においても横ばいで推移すると見込んでいます。

研修開催数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	回	1	1	1	1	1	1
実績値	回	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

①-4 障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業

【実施に関する考え方】

計画とおりの実績となっており、第7期においても1か所を見込んでいます。

実施箇所数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

②医療的ケア児等総合支援事業

医療的ケア児コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉、教育、子育てなどの各分野の関係機関と連携し、医療的ケア児及びその家族を支援する事業です。

②-1 医療的ケア児等の協議の場の設置

【実施に関する考え方】

計画とおりの実績となっており、第7期においても1か所を見込んでいます。

協議の場設置数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	箇所	1	1	1	1	1	1
実績値	箇所	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

## ②-2 医療的ケア児等コーディネーターの配置

### 【実施に関する考え方】

令和5年度現在、4人のコーディネーターを配置しており、第7期では各年1人の増加を見込んでいます。

配置人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人	6	9	12	5	6	7
実績値	人	5	4	4	-	-	-
計画と実績の差		△ 1	△ 5	△ 8			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

## ③発達障害児者及び家族等支援事業

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障がい児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る事業です。

### ③-1 ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム

#### 【実施に関する考え方】

第6期の最終年の令和5年度は計画とおりの参加実績となっており、第7期においても1回につき10人の募集定員で見込んでいます。

開催数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	回	2	2	2	2	2	2
実績値	回	2	2	2	-	-	-
計画と実績の差		0	0	0			

参加者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/年	20	20	20	20	20	20
実績値	人/年	14	10	20	-	-	-
計画と実績の差		△ 6	△ 10	0			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課

【地域生活支援事業サービス等一覧】

①必須事業

		単位	実績			見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	箇所	－	－	－	－	－	1
	実利用人数	人/年	－	－	－	－	－	10
自発的活動支援事業	実施箇所数	箇所	－	－	－	－	－	1
	実利用人数	人/年	－	－	－	－	－	10
相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	2	2
	基幹相談支援センター	実施箇所数	－	－	－	1	1	1
		実利用人数	人/年	－	－	－	30	30
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	2	2
	実利用人数	人/年	82	80	80	80	150	150
住宅入居等支援事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	3	3	3	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	実利用人数	人/年	4	1	3	3	3	3
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	箇所	－	－	－	－	－	1
	実利用人数	人/年	－	－	－	－	－	1
意思疎通支援事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数	人/年	26	49	100	100	100	100
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	実利用人数	人/年	785	960	985	985	985	985
介護・訓練支援用具	実利用人数	人/年	4	4	8	8	8	8
自立生活支援用具	実利用人数	人/年	16	7	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	実利用人数	人/年	10	3	7	7	7	7
情報・意志疎通支援用具	実利用人数	人/年	5	14	7	7	7	7
排泄管理支援用具	実利用人数	人/年	750	926	950	950	950	950
居室生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用人数	人/年	0	6	3	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数	人/年	0	11	10	10	10	10
移動支援事業	実利用人数	人/年	46	48	50	50	50	50
	延利用時間	時間/年	2,847	3,206	3,500	3,500	3,500	3,500
地域活動支援センター	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	82	80	100	100	100	100

※令和5年度は、見込みの数値。

②地域生活支援促進事業(市町村事業)

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援事業							
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	5	4	5	5	5
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
	実利用人数	人/年	10	10	10	10	10
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	研修開催数	回数	1	1	1	1	1
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
医療的ケア児等総合支援事業							
医療的ケア児等の協議の場の設置	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1
医療的ケア児等コーディネーターの配置	配置者数	人/年	5	4	4	5	6
発達障害児者及び家族等支援事業							
家族のスキル向上支援事業							
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム	開催数	回数	2	2	2	2	2
	参加者数	人/年	14	10	20	20	20

※令和5年度は、見込みの数値。



## 第7章 障害児福祉計画

### 1 成果目標

(1)障害児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備  
《認可保育園》

保育所では、令和4年度末の受け入れ人数は40人であり、第7期でも同様に各年40人の受け入れを見込んでいます。

《認定こども園(公立こども園含む)》

認定こども園では、令和4年度末の受け入れ人数は68人となっています。第7期でも同様に各年68人の受け入れを見込んでいます。

《放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)》

放課後児童クラブでは、令和4年度末の受け入れ人数は38人となっています。第7期でも同様に各年38人の受け入れを見込んでいます。

《幼稚園》

幼稚園では、令和4年度末の受け入れ人数は2人となっています。第7期でも同様に各年2人の受け入れを見込んでいます。

《認可外保育施設》

認可外保育施設では、令和4年度末の受け入れ人数は3人となっています。第7期でも同様に各年3人の受け入れを見込んでいます。

	令和4年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	40	40	40	40
認定こども園	68	68	68	68
放課後児童健全育成事業	38	38	38	38
幼稚園	2	2	2	2
認可外保育施設	3	3	3	3

## 〈障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備に係る方策〉

- 幼児期の教育・保育施設において、特別支援担当の幼稚園教諭や加配保育士の配置に努め、障がい児の受け入れが可能となるよう図ります。
- 幼稚園教諭、保育士の研修参加や、保育所等訪問支援事業所等との連携により、障害への理解や資質向上、一人ひとりの障がい児にあった対応の充実を図ります。
- 放課後児童クラブについては、障がい児を受け入れるクラブの確保に努めるとともに、放課後児童支援員の研修参加を促進し、障がい児への対応に係る資質向上を図ります。

## (2)障害児支援の提供体制の整備等

### ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

事項	設置方法	設置時期	備考
児童発達支援センターの設置	単独設置	設置済	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

### 〈具体的な方法〉

- こども発達支援センター「ココイク」(社会福祉法人たまん福祉会)と連携して、サービスの提供体制を維持していきます。

### ②保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

事項	構築方法	備考
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	市内に所在する社会福祉法人等が保育所等訪問支援事業を実施している。	国指針：各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

### 〈具体的な方法〉

- 市内6事業所で、保育所等訪問支援事業を実施しています。今後も研修等を通じて質の向上を図ります。

### ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事項	確保方法	確保時期	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保	確保済 (市内3か所)	国指針：令和8年度末までに、各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

### 〈具体的な方法〉

- 現在、市内3か所の事業所を確保している状況であり、今後もサービス供給体制を維持していきます。

④医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

事項	設置方法	設置時期	備考
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	単独設置	設置済	国指針：各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

「設置方法」の詳細

設置方法	具体的内容
既存組織活用	糸満市地域自立支援協議会 子ども療育部会（IKEAの森）を活用

〈具体的な方法〉

- 糸満市地域自立支援協議会の子ども療育部会（IKEAの森）を活用し、協議の場を設置しています。県と連携し、コーディネーターの役割を確立します。

⑤医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

事項	配置時期及び人数	備考
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和8年度 7人	毎年度1人の増加を目標とする

〈具体的な方法〉

- 令和5年度現在、4人のコーディネーターを配置しており、各年度1人の増加（令和6年度5人、令和7年度6人、令和8年度7人）を目標としています。

## 2 障害児通所支援

### ①児童発達支援

日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。

第6期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を上回っています。

#### 【見込み量の算出根拠】

利用者数は過去の実績の伸び率から各年13人の増を見込み、利用量は一人あたり月13日利用することで算出しています。

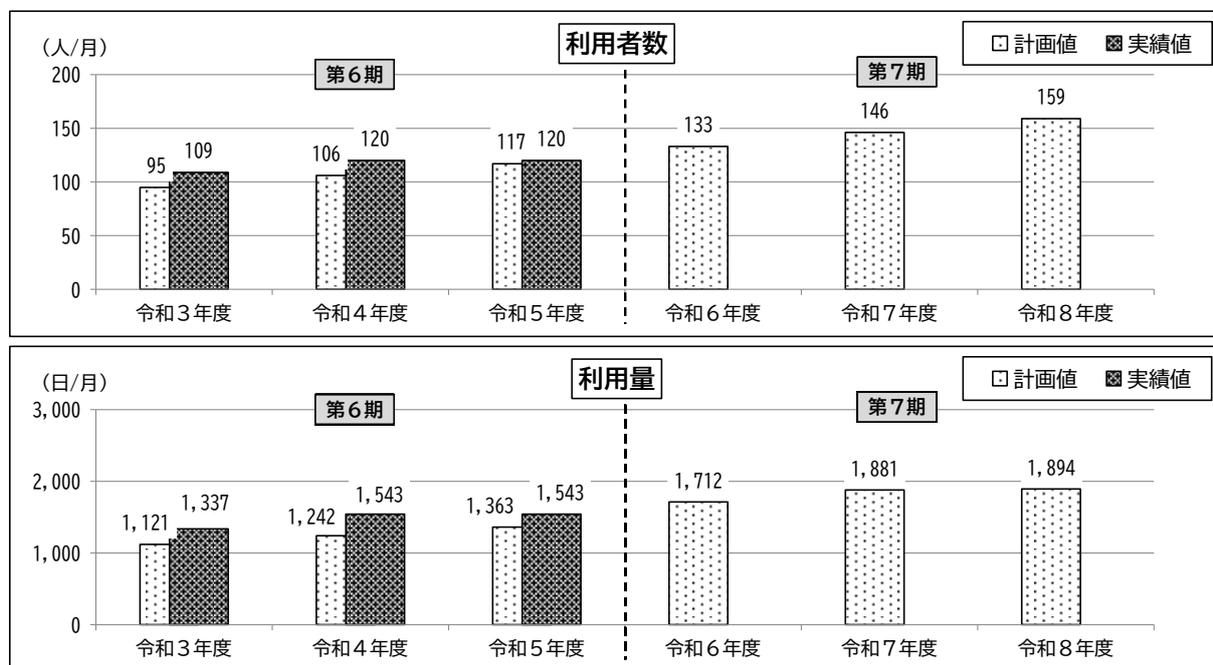
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	95	106	117	133	146	159
実績値	人/月	109	120	120	-	-	-
計画と実績の差		14	14	3			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	1,121	1,242	1,363	1,712	1,881	1,894
実績値	日/月	1,337	1,543	1,543	-	-	-
計画と実績の差		216	301	180			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



②医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等を利用し、児童発達支援及び治療を行います。

第6期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を下回っています。

【見込み量の算出根拠】

利用者数は1人となっており、第7期においても横ばいで推移すると見込んでいます。また、利用量は令和2～4年度の平均値で見込んでいます。

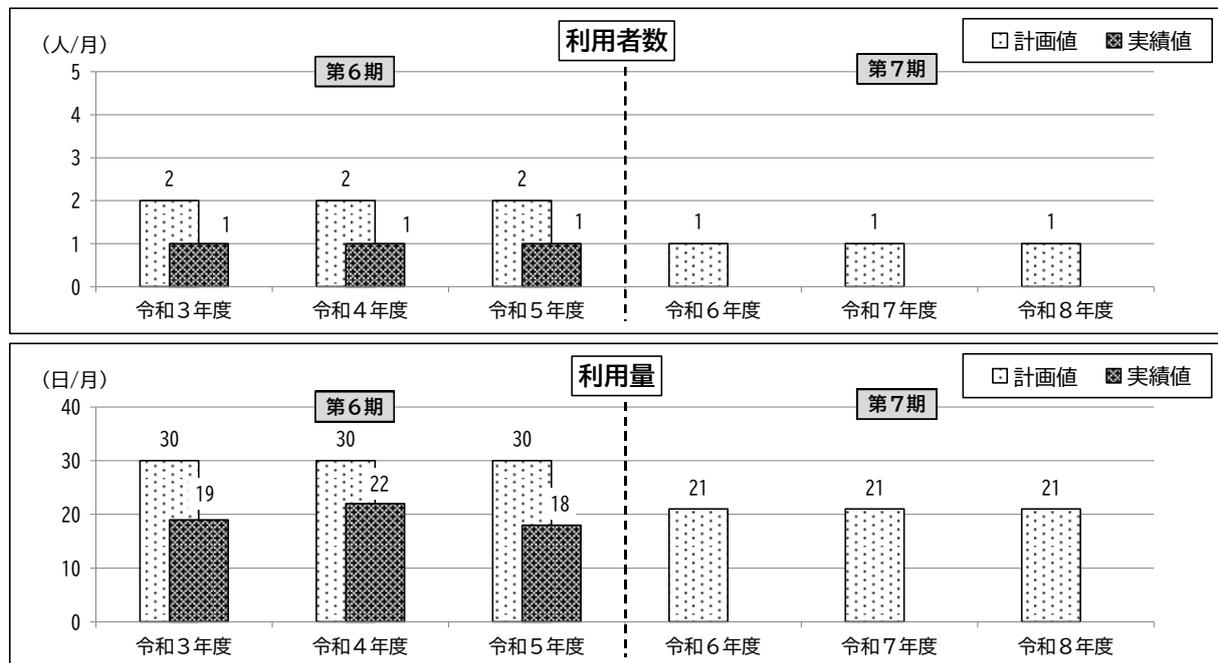
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	2	2	1	1	1
実績値	人/月	1	1	1	-	-	-
計画と実績の差		△ 1	△ 1	△ 1			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	30	30	30	21	21	21
実績値	日/月	19	22	18	-	-	-
計画と実績の差		△ 11	△ 8	△ 12			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



### ③放課後等デイサービス

学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。

第6期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を上回っており、さらに増加傾向で推移しています。

#### 【見込み量の算出根拠】

利用者数、利用量ともに増加傾向で推移しており、過去の伸び率を勘案し、各年46人の増加を見込んでいます。また、利用量は一人あたり月15日利用することで算出しています。

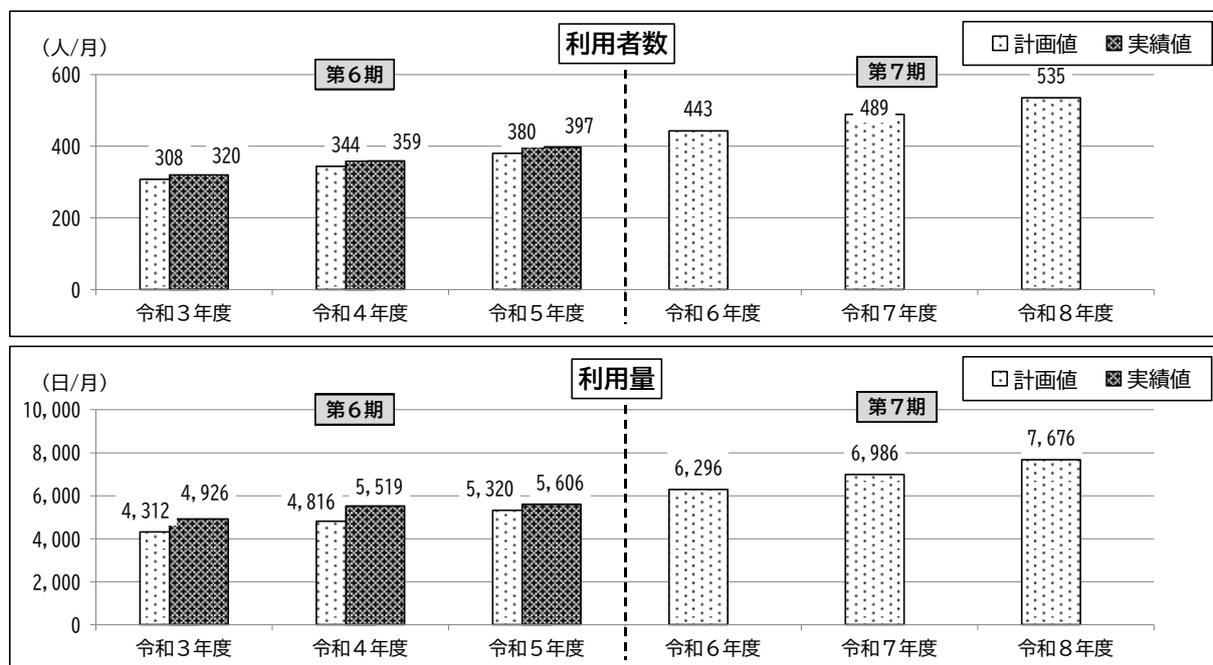
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	308	344	380	443	489	535
実績値	人/月	320	359	397	-	-	-
計画と実績の差		12	15	17			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	4,312	4,816	5,320	6,296	6,986	7,676
実績値	日/月	4,926	5,519	5,606	-	-	-
計画と実績の差		614	703	286			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



#### ④保育所等訪問支援

保育所やその他児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

第6期においては、利用者数、利用量ともに実績値が計画値を上回っています。

#### 【見込み量の算出根拠】

現在、市内に所在する社会福祉法人等が保育所等訪問支援事業を実施しており、各年3名の増加を見込んでいます。また、利用量は一人あたり月2日利用することで算出しています。

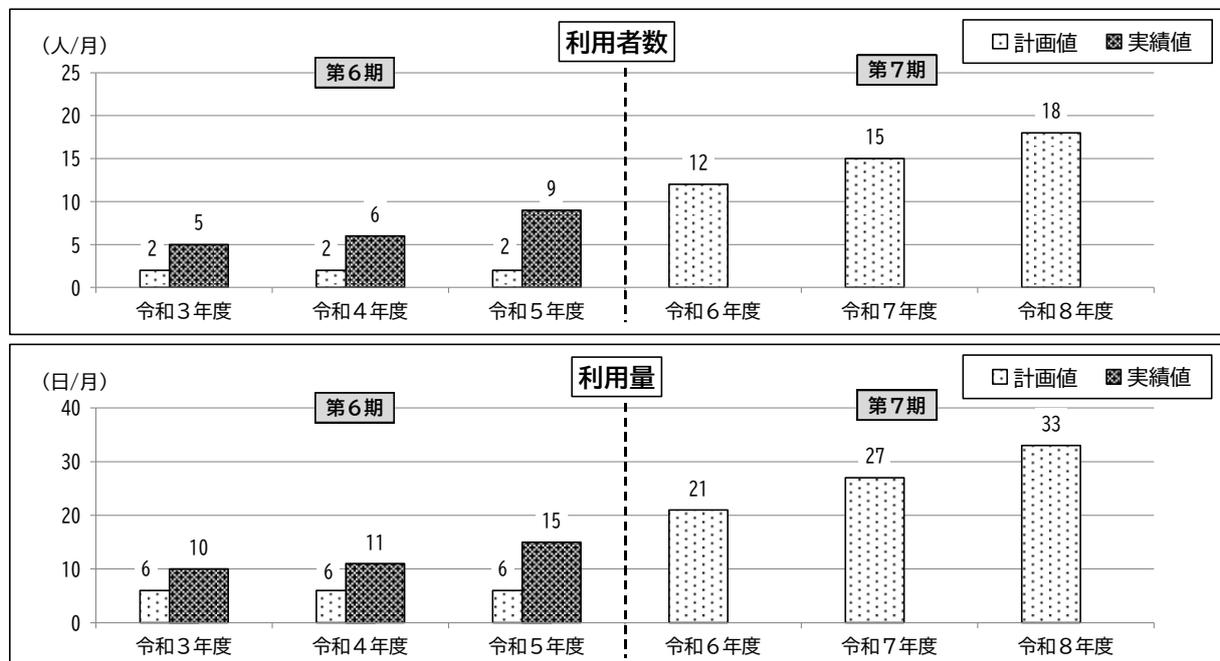
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	2	2	2	12	15	18
実績値	人/月	5	6	9	-	-	-
計画と実績の差		3	4	7			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	6	6	6	21	27	33
実績値	日/月	10	11	15	-	-	-
計画と実績の差		4	5	9			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑤居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がい等により外出が困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行うものです。

【見込み量の算出根拠】

第6期では1人の利用があり、第7期においても引き続き横ばいで推移すると見込んでいます。

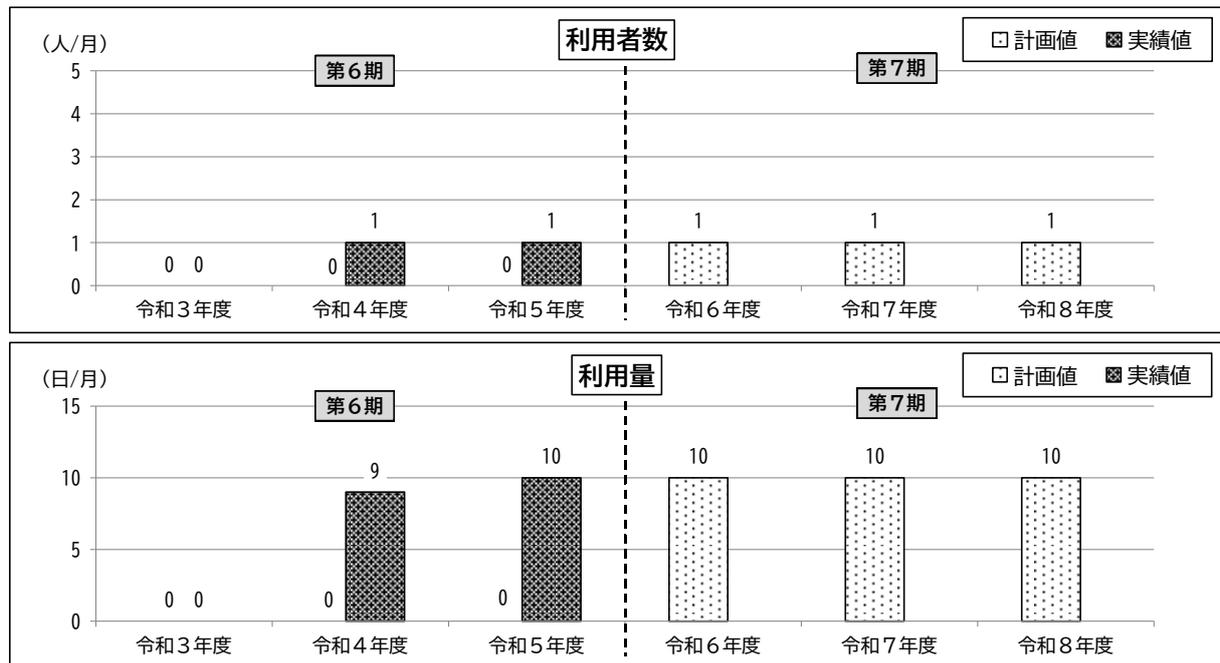
利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	0	0	0	1	1	1
実績値	人/月	0	1	1	-	-	-
計画と実績の差		0	1	1			

利用量	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	日/月	-	-	-	10	10	10
実績値	日/月	0	9	10	-	-	-
計画と実績の差		-	-	-			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



## ⑥障害児相談支援

障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。

第6期では、実績値が計画値を上回り、横ばいから増加傾向で推移しています。

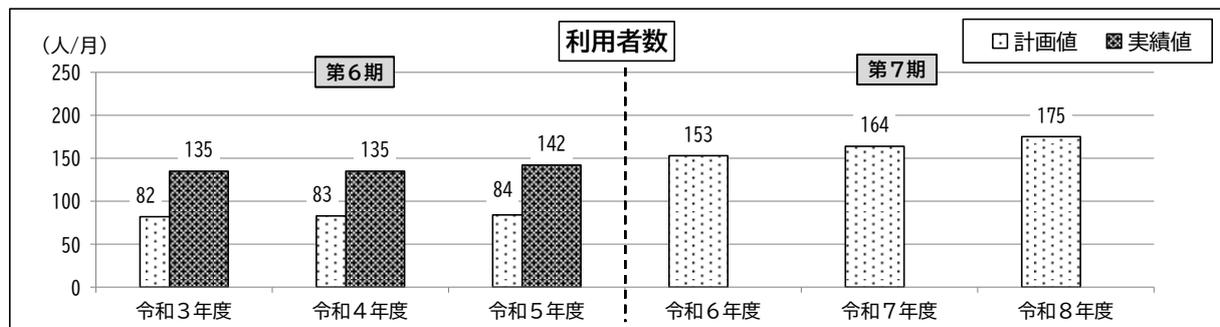
### 【見込み量の算出根拠】

過去の伸び率を勘案し、第7期では各年11人の増加を見込んでいます。

利用者数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人/月	82	83	84	153	164	175
実績値	人/月	135	135	142	—	—	—
計画と実績の差		53	52	58			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



⑦医療的ケア児の支援コーディネーター

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するため、コーディネーターの配置を行います。

第6期においては、4人のコーディネーターを配置しています。

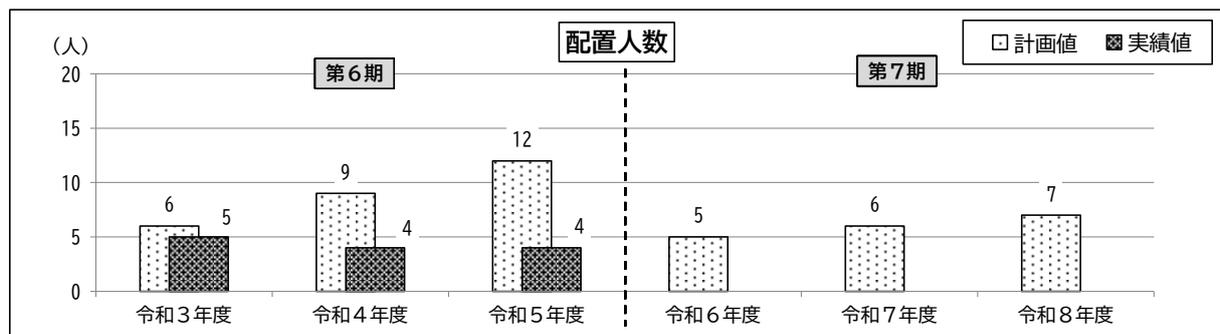
【見込み量の算出根拠】

令和5年度現在、4人のコーディネーターを配置しており、第7期では各年1人の増加を見込んでいます。

配置人数	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画値	人	6	9	12	5	6	7
実績値	人	5	4	4	-	-	-
計画と実績の差		△ 1	△ 5	△ 8			

※令和5年度は、見込みの数値。

資料：障害福祉課



【障害児通所支援等一覧】

	単位	実績			見込み			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	利用者	人/月	109	120	120	133	146	159
	利用量	日/月	1,337	1,543	1,543	1,712	1,881	1,894
医療型児童発達支援	利用者	人/月	1	1	1	1	1	1
	利用量	日/月	19	22	18	21	21	21
放課後等デイサービス	利用者	人/月	320	359	397	443	489	535
	利用量	日/月	4,926	5,519	5,606	6,296	6,986	7,676
保育所等訪問支援	利用者	人/月	5	6	9	12	15	18
	利用量	日/月	10	11	15	21	27	33
居宅訪問型児童発達支援	利用者	人/月	0	1	1	1	1	1
	利用量	日/月	0	9	10	10	10	10
障害児相談支援	利用者	人/月	135	135	142	153	164	175
医療的ケア児の支援コーディネーター	配置人数	人	5	4	4	5	6	7

※令和5年度は、見込みの数値。

#### ⑧障害児通所支援等のサービス見込量確保のための方策

障害児通所支援の各サービスのニーズを満たす供給量を確保するために、利用者数の推移やニーズの動向を十分に把握しながら、サービスの提供が不足しないようサービス事業所との調整や新規参入促進などを図ります。

また、提供量の量的な確保とともに、資質の向上も不可欠であるため、研修等による日頃からの資質向上を各事業所に促すとともに、状況に応じて事業者への指導を行うなど、質の低下を防ぐように努めます。特に放課後等デイサービスの需要に対応する供給量の確保や保育所等訪問支援の事業所増を図るなど、障害児通所支援を利用しやすい環境づくりに努めます。



## 第8章 計画の推進に向けて

### 1 連携体制の充実

本計画の推進にあたっては、障害福祉課と各施策の担当課を中心に、関係部局との連携を一層強化し、全庁が一体となって執行する体制をつくります。

また、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

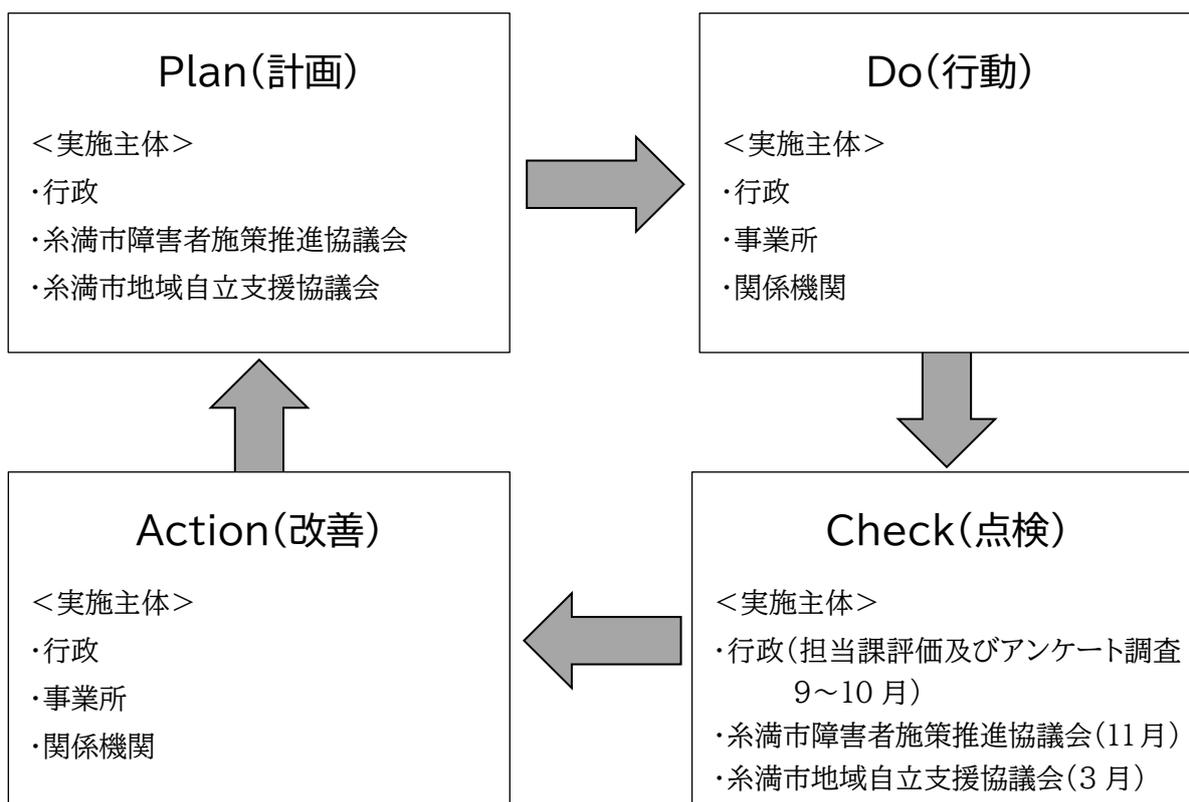
また、障害のある方が身近で役立つような情報が得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

### 2 計画の進行管理

本計画に掲げる各施策の推進にあたっては、単に施策を行うだけではなく、PDCAサイクル(PLAN(計画)→DO(行動)→CHECK(点検)→ACTION(改善)に基づいた取り組みの点検、課題の把握を行う進行管理が重要となります。障がい者の総合的な施策の進行管理については、客観的な指標の達成度の確認(アンケート調査など)や各施策の担当課の取り組み状況などを確認し、計画的な進行管理を行うものとします。

市では、総合的な施策(障がい者計画)の進行管理については、「糸満市障害者施策推進協議会」、「障害福祉計画及び障害児福祉計画(サービスの量の見込み等)」については、「糸満市地域自立支援協議会」でその役割を担い、3年に1回を目安として計画の進行管理(計画策定時は複数回)を行います。

評価指標の確認方法(アンケート調査の具体的な手法)については、資料編で整理。



## ○糸満市障害者施策推進協議会

糸満市障害者施策推進協議会は、学識経験者や市の障害者福祉の関係者により構成する、市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての審議検討や障がい者計画の施策の総合的な進行管理を行う役割を担っています。

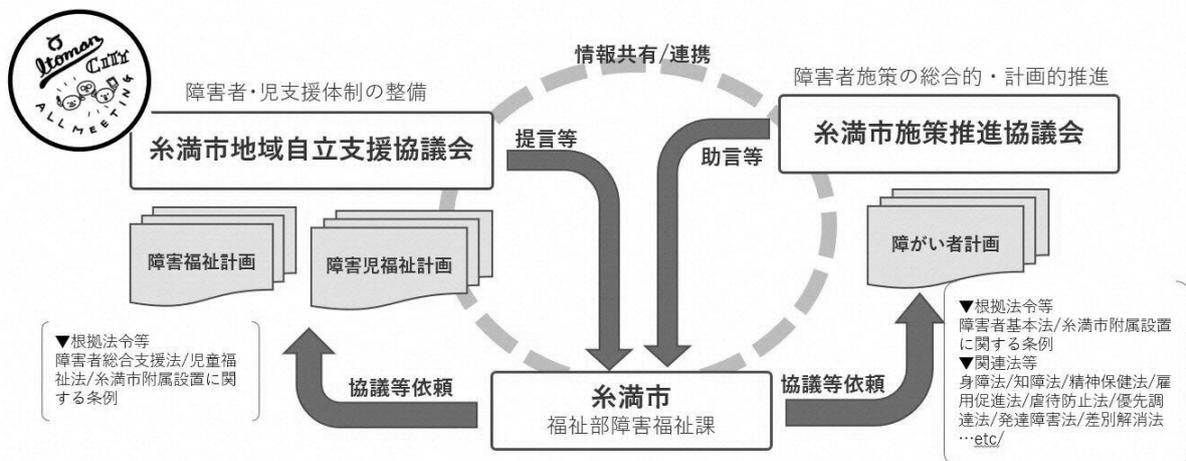
◆開催時期：進捗管理は令和6年度から年1回で11月頃開催、計画策定の年は複数回開催

## ○糸満市地域自立支援協議会

糸満市地域自立支援協議会は、糸満市の障害者福祉の関係者を中心に構成された組織で、専門部会として子ども・療育部会(キッズミーティング)、仕事部会(ジョブミーティング)、居住/地域移行部会(リビングミーティング)を設け、協議が定期的に行われており、障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

◆開催時期：全体会(8・3月頃：年2回程度)、各専門部会(年2-4回程度)

# 施策推進協議会と地域自立支援協議会



# 資料編



# 1 参考条文

---

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

## 2 用語解説

### あ行

●アクセシビリティ:

情報システムの利用しやすさを表す言葉。

●医療的ケア児:

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの生活支援が日常的に必要な子どものこと。

●インクルーシブ教育:

障害のある子どもを含むすべての子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築を進め、共生社会の形成を図る。

●沖縄県福祉のまちづくり条例:

「福祉のまちづくり」とは、高齢者や障がい者を含むすべての県民が安心して生活し、自由な移動や社会参加ができる地域の環境を、「物・心」の両面にわたり創り出そうとするもの。沖縄県福祉のまちづくり条例は、平成9年に制定され、平成10年4月から全面施行されている。

### か行

●ガイドヘルパー:

視覚に重度の障害のある人、または脳性麻痺等の全身性障害のある人、もしくは重度の知的に障害のある人の外出時の移動の介助等付き添いを行う。

●権利擁護:

知的障害、精神障害や認知症などのため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにすること。

●合理的配慮:

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

### さ行

●社会福祉協議会(略称:社協):

社会福祉法第109条にもとづき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため、民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決を目指す公益性の高い非営利団体。

●**児童発達支援センター：**

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

●**重度障害者等包括支援：**

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

●**重度訪問介護：**

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

●**「障がい」と「障害」の使い分け：**

糸満市では、障がい者及び障がい児を指す場合には「障がい」を用いる表記とし、それ以外は「障害」としている。

●**障害者差別解消法：**

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。平成28年(2016)4月施行。

●**障害者総合支援法：**

2012(平成24)年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)により、従来の障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称:障害者総合支援法)となった。

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなる。また、2011(平成23)年7月に成立した障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定された。

●**障害者相談員：**

障がい者とその家族からの相談に応じる民間の協力者。養育、生活等に関する相談を受け、必要な指導、助言を行うなど、福祉の増進を図るために市が委託する。沖縄県が委託していたが、権限委譲のため、平成24年4月から市の委託となった。

●**障害児保育：**

保育に欠け、家庭で十分な保育が受けられない幼児で、集団保育が可能な心身に障害がある児童を、一般の幼児とともに公立保育所、認可保育所で受け入れる事業。

●障害者基本法:

障がい者の自立と社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

●障害者自立支援法:

身体、知的、精神障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援を行う法律。障がい者に費用の原則1割負担を求める。

●自立支援医療制度:

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

●自立支援協議会:

障害福祉の関係機関が相互の連絡を図り、地域の障害者支援に関する課題について情報を共有し、地域の問題解決に向けて協議する会議。

●生活介護:

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。常に介護を必要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

●ストマ用装具:

腹壁に作った排泄口(ストマ)から排泄される尿や便を収納する装具。人工ぼうこう、人工肛門といわれ、ストマを持つ方をオストメイトという。

●成年後見制度:

障害や疾病などで判断能力が不十分となった方を保護、支援する制度。財産管理や契約、相続などで不利益を被らないようにしたり、悪徳商法の被害に遭わないようにしたりする。

た行

●特別支援教育:

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて、障害のある児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

な行

●日常生活用具:

身体障害者(児)が日常生活を送る上で障害による負担を軽減するための用具。

●ノーマライゼーション:

高齢者や障がい者などが、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方とする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

は行

●発達障害:

子どもの成長過程において、心身の発達に遅れがある状態をいい、発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などと定義している。

自閉症	生まれ持った脳の障害であり、言葉の発達・コミュニケーションの障害、対人関係・社会性の障害、パターン化した行動、強いこだわりがみられる。
アスペルガー症候群	自閉症の1つのタイプであるが、自閉症との違いとして、基本的に言語障害がないものを指す。
広汎性発達障害	自閉症とアスペルガー症候群などの自閉症に近い特徴を持つ発達障害の総称。
学習障害	読む、書く、計算する等に障害がみられること。
注意欠陥多動性障害	不注意、多動・多弁、衝動的な行動を特徴とする障害。

●バリアフリー:

もともとは障害のある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁(バリア)となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障害のある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられる。

●ピアカウンセリング:

障がい者が自らの体験に基づいて、カウンセラーと相談者が同等の立場に立って、同じ仲間である他の障がい者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

●避難行動要支援者:

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者などの災害弱者。2014年(平成26)4月に施行された改正災害対策基本法で、避難行動要支援者の避難を迅速・円滑に進め、命の危険から守る支援制度がスタートした。かつては「災害時要援護者」とよばれた。

●放課後児童健全育成事業

昼間保護者のいない家庭の児童等に対し、学校終了後の放課後に、児童センターや学校の教室等の施設を利用し、遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための事業。学童クラブや放課後児童クラブがこれにあたる。

●法定雇用率:

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、定められた割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用しなければならない。令和6年4月以降、法定雇用率は段階的に引き上げられる。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業 (対象事業主の範囲)	2.3% (43.5人以上)	2.5% (40.0人以上)	2.7% (37.5人以上)
国、地方公共団体	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

●補装具:

身体障害者(児)の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器・ストマ用装具などがある。

ま行

●民生委員・児童委員:

民生委員法に基づき各市町村におかれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦で厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年。住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。また、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

●ユニバーサルデザイン:

障害の有無・年齢・性別・人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

ら行

●療育:

障害のある子どもの治療と教育(保育)を意味し、具体的には障害の軽減や障害の進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を見につけ社会性を発揮させる援助などを行う。

●療養介護:

障害者自立支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

### 3 糸満市地域自立支援協議会設置規則

---

平成24年10月2日

規則第32号

(設置)

第1条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例（平成7年糸満市条例第25号）第3条の規定に基づき、障害者又は障害児への支援体制の整備を図るため、糸満市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し提言する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
- (2) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 就労支援に関すること。
- (6) 障害福祉計画に関すること。
- (7) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 企業及び雇用機関関係者
- (6) 障害者本人及び関係団体関係者
- (7) 行政機関関係者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会に、特定の事項について調査及び研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に、必要に応じて部会長及び副部会長を置くことができる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員(前条に規定する部会の委員を含む。以下同じ。)は、正当な理由がなく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

## 4 糸満市障害者施策推進協議会規則

---

平成21年6月26日

規則第21号

改正 平成22年 3月31日規則第5号

改正 平成23年 6月1日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、糸満市附属機関設置に関する条例（平成7年糸満市条例第25号）第3条の規定に基づき、糸満市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 協議会は、市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進についての審議検討を行うこととする。また、糸満市障害者計画策定等の際に、その求めに応じて必要な助言を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者福祉に関する関係者
- (3) その他市長が任命するもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年6月26日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第5号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月1日規則第25号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

## 5 糸満市障害者施策推進協議会委員

任期: 令和6年1月23日～令和8年1月22日

	職名	氏名	所属	役職	関係名称
1	会長	島村 聡	沖縄大学 福祉文化学科	教授	学識経験者
2	副会長	喜納 平	社会福祉法人トゥムヌイ福祉会	理事長	障害福祉サービス事業関係者 糸満市地域自立支援協議会長
3	委員	城間 定治	社会福祉法人以和貴会障害者支援施設ソフィア	施設長	障害福祉サービス事業関係者
4	委員	阿部 慎哉	医療法人陽和会 福祉事業部	部長	医療機関関係者 障害福祉サービス事業関係者
5	委員	呉屋 光広	沖縄県立西崎特別支援学校	校長	教育関係者
6	委員	大城 幸子	糸満市障害者支援区分審査会	会長	障害福祉サービス事業関係者
7	委員	伊敷 裕子	糸満市障害者地域活動支援センター陽だまり	センター長	障害福祉サービス事業関係者
8	委員	金城 幸範	社会福祉法人たまん福祉会	理事長	障害福祉サービス事業関係者
9	委員	島袋 雄文	糸満市社会福祉協議会	事務局長	社会福祉団体
10	委員	金城 美香	糸満市福祉部	部長	市職員(福祉関係)

## 6 令和5年度糸満市障害者施策推進協議会開催状況

	開催日	議事内容
第1回	令和6年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付式</li> <li>・会長及び副会長の選任について</li> <li>・計画策定について</li> <li>・アンケート調査結果の報告</li> <li>・糸満市第4次障がい者計画の進捗・評価</li> </ul>
第2回	令和6年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸満市第5次障がい者計画素案について</li> </ul>
第3回	令和6年3月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糸満市第5次障がい者計画素案の最終確認について</li> </ul>
	令和6年3月27日	市長答申

## 7 第5次糸満市障がい者計画・重点施策指標のアンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案(参考)について

令和6年3月11日  
糸満市障害者施策推進協議会  
事務局：障害福祉課

### 第5次糸満市障がい者計画・重点施策指標のアンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案(参考)について

第5次糸満市障がい者計画における重点施策にかかる指標について、有効かつ効率的な計測手法等を定めるため、次のとおりアンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案としてまとめたので今後の参考として利用されたい。

#### 1 アンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案について

アンケート調査にかかる仕様のとりまとめは、有効かつ効率的な計測手法に基づき実施されることが望ましいことから、今後、糸満市地域自立支援協議会において具体的な検討を加えたうえで、令和7年5月末までに定めていくものとするのが望ましい。

本方針案は、令和5年度末（第5次糸満市障がい者計画策定時）現在における糸満市障害者施策推進協議会が取りまとめたものである。なお、今後の様々な情勢変化等に応じて本方針案を変更等することを妨げるものではない。

#### 2 アンケート調査実施までのスケジュール案について

アンケート調査の実施スケジュールは次表案を前提とする。本スケジュール案に基づき、3において、それぞれの指標にかかるアンケート調査手法を整理する。

年度	時期	実施内容	確認主体
令和6年度	4-3月	・調査票の設計	(市事務局)
	11月	※調査票設計案の中間報告	糸満市障害者施策推進協議会
	3月	※調査票案の決定	糸満市地域自立支援協議会
令和7年度	5月末	・調査票の決定期限	※糸満市地域自立支援協議会 ※令和7年3月決定を目途
	6-9月	・調査準備/事前広報	(市事務局)
	10-3月	・調査の実施(指標2・3) ・調査の状況/中間報告※	(市事務局) ※糸満市地域自立支援協議会
令和8年度(※)	4-9月	・調査の実施(指標2・3)	(市事務局)
	9-10月	・調査準備/事前広報 ・調査の実施(指標4・6) ・調査結果とりまとめ	(市事務局)
	11-3月	・調査結果報告	糸満市障害者施策推進協議会 糸満市地域自立支援協議会

(※)障害福祉計画・障害児福祉計画見直し年度

### 3 アンケート調査の方法案

各指標にかかるアンケート調査の方法案は以下に掲げる方法とする。

※以下に示す方法は、令和5年度末現在における検討案であり、今後事務局（障害福祉課）において検討し、最終的には系満市地域自立支援協議会において承認を経ていくことが望ましい。

#### 指標1 基幹相談支援センターの設置について

活動指標のためアンケート調査対象外。

#### 指標2 障害児福祉サービスの満足度について

同指標は、障がい児（18歳未満）が利用する障害福祉サービス全般についての満足度を測るものであるため、次のとおりアンケート調査により測定する。

- (1) 対象：18歳未満の障害福祉サービス利用者
- (2) 集計区分：利用サービスの種別ごとの満足度
- (3) 評価区分：上記の満足度を5段階評価  
(満足・概ね満足・どちらとも言えない・少々不満・不満)
- (3) 実施時期：令和7年10月1日から令和8年9月末まで
- (4) 実施方法：WEBアンケート※により実施。令和7年10月以降の支給決定対象者への通知にアンケート調査サイトのQRコードを印字した“アンケート調査案内文”を同封郵送して実施する。  
※WEBアンケートはLogoフォームにより職員が作成・対応することを想定とする。
- (6) 調査票案：令和6年度に事務局において作成予定

#### 指標3 障害者福祉サービスの満足度について

同指標は、障がい者（18歳以上）が利用する障害児福祉サービス全般についての満足度を測るものであるため、次のとおりアンケート調査により測定する。

- (1) 対象：18歳以上の障害福祉サービス利用者の保護者等
- (2) 集計区分：指標2(2)に同じ
- (3) 評価区分：指標2(3)に同じ
- (4) 実施時期：指標2(4)に同じ
- (5) 実施方法：指標2(5)に同じ
- (6) 調査票案：指標2(6)に同じ

#### 指標4 日中の過ごし方で収入を得て仕事をしている人の割合

同指標は、障害者手帳等を所持する者のうち、日中の過ごし方で収入を得て仕事をしている人（一般就労者及び就労移行支援・就労継続支援A型及びB型を利用する者を含む）の割合を測定するものであるため、次のとおりアンケート調査により測定する。

- (1) 対象：19歳以上の障害者手帳等（※）所持者  
※身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者
- (2) 集計区分：各手帳所持区分  
※複数障害・複数手帳等所持の場合は主たる障害ごとに修正する。
- (3) 評価区分：調査時点における就労の有無を確認

(4) 実施時期：令和8年10月頃

※可能であれば指標2・4と同様に通年での実施手法を検討すること。

(5) 実施方法：WEB アンケートにより以下のとおり実施する。

※WEB アンケートは Logo フォームにより職員が作成・対応することを想定とする。

- ①手帳等所持者（ランダム抽出した身体 1,000 件と知的及び精神は全数調査を行い、身体・知的・精神の種別ごとに各 200 件以上の回収を目標）について、同アンケートサイト QR コードを印字した案内文書を郵送等（及び役所窓口併設）して実施する。
- ②障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）利用者数（支給決定者数）をサービスごとに集計し、①の回答を補正する。

※手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

(6) 調査票案：指標 2（6）に同じ

#### **指標 5** 合理的配慮の提供にかかる対応要領等の策定

同指標は活動指標であるため、アンケート調査対象外。

#### **指標 6** 災害時に近所に助けてくれる人のいる割合

同指標は、災害時において近所に助けてくれる人（家族・親戚・その他支援者）がいると認識している障がい者及び障がい児の保護者の割合を指すものであるため、次のとおりアンケート調査により測定する。

- (1) 対象：障がい者（18 歳以上）及び障がい児（18 歳未満）の保護者等
- (2) 集計区分：指標 4（2）に同じ
- (3) 評価区分：調査時点における状況を確認
- (4) 実施時期：指標 4（4）に同じ

※可能であれば指標 2・4と同様に通年での実施手法を検討すること。

(5) 実施方法：WEB アンケートにより以下のとおり実施する。

※WEB アンケートは Logo フォームにより職員が作成・対応することを想定とする。

手帳等所持者（ランダム抽出した身体 1,000 件と知的及び精神は全数調査を行い、身体・知的・精神の種別ごとに各 200 件以上の回収を目標）について、同アンケートサイト QR コードを印字した案内文書を郵送等（役所窓口併設）して実施する。

※手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者

(6) 調査票案：指標 2（6）に同じ

### **4 アンケート調査項目の追加等について**

アンケート調査の実施にあたっては、障がい者計画に定められる指標以外についても、調査の必要性に応じて、アンケート調査への協力者の視点を考慮し回答の煩雑さ感（回収率への影響）の低減化を図りつつ、併せて追加等することは差し支えない。

## 8 答申書及び提言書

---

令和6年3月27日

糸満市長 當銘 真栄 殿

糸満市障害者施策推進協議会  
会長 島 村 聡

### 答 申 書

令和6年1月23日付け糸障諮第1号で諮問のありました「第4次糸満市障がい者計画に基づく取組に対する評価」及び「第5次糸満市障がい者計画案の策定」について、1月23日から3月11日までの間、計3回の会議を開き、それぞれ評価・策定を行いましたので、別記のとおり答申します。

本案が、今後の糸満市における様々な障がい者施策の有効性を高め、障害のある人・ない人が、これまでよりも「より安心して、より自分らしく」暮らしていけるようになることを期待します。

**別記**

**1 第4次糸満市障がい者計画の評価について**

**(1) 評価結果**

当協議会では、事務局が作成する評価案を点検していく方式により評価を行った。評価結果は、それぞれ妥当の範囲にあるものと判断する。

**(2) 留意事項等**

行政計画にある傾向として、行政機関による自己評価は定性的な表現が多く、市民、とりわけ当事者である障がい者の立場からの認識とは大きく異なる“甘い”評価に陥りやすい点があることを指摘しておきたい。今後、評価作業に従事する担当者及びその監督者等においてはこの点を十分認識したうえで作業を行ってほしい。

なお、今般、第1回会議で示された当初評価案の様式を大幅に見直し、市民にとって分かりやすい表記方法に改めた点は評価できるものであることを申し添えておきたい。

**2 第5次糸満市障がい者計画案の策定について**

**(1) 計画案の策定結果**

当協議会では、事務局が作成する計画案について、必要性・妥当性等の視点から点検、意見を付していく方法により計画案の策定作業をすすめ、別添のとおり計画案を取りまとめた。

**(2) 障がい者計画を策定する意義等について**

市町村は、障害者基本法に基づき市町村障害者基本計画を策定しなければならない努力義務がある。これは、全国の自治体があまねく障がい者計画を策定することで、広く障がい者の権利擁護を図り、関係機関の連携による障害福祉の品質向上を目指す仕組みとも言える。

一方で、せっかく策定された計画・施策であっても、その取組結果について検証を行わなければ、新たに策定される施策に有効性（障害福祉の品質向上）を期待することは難しい。

糸満市ではこれまで4次に渡って障がい者計画が策定され、様々な取組みが行われてきたが、取組の成果を示す客観的指標の設定には至っていなかった。

今般、第5次計画において、初めて成果指標を設定できたことは計画の有効性を高める第一歩として評価したい。

今後、本計画の進行管理においては、設定された指標にかかる成果をはじめ定期的に課題等の点検を行いつつ、場合によっては指標自体の妥当性を検証し、その在り方についても不断の見直しを加えていくことを検討してほしい。

### **3 第5次糸満市障がい者計画・重点施策指標のアンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案について**

第5次糸満市障がい者計画における重点施策にかかる指標について、有効かつ効率的な計測手法を定めるため、別添のとおり「アンケート調査にかかる仕様のとりまとめ方針案」としてまとめた。本方針案は今後、糸満市地域自立支援協議会において取り組んでほしいものであるため、同協議会へ申し送り方をお願いします。

令和6年3月27日

糸満市長 當銘 真栄 殿

糸満市障害者施策推進協議会  
会長 島 村 聡

## 提 言 書

第5次糸満市障がい者計画案には具体的に盛り込まれることはなかったが、当協議会の審議における意見等の中で、答申書に盛り込むべき意見として委員の総意があった事項について、下記のとおり提言としてまとめてみました。

当協議会としては、これら提言実現に向け、市が関係機関と協力しながら、着実に取り組んでいくことを強く望みます。

なお、本提言書は、糸満市障害者施策推進協議会規則第2条に定める助言であることを申し添えておきます。

## 記

### **提言1** 防災対策・BCP策定作業を活用した個別避難計画の加速化案について

糸満市における障がい者・障がい児に対する個別避難計画の作成支援は大きく遅れており、未だにその作成には至っていない。

一方で、令和6年4月から障害福祉事業所についてもBCP（事業継続計画）の策定が義務化され、各事業所における策定作業が具体的実行段階に入っている。

市はこの動きを的確に捉え、各事業所が作成するBCP情報、或いは当該BCPに掲載される利用者情報等を集約するなどし、個別避難計画の策定支援につなげてほしい。本取組案は、市の個別避難計画支援の加速化に寄与することが期待されるものである。なお、本取組案を進めるにあたっては、各事業所の利用者及びその家族にかかる個人情報取扱いが課題となることが想定されるが、事前に同意を得る仕組みを併せて構築することで対応できる部分もあるため、検討されたい。

## **提言 2** 権利擁護対策・経済的困窮者等に対する成年後見人報酬助成制度の早期整備について

糸満市における成年後見人報酬助成の対象は、未だに市長申立のケースに限定されており、経済的に困窮等している一般市民が成年後見人制度を利用し難い状況にある。また、県内自治体（市）においては糸満市を除くほぼ全ての市で同助成制度が整備される中、糸満市は他市に比較しても大きく遅れている。県内格差による市民の不利益を早期解消するためにも、同制度の早期整備に向けて取り組まれない。

## **提言 3** 農福連携技術支援者の活用について

政府では農林水産省を中心として令和元年6月に農福連携等推進ビジョンを定め、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展、障がい者の自信や生きがいを創出と社会参画の実現に向けた取組みを行っている。その取組の一つとして、沖縄県では令和5年度に農福連携技術支援者育成研修を行っておりすでに20人程度の同技術支援者が誕生している。市においては、同技術支援者の活用について県と連携し、地域の就労支援事業所等へその活用を促していくことを検討されたい。

## **提言 4** 障がい者・障害福祉事業所のボランティア活動への参加促進について

今般の第5次糸満市障がい者計画案の策定にあたっては、障がい者のボランティア参加にかかる第4次計画の施策内容を”既存の社会資源の活用”に着目し、実現可能かつ有効な施策へと改めた。今般の本協議会において、以前から地域自治会と地域にある福祉事業所との交流は相互に大切と認識していながらその交流はあまり進んでいないことが確認された。

市は、地域自治会と福祉事業所の双方をつなげる取組の一つとして、市或いは自治会等が主催する地域清掃等活動に福祉事業所・障がい者が参加しやすい関係づくりを支援してほしい。これにより、障がい者のボランティア活動への参加が具体的に促進されることが期待される。

## **提言 5** 基幹相談支援センター機能の整備・拡充について

糸満市では、以前から基幹相談支援センターの設置目標が掲げられるものの、現在、その設置に至っていない。基幹相談支援センターは、早期設置はもとより、地域のニーズに適した規模と高度な相談支援サービス水準が求められるものである。

設置手法としては、市直営方式や外部委託方式がある。直営方式は一定の人数規模以下の場合、役所の人事異動の影響を受けるためサービス水準の低下リスクがある。

一方、外部委託方式は専門職による継続的な支援が期待でき、かつ、中長期的な視点では、地域の福祉人材の専門力向上も期待できる。

また、基幹相談支援センターの設置と並行して、既存の委託相談支援事業所の複数・分散化に向けたロードマップ（年次的目標）を描いておく必要がある。複数・分散化にあたっては、設置規模にもよるが、障害種別（身体・知的・精神等）や地域単位（学校区等）に事業所などを確保することも一例として考えられる。さらに、今後、移行準備を迎える重層的支援との体制的な連携についての検討が必要であり、地域における包括的な相談支援体制の在り方検討を総合的に進めてもらいたい。

#### **提言 6** 学校現場における障害の理解推進について

文部科学省では、特別支援教育を充実させるため、教職員の専門性向上に向けた研修支援を行っており、沖縄県においても毎年、同教職員向け研修会が実施されているが、現状は研修需要に対して研修の量・質ともに不足している。近年、学校現場では特別支援教育が増大しており、特別支援にあたる教員のみならず、監督者を含めた“障害に対する理解”の向上が急務である。

糸満市地域自立支援協議会において、学校と障害児通所サービス事業所との連携を促す取組が行われているが、市（教育委員会）は、学校現場を監督する校長・教頭職等に対する研修の充実化について、県と連携した取組を検討してほしい。

#### **提言 7** 地域活動支援センターのサテライト機能の検討について

令和5年度に移転した糸満市地域活動支援センター陽だまりは、障害福祉サービス利用に至っていない障がい者の居場所拠点として重要な機能を担っている。県内でも比較的広い面積を有する糸満市は今後、地域活動支援センターの支所分散化（サテライト）機能の整備についても検討してほしい。その整備の在り方についても、地域とのつながり等を念頭に、公設のみに拘ることなく、地域公民館等の活用など、広く検討してみしてほしい。

#### **提言 8** 地域生活支援事業・移動支援の対象等について

現在、県内の多くの市町村では、通勤や通学にかかる移動は、地域生活支援事業の移動支援事業の対象となっていない。通勤・通学にかかる移動時の介助やその介助等にかかる費用の支援は、障がい者が自立した地域生活を送るうえで有効な支援策の一つである。いとちゃん mini など既に市が独自で取り組まれている公共交通施策の充実化のアプローチとともに、地域生活支援事業・移動支援事業の対象範囲の拡大についても検討を進めてほしい。

## 提言9 障害福祉に関する人材の確保と育成について

相談支援専門員は相談対応にかかるストレスや厳しい労務環境から、3年未満で離職するケースが目立つなど、その定着化が進まないという問題がある。この問題は、委託相談支援事業所や基幹相談支援センターの過重負担を招き、地域の相談支援体制を崩壊させてしまう潜在的リスクを抱えている。また、事業所によっては相談支援専門員が一人のみのところも多く、彼らは事業所内で適切なアドバイスを得られず一人で悩み続けてしまいがちでもある。

この相談支援専門員の定着化・相談相手不足の問題は、一義的には事業所自身の問題（人材育成は主に県が所管）であるが、市町村においても可能な範囲で、相談支援専門員を支え、支援する枠組みを構築していくことが望ましい。

そのとき大切なのは、市職員が相談支援専門員らの声をよく聴き彼らが抱える課題について「一緒に考える」姿勢で臨むことである。すでに糸満市地域自立支援協議会・相談部会において相談支援専門員と市職員が定期的に意見交換し、課題を共有する取組もなされており、これが有効に機能している点は高く評価しておきたい。

一方で、県内の相談支援専門員からは”市職員とのやり取りにストレスを感じる”との声も聴く。糸満市においては、相談部会で築かれた市と相談員の関係性を適切に維持・更新していくためにも、相談部会担当者のみならず、福祉部門に配属された職員には事業所訪問・見学を促し、現場を肌で感じる機会を積極的に与えるよう配慮をお願いしたい。市職員が相談支援専門員と同じ目線で現場を見ることで、相談員の支えのみならず、市の福祉人材の育成にもつながることが期待されるものである。

最後に、福祉人材のキャリア形成について触れておきたい。多くの市町村では、保健・福祉人材として保健師や社会福祉士などの有資格者を採用しているものの、とりわけ社会福祉士有資格者のキャリア形成が課題（現場担当者としての固定化）となっている。糸満市では既に保健師職のキャリア形成について一定の仕組み化ができているものと思われるが、今後は社会福祉士職についても同様な効果を持つ仕組み化を検討してほしい。福祉人材として採用された職員にも多様なキャリア形成の道が開かれ、それが糸満市役所（組織）全体の活性化につながることを期待したい。



## 糸満市第5次障がい者計画

令和6年3月 策定

◆発行 糸満市 福祉部 障害福祉課

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

電話:098-840-8103

FAX:098-840-8152

